

資料 1

答申事項

福岡県環境総合ビジョンについて

福岡県環境総合ビジョン
〈第五次福岡県環境総合基本計画〉

答申(案)

令和 4 年 1 月
福岡県環境審議会

－ 内 容 －

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の役割
- 4 計画期間
- 5 計画の構成

第2章 福岡県の環境の将来像

第3章 施策の展開方向

- 1 経済・社会のグリーン化(柱1)
－技術・システム・ライフスタイルのイノベーション－
 - ◆目指す姿
 - ◆現状・課題
 - ◆施策の方向
 - ◆重点的に推進するプロジェクト
 - ◆指標項目
- 2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり(柱2)
－多様な主体による環境啓発活動や環境教育－
 - ◆目指す姿
 - ◆現状・課題
 - ◆施策の方向
 - ◆重点的に推進するプロジェクト
 - ◆指標項目
- 3 脱炭素社会への移行(柱3)
－地球温暖化防止と気候変動への適応－
 - ◆目指す姿
 - ◆現状・課題
 - ◆施策の方向
 - ◆重点的に推進するプロジェクト
 - ◆指標項目
- 4 循環型社会の推進(柱4)
－資源の効率的活用と廃棄物の適正処理－
 - ◆目指す姿
 - ◆現状・課題
 - ◆施策の方向
 - ◆重点的に推進するプロジェクト
 - ◆指標項目

5 自然共生社会の推進(柱5)

－生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－

- ◆目指す姿
- ◆現状・課題
- ◆施策の方向
- ◆重点的に推進するプロジェクト
- ◆指標項目

6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成(柱6)

－心地よい空気・水・土・居住環境の保全－

- ◆目指す姿
- ◆現状・課題
- ◆施策の方向
- ◆重点的に推進するプロジェクト
- ◆指標項目

7 国際環境協力の推進(柱7)

－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－

- ◆目指す姿
- ◆現状・課題
- ◆施策の方向
- ◆重点的に推進するプロジェクト
- ◆指標項目

第4章 推進体制・進行管理

1 推進体制

2 進行管理

3 参考資料

1 福岡県環境総合ビジョンと SDGs17 のゴールとの関連

2 計画の策定経過

3 福岡県環境審議会委員等名簿

4 第四次福岡県環境総合基本計画の進捗報告

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本県では、「豊かな環境が支える県民幸福度日本一」を目指す「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）」を2017（平成29）年度に策定（計画期間：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）し、これまで各種施策を推進してきました。

その結果、2020（令和2）年度末時点で、当該計画で設定した20の指標のうち、2項目で目標を達成した他、17項目で計画策定時よりも向上する等、順調に進捗しています（詳細は参考資料4「第四次福岡県環境総合基本計画の進捗報告」参照）。

一方で、国内外では、後述のような様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、現在の福岡県第四次計画を前倒して見直し、福岡県総合計画（2022（令和4）年度からの5年間）と計画期間を合わせ2022（令和4）年度からとする新たな福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）を策定することとしました。

なお、本計画は、第四次計画に引き続き、SDGsの考え方を活かして策定します。

SDGs（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月に国連サミットにおいて採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、「気候変動への具体的な対策」等17のゴールと169のターゲットが示されています。



注）SDGsと本計画の関連については、「SDGsと福岡県環境総合ビジョンの関連」（8頁）を参照。

近年の環境問題を取り巻く状況

地球温暖化（気候変動）問題

2015（平成 27）年にパリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をすることを世界共通目標とした「パリ協定」が採択され、2020（令和 2）年から、国際的な地球温暖化（気候変動）対策の取組として本格的な運用が開始されています。

我が国では、2016（平成 28）年に、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減することを目指す「地球温暖化対策計画」、2018（平成 30）年には、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、「気候変動適応法」及び同法に基づく「気候変動適応計画」が策定され、取組が進められてきました。

そして、2020（令和 2）年 10 月には、「我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050 年カーボンニュートラル¹、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言、2021（令和 3）年 4 月には、気候変動サミットの場において、「日本の 2030 年度の温室効果ガス排出を 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」と表明しました。

2021（令和 3）年 6 月には、パリ協定や 2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえて「地球温暖化対策推進法」が改正され、基本理念として、2050 年までの脱炭素社会実現が明記されるとともに、地方公共団体による再生可能エネルギーの活用を促進するための制度等が創設されました。

プラスチックごみ問題

プラスチックは、軽く・丈夫で・価格も安く、多種多様なものに使用され、社会において重要な役割を担っています。

一方で、不適正な処理により、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が世界全体で年間数百万トンを超えると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されています。

我が国では、プラスチックの適正処理や 3R を推進し、陸上から海洋へ流出するプラスチックの抑制を図ってきましたが、一方でワンウェイの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多いと言われており、アジア各国によるプラスチックごみの輸入規制が拡大していること等を踏まえ、これまで以上にプラスチックの国内資源循環を推進することが求められています。

1 カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引き、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること

このような課題に対応すべく、政府は、2019（令和元）年5月に、「3R+Renewable」を基本原則とし、ワンウェイプラスチック等の使用削減、プラスチックごみのポイ捨て・不法投棄撲滅、バイオプラスチックの実用性向上等を総合的に推進することを掲げた「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その象徴的な取組として、2020（令和2）年7月から「レジ袋の有料化」を開始しました。

さらに、2021（令和3）年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」）が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとしました。

食品ロス問題

我が国の食品ロスは、2018（平成30）年度の推計で年間600万トンにも上り、世界全体の食糧援助量の約1.5倍に相当すると言われています。このうち、約半分の324万トンは食品関連事業者、残る276万トンは家庭からのものであり、食品ロスの削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があります。

このような中、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年5月に成立し、同年10月に施行されました。

生物多様性の悪化

2019（令和元）年に、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム）が、人為的な自然環境の改変や侵略的外来種の増加等により、世界の動物と植物の種群のうち平均約25%、約100万種が絶滅の危機に瀕していると公表しました。

また、2020（令和2）年9月に、国連の生物多様性事務局が、生物多様性保全のために2020年までに各国が取り組む20の項目を掲げた『愛知目標』が、いずれも完全には達成できなかったとする報告書を公表しました。

いずれの報告においても、生物多様性の保全・再生に加え、気候変動対策、産業や食料の生産・消費様式の変革等、様々な分野の行動を連携させていく必要があるとしています。

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、こうした状況を踏まえ、次の国際的目標（ポスト2020生物多様性枠組）について議論されます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の教訓

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の動物から人に感染する「人獣共通感染症」は、近年増加傾向にあります。その背景には、人類による環境破壊があると考えられており、人類の開発領域の拡大により野生生物の棲む環境を劣化させ、野生生物との接触機会が増加することで人類にとって未知のウイルスへの感染リスクを高めることが指摘されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、人と動物の健康、そして環境の健全性は一つのものである、というワンヘルス（One Health）の理念がますます重要視されています。

また、コロナ禍からの復興に当たっては、停滞する経済や社会を、単に「コロナ前」の状況に戻すのではなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、持続可能な未来を目指す「グリーン・リカバリー（緑の復興）」という考え方が世界的に注目されています。

第五次環境基本計画の策定

環境・経済・社会の課題は相互に密接して関連しており、複雑化してきています。一方、2015年のパリ協定の発効を受けて世界は脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、ESG投資¹等の動きが拡大しています。これらの国際・国内情勢に的確に対応するため、国において、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」が策定されました。

複雑化した課題を解決するに当たっては、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、横断的な戦略を設定することが必要であることから、同計画においては、SDGsの考え方も活用し、相互に関連し合う以下の6つの重点戦略が設定されました。

- （１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- （２）国土のストックとしての価値の向上
- （３）地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- （４）健康で心豊かな暮らしの実現
- （５）持続可能性を支える技術の開発・普及
- （６）国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

これらの重点戦略と各戦略を支える環境政策を進めることにより、環境・経済・社会の統合的向上を具体化し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指しています。

¹ ESG投資：環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の3つの要素を重視する投資の手法のことで、企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとしてとらえる動き。

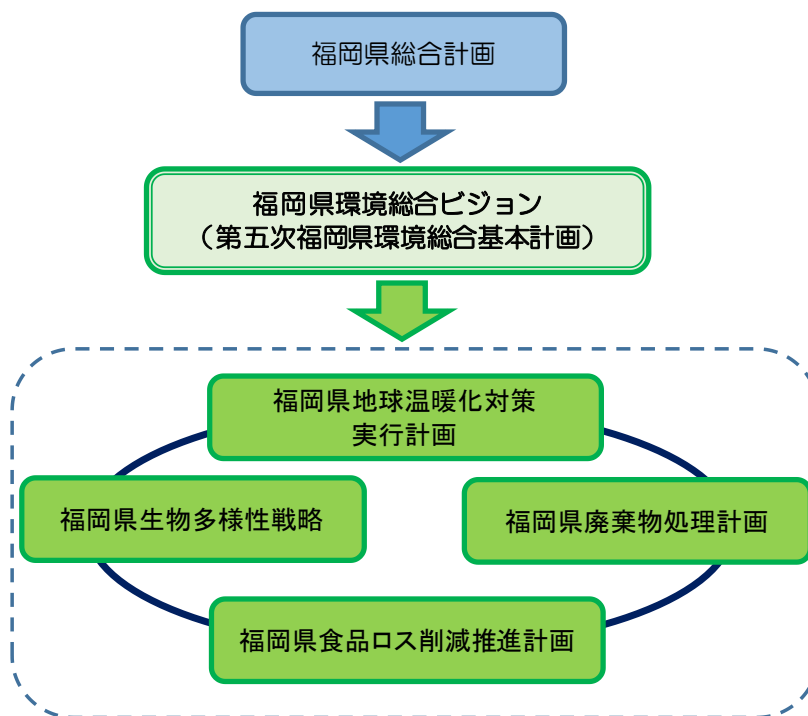
また、同計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し合う「地域循環共生圏」という考え方が再確認されました。



【出典】環境省「令和 3 年版年環境白書」

2 計画の位置付け

福岡県総合計画を踏まえるとともに、環境総合ビジョンの部門計画である福岡県地球温暖化対策実行計画、福岡県生物多様性戦略、福岡県廃棄物処理計画、福岡県食品ロス削減推進計画とも整合させて、本県の環境の将来像を具体化するものです。



3 計画の役割

- 本県において持続可能な社会を目指すための環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱
- 県民・事業者・行政等、全ての主体が環境について考え行動する際の指針

4 計画期間

- 計画期間は、2022（令和4）年度からの5年間です。
昨今の環境行政のニーズや課題の変化を速やかに反映させて実効性を確保するため、5年間の計画とします。
- ただし、環境の状況変化、国内外の環境政策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

5 計画の構成

福岡県総合計画を踏まえて、環境の視点から、前計画に引き続いて7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿、現状と課題、施策の方向、目標・指標を示します。

1 経済・社会のグリーン化（柱1）

－技術・システム・ライフスタイルのイノベーション－

- ① 経済・社会のグリーン化の推進
- ② グリーンイノベーションの推進

2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（柱2）

－多様な主体による環境啓発活動や環境教育－

- ① 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ② 環境を考えて行動する人づくりの推進

3 脱炭素社会への移行（柱3）

－地球温暖化防止と気候変動への適応－

- ① 温室効果ガスの排出削減（緩和策）
- ② 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）
- ③ 気候変動の影響への適応（適応策）

4 循環型社会の推進（柱4）

－資源の効率的活用と廃棄物の適正処理－

- ① 限りある資源の効率的な利用
- ② 資源循環利用の推進
- ③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

5 自然共生社会の推進（柱5）

－生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－

- ① 生物多様性の保全と自然再生の推進
- ② 生物多様性の持続可能な利用

6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（柱6）

－心地よい空気・水・土・居住環境の保全－

- ① 統合的な対策
- ② 大気環境の保全
- ③ 水環境の保全
- ④ 土壌環境の保全
- ⑤ 化学物質等による環境・健康影響対策
- ⑥ その他の生活環境の保全

7 国際環境協力の推進（柱7）

－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－

- ① 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ② 民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進

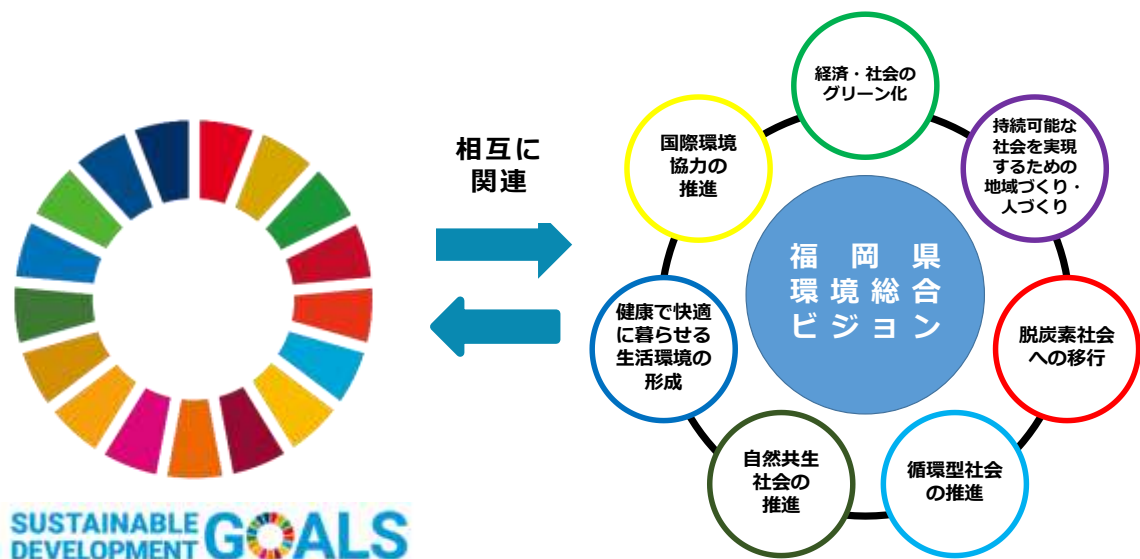
SDGs と福岡県環境総合ビジョンの関連

SDGs は、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について設定されている国際社会共通の目標です。人間が持続可能な経済活動や社会活動を営む前提として、地球環境が健全である必要がありますが、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻化しています。本計画では様々な環境問題に対応するための施策を取りまとめているますが、それぞれの施策は SDGs の複数のゴールと関連があります。

その関連性については、「第3章 施策の展開方向」の「重点的に推進するプロジェクト」の「SDGs ゴール・ターゲット関連図」によって示しています。この関連図は、重点的に推進するプロジェクトが直接的に目指す SDGs の各ゴール及びターゲットとその他の関連が深いゴール及びターゲットがどのように効果を与えあっているのかを表しています（例えば、「未来のために、プラスチック削減!!～プラスチック資源循環の促進～（72 ページ）」は、**天然資源の持続可能な管理（ターゲット 12.2）**を直接的に目指すだけでなく、陸上活動による**海洋汚染の防止（ターゲット 14.1）**等、他のゴールにも効果があることを表しています）。

SDGs のゴール・ターゲットは相互に関連しており、統合して解決していくことが必要です。本計画の各施策を進めるに当たって、SDGs の関連する複数のゴール・ターゲットを意識することで、複数の課題の同時解決に近づくことを「SDGs ゴール・ターゲット関連図」は示しています。

巻末には、本計画の各柱の施策の方向が、SDGs のどのゴールと関係しているのかを一覧表で示しています。（「参考資料Ⅰ 福岡県環境総合ビジョンと SDGs との関連」ページ参照）



第2章 福岡県の環境の将来像

～環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ～

環境・経済・社会の3つの側面を調和させつつ、前計画に引き続きSDGsの考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築を目指します。

このような社会を実現し、県民一人一人が物質的にも精神的にも幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、環境の視点から、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示します。

なお、7つの柱は相互に関連しており、全体として持続可能な社会を目指すものです。

【7つの柱のイメージ】



…横断的施策



…分野ごとの施策



【7つの柱の目指す姿】

1 経済・社会のグリーン化（柱1）

－技術・システム・ライフスタイルのイノベーション－

- 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（柱2）

－多様な主体による環境啓発活動や環境教育－

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育、環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。

3 脱炭素社会への移行（柱3）

－地球温暖化防止と気候変動への適応－

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

4 循環型社会の推進（柱4）

－資源の効率的活用と廃棄物の適正処理－

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

5 自然共生社会の推進（柱5）

－生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山

や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（柱6）

－心地よい空気・水・土・居住環境の保全－

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

7 国際環境協力の推進（柱7）

－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

第3章 施策の展開方向

1 経済・社会のグリーン化（柱1）

－技術・システム・ライフスタイルのイノベーション－



※7つの柱ごとに、関連する主なSDGsロゴマークを示しています。

目指す姿

- 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化¹が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

現状・課題

- 我が国は、2020（令和2）年10月に、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021（令和3）年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの方針を示しました。
- 2021（令和3）年6月には、地球温暖化（気候変動）への対応を経済成長の制約でなく成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」を実現するための産業政策「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定（改定）されました。グリーン成長戦略では、2050年に向けて成長が期待される重要分野として、洋上風力・太陽光・地熱、水素・燃料アンモニア等14分野を選定し、高い目標を掲げて政策を総動員することが示されています。
- さらに、2021（令和3）年10月に、グリーン成長戦略の内容も踏まえ「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が決定され、長期的なビジョンが示されました。また同月には、成長戦略に直結するエネルギー政策として「第6次エネルギー基本計画」が、気候変動問題への対応や2050年カーボンニュートラルの視点も踏まえ決定されました。
- 環境省の推計（推計期間：2000（平成12）～2018（平成30年）度）によると、国内の環境産業の市場規模及び雇用規模は、いずれも2018（平成30）年に過去最大となり、市場規模は105兆円、雇用規模は約

¹ グリーン化：経済活動等が環境に配慮したものとなり、自然資源や生態系などの地球環境が回復不能なほど損なわれないようにすること。

260 万人となっています。一方、グリーン成長戦略による 2050 年の経済効果は約 290 兆円、雇用効果は約 1800 万人とも試算されており、今後、産業構造や経済社会は大きく変革していくと考えられます。

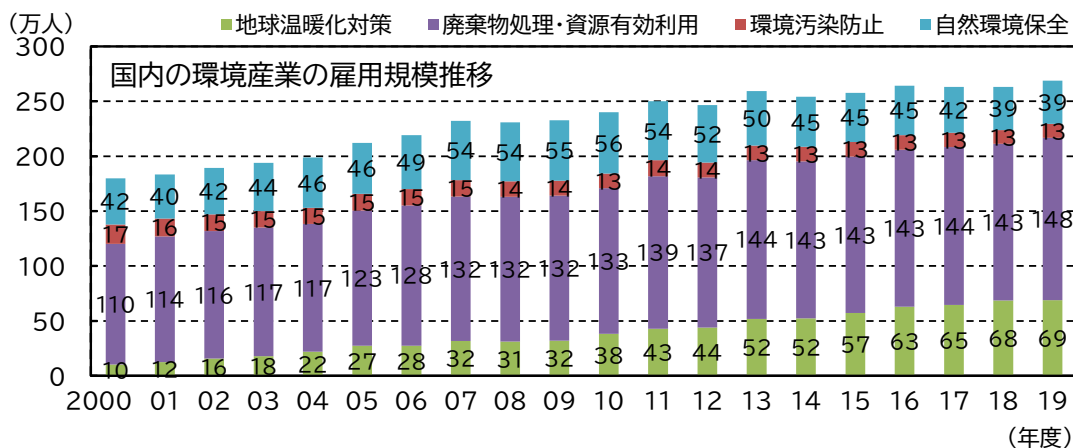
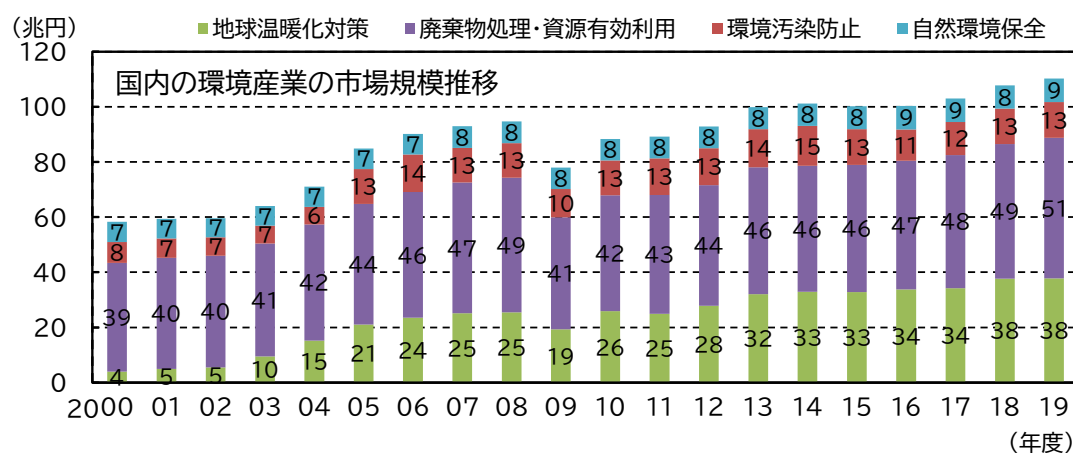
- このほか、2050 年までに農林水産業の CO₂ ゼロエミッション化を目指す「みどりの食料システム戦略」が 2021（令和 3）年 5 月に策定され、革新的な技術・生産体系を順次開発し、社会実装を実現する長期的な道筋が示されました。

グリーン成長戦略における 14 の重点分野



【出典】経済産業省「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(広報資料)」

国内の環境産業の市場規模推移及び雇用規模推移



【出典】環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

○ 本県では、グリーン成長戦略で示された 14 の重要分野のうち、既に風力産業や水素産業のほか、自動車産業、農林水産業等の分野に取り組んでいます。その他にも、生産プロセスを効率化する産業用ロボット、家電や鉄道等、様々な機器の電力消費を抑えるパワー半導体等、省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業も集積しています。国の制度も活用しながら、これらの取組をさらに進めていく必要があります。

○ 持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進が重要となっています。

本県では、企業や消費者団体、行政等で構成される「九州グリーン購入ネットワーク」に参画し、グリーン購入の取組拡大を目的としたセミナーの開催、地域のエコ商品の紹介、環境学習への支援や教材開発等の普及啓発活動を行っています。

また、県自ら「福岡県環境物品等調達方針」を作成し、全機関を挙げて環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。調達率 100% を目標に掲げる 19 分類 190 品目については、2019（令和元）年度調達率 99.9% を達成しており、今後も目標達成に向けて取り組んでいます。

○ 世界的な問題となっているプラスチックごみについては、プラスチックごみ削減を県全体で進めていくため、取組に関する方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定し、各主体（事業者、県民、行政）の取組を促しています。

また、プラスチックごみ削減の取組の一つとして、2020（令和 2）年度から、それまで実施していたレジ袋削減の取組である「マイバッグキャンペーン」を発展的に見直し、レジ袋も含めたプラスチックごみ削減の取組として「ふくおかプラごみ削減協力店登録制度」、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」に取り組んでいます。

マイバッグキャンペーン参加店舗数の推移

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
参加店舗数	2,103	2,170	2,196	2,494	2,637	2,576	2,744	2,729	2,805	3,152

※2020(令和2)年度は、ふくおかプラごみ削減協力店登録店舗数。

- 国からエコタウン事業の承認を受けている北九州市と大牟田市においては、環境関連産業の集積基盤が整備されています。

北九州エコタウンには、家電や自動車、蛍光管のリサイクル等、様々なリサイクル企業が立地するとともに、アジアをはじめとする国際的な環境技術・ビジネス拠点としての取組が進められています。（2021（令和3）年3月時点で26事業が展開）

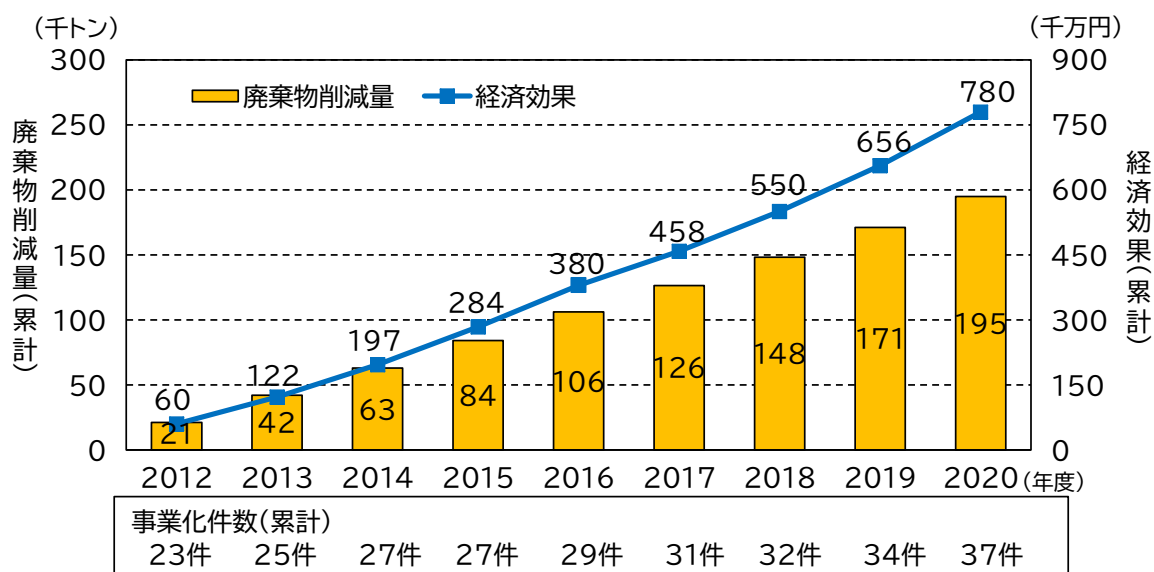
大牟田エコタウンでは、大牟田リサイクル発電所がサーマルリサイクル¹を行っているほか、紙おむつやレアメタル等のリサイクル関連産業が立地しています。（2021（令和3）年3月時点で18事業が展開）

福岡県内のエコタウンの特色等

	北九州市	大牟田市
承認年月	1997（平成9）年7月	1998（平成10）年7月
場 所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特 色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていること等から、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指している。	有明海沿岸道路や三池港の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進している。
事業数 (2021年3月時点)	26	18

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、産学官民によるリサイクル技術や社会システムの事業化を支援しており、図に示すように実用化事業による廃棄物の削減や経済効果が生み出されています。

福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究開発による 廃棄物削減量(累計)及びその経済効果



【出典】福岡県

¹ サーマルリサイクル：廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電等に利用すること。

【経済・社会のグリーン化の推進】

環境配慮型ビジネススタイルの普及

- 公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種等の生息・生育環境への影響の回避・低減等の生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。【柱5にも掲載】
- 調達や製造、運搬、販売、廃棄物処理等事業活動の各段階において、地球環境や物質循環、生物多様性等の視点から環境負荷の低減に取り組む企業を以下の施策により支援します。
 - ・ 電気やガス、自動車燃料使用量の削減等に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、その活動を支援します。
 - ・ 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入に関する普及啓発を進め、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を促進します。
 - ・ 再生資源を原材料とし、一定の基準を満たす製品に対し、県が認定を行う建設資材対象の「福岡県リサイクル製品認定制度」及び生活関連用品対象の「福岡県県産リサイクル製品認定制度」について、その利用を促進していきます。
- 再生可能エネルギーの導入検討に必要な基本データを提供するシステムを公開し、民間企業等における再生可能エネルギー導入を支援する環境整備を行います。【柱3にも掲載】
- 充電インフラ設置における補助金の案内を行い、自動車の電動化に対応したインフラの導入を促進します。【柱3にも掲載】
- 事業所の ZEB¹（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や既存建築物の省エネルギー化への支援を行います。【柱3にも掲載】
- 企業経営者に対して脱炭素経営²セミナー等を実施し、環境に配慮した新たな経営の方向について普及啓発を行います。

環境配慮型ライフスタイルの普及

- 電気やガス、水道、ガソリン使用量等の削減に取り組む世帯を応援するエコファミリー応援事業やリサイクル施設等の見学を行うこどもリサイクル探検隊、こどもエコクラブ等、県民参加型の事業を進めることにより、環境配慮型のライフスタイルの普及啓発を進めます。

¹ ZEB:50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のこと。削減量に応じて、①ZEB、②Nearly ZEB、③ZEB Readyと定義される。

² 脱炭素経営:気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)や脱炭素に向けた目標設定(SBT、RE100)等に取り組む動き。

- ZEH¹（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）について県 HP で情報発信を行い、ZEH を普及促進するとともに、既存住宅の省エネ改修を促進します。【柱 3 にも掲載】
- 一定の省エネルギー基準などを満たす長期優良住宅の普及促進や家庭用燃料電池をはじめとした省エネルギー性能に優れた機器等に関する情報提供等、住まいにおける効率的なエネルギー利用の推進に向けた施策に取り組みます。【柱 3 にも掲載】
- 事業者に対して、プラスチックごみ削減の取組を行っている「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録の呼びかけを行うとともに、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、県民への意識啓発を図ります。【柱 4 にも掲載】

環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積

- エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進します。【柱 2、柱 3 にも掲載】
- 風車メンテナンス人材の育成、洋上風力発電の促進区域の早期指定の実現、また、産学官からなる「福岡県風力発電産業振興会議」を通じて、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進セミナーを実施すること等により、洋上風力発電の導入及び風力発電産業の集積を促進します。【柱 3 にも掲載】
- 北九州市及び大牟田市のエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かした、環境・リサイクル産業の集積を支援します。
- 本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。【柱 7 にも掲載】
- エネルギー効率が高く、消費電力を抑えることができる有機 EL を普及するため、九州大学で開発され世界から注目を集める新たな有機 EL 材料の実用化支援や県内企業の参入促進に取り組みます。
- 産業廃棄物の減量化や資源の有効活用を図るため、県内事業者のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助し、事業者を支援します。
- 融資制度等により、県内中小企業における省エネルギー対策や、県内事業者の環境保全施設・設備の導入を促進します。【柱 3、柱 6 にも掲載】

¹ ZEH:20%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅のこと。削減量に応じて、①ZEH、②Nearly ZEH、③ZEH Oriented と定義される。

- 水素エネルギー分野については、燃料電池自動車や家庭用燃料電池の普及を促進するとともに、水素・燃料電池の新たな用途拡大を図ること
で関連産業の市場を形成し、県内企業の当分野への参入を進めます。また、再生可能エネルギー由来の水素が利活用される社会の早期実現に向けた取組を推進します。
- 御笠川浄化センターにおいて、下水汚泥を減量化する際に発生する消化ガスを利用した発電事業を実施します。【柱 3 にも掲載】

環境に配慮した農林水産業の振興

- 農業分野においては、農薬や肥料の適切な使用や減農薬・減化学肥料栽培、バイオマスの活用等、環境に配慮した農業を推進します。また、省エネルギー化やバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入により、農業生産現場におけるエネルギー自給率の向上を図ります。
- 林業分野においては、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けて、健全な森林づくりを推進します。
- 漁業分野においては、ICT¹等を活用した効率的な操業を推進することにより、経営の低コスト化・環境負荷低減を図るとともに、資源管理型漁業等により、生態系に配慮した持続可能な漁業を推進します。

税制のグリーン化

- 森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用し、荒廃森林の再生や森林の荒廃の未然防止、県民参加による森林づくり活動等を推進します。
- 産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税を活用し、循環型社会の構築に向けた取組を推進します。
- 不動産取得税の課税免除等により、グリーンアジア国際戦略総合特区において事業を行う企業を支援します。
- 自動車環境対策として、環境負荷の大きな自動車の税率を重くし、一方で環境負荷の小さな自動車の税率を軽くする、自動車税のグリーン化の取組を推進します。

【グリーンイノベーションの推進】

県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進

- 県試験研究機関である保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場及び水産海洋技術センターと事業者等との連携体制を強化し、環境関連技術の実用化を促進し、更なる環境負荷の低減を図ります。

¹ ICT: Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を指す。

事業者における技術開発の支援

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいては、廃棄物の特性に応じた、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進するとともに、北九州、大牟田のエコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めます。また、企業連携による研究開発を促進するため、企業間のネットワークづくりに取り組みます。【柱 4 にも一部掲載】
- 地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品の開発支援を進めます。

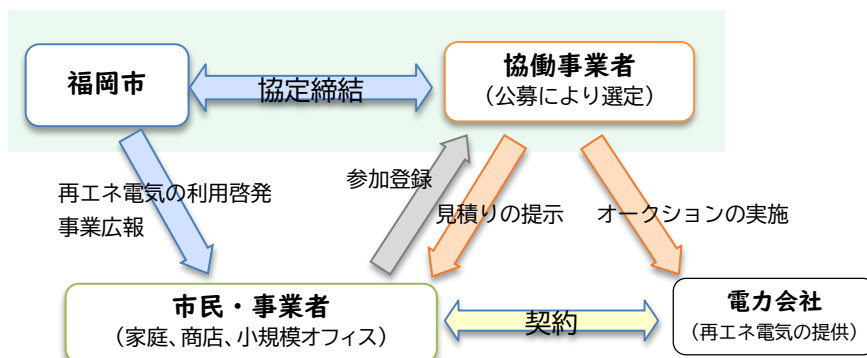
共同購入による再エネ電気の利用拡大 ～福岡市の取組～

経済・社会のグリーン化のためには、環境に配慮したビジネススタイル・ライフスタイルへの転換が重要になっています。

2020 年にゼロカーボンシティ（55 ページにも掲載）を表明した福岡市では、脱炭素社会の実現に向け、様々なチャレンジを行っています。その一つとして、太陽光や風力等で発電された再生可能エネルギー由来電気（再エネ電気）の利用拡大に向け、民間事業者と協働で、再エネ電気の共同購入事業「EE 電（いいでん）」を実施しています。

この事業は、市民や事業者の方々が環境にやさしい再エネ電気の利用に関心を持つきっかけとして、EE（エコロジー＆エコノミー）な共同購入を案内するものです。同市が協定を結んだ協働事業者が、同市内の家庭、商店、小規模オフィスからの参加を募り、参加登録者をグループ化して、オークションを行い、最も割安なプランを提示した電力会社を選びます。参加登録者が多く集まる程、共同購入のメリットが大きくなる仕組みです。（※切替え前の電気代よりも安くない場合があります。）

この再エネ電気の共同購入事業は九州初の試みであり、この取組を通して同市内での再エネ電気への切替えが進むことで、再生可能エネルギー利用の拡大が期待されます。



↑詳しくは福岡市
環境局 HP へ

「EE電」事業の概略図

グリーン化に資する福岡県中小企業施策の紹介

中小企業が活用できる福岡県施策のうち、特に経済・社会のグリーン化に資する施策の一部を紹介します。詳しくは「福岡県 中小企業施策活用ガイドブック」を御覧ください。

【省エネルギーの取組についての相談】

省エネルギー・節電に関する相談窓口を開設し、必要に応じて専門家を現地へ派遣して、エネルギー使用状況等に対して助言・提案を行います。

【エネルギー関連設備の導入資金の融資】

省エネ対策、再エネ設備等の導入に必要な資金を融資します。

【エネルギー分野の事業展開】

エネルギー分野における取引拡大や新規参入を目指す企業に対し、製品や技術力をアピールする場を提供するとともに、出展支援制度を運用して、ビジネスチャンスの拡大を支援します。

【リサイクル製品認定制度・県産リサイクル製品認定制度】

一定の基準を満たすリサイクル製品（建設資材）や県産リサイクル製品（生活関連用品）を認定し、事業者、県民、市町村等へ積極的な広報を行って利用促進を図ります。

【特区事業に関連して行う設備投資への支援】

グリーンアジア国際戦略総合特区における特区事業の効果的な波及を図るため、県内中小企業が特区事業に関連して行う生産又は開発に係る設備投資を支援します。

【技術相談、共同研究等の技術的支援】

新製品・新技術の研究開発を行う場合に、技術相談（無料）、依頼試験、保有機器の開放使用や共同研究を実施し、製品開発を支援します。

【水素関連企業への支援】

水素関連分野での製品開発等へ助成を行うとともに、当該分野への参入を目指す企業に対しては、技術相談からメーカーとのマッチングまでの支援を行います。

【有機光エレクトロニクス分野での事業展開の支援】

有機光エレクトロニクス分野への参入を目指す企業の製品開発、販路開拓を助成します。

【分散型エネルギーの導入支援】

再エネの導入検討に必要な日照時間等に関する情報の公開や専門家の派遣、コージェネレーション導入セミナーの開催等により、分散型エネルギーの導入を支援します。

【リサイクルに関する研究開発への支援】

実用化が見込まれるリサイクル技術の開発や社会システムの構築に関する共同研究を支援します。



福岡県中小企業施策活用ガイド【web版】は、県内の創業者、中小企業者等の皆さまが利用できる支援施策を福岡県の施策を中心に紹介しています。
「分類」「キーワード」から施策をお探しいただけます。



福岡県 中小企業施策活用
ガイドブック【web版】

重点的に推進するプロジェクト

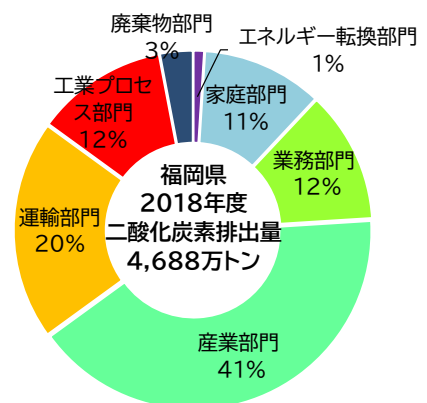
ライフスタイル・ビジネススタイルのグリーン化を目指して ～家庭や事業所で二酸化炭素削減のためにできること～

地球温暖化（気候変動）は地球規模の深刻な問題であり、早期に解決すべき喫緊の課題であることから、本県では「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定して、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進してきました。

脱炭素社会の実現に向けて、県民・事業者・行政の各主体がより一層、地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

取組の背景

本県内の二酸化炭素排出量のうち、県民生活に関連の深い家庭部門（11%）や業務部門（事業所等、12%）、自動車等の運輸部門（20%）からの排出は合計で約4割を占めています。そのため、地球温暖化を防止するためには、県民一人一人が省エネルギー・省資源等に取り組むことにより、家庭や事業所における二酸化炭素排出量を削減することが重要です。



福岡県の二酸化炭素排出量の部門別構成
（2018年度）【出典】福岡県

エコファミリー応援事業

家庭における地球温暖化対策を推進するため、省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民の皆様をエコファミリーとして募集・登録し、その取組を支援する「エコファミリー応援事業」を実施しています。

2020（令和2）年3月からスマートフォンアプリ「エコふぁみ」を運用開始しており、個人情報不要で簡単にエコファミリーに登録できるようになっています。このアプリでは、電気・ガス・水道等の使用量の記録・グラフ化を簡単に行うことができます。また、協賛店で割引等が受けられるパスポートを取得できるほか、エコ活動に取り組んでポイントを貯めると、抽選でプレゼントが当たるなど、楽しみながら地球環境にやさしい活動に参加できます。



↑エコふぁみアプリ
ポスター
←紹介 HP

エコ事業所応援事業

事業所における省エネルギー・省資源等の地球温暖化対策を推進するため、2007（平成19）年度からエコ事業所応援事業を実施しています。

次の3つの活動に取り組むことを宣言する事業所を募集しており、2021（令和3）年4月時点で2,374の事業所が参加しています。

- ・電気使用量の削減に向けた取組
- ・自動車燃料使用量の削減に向けた取組
- ・その他の地球にやさしい活動

エコ事業所に参加すると、入札参加資格審査での加点や低金利融資の対象となるなどのメリットがあります。

また、優秀な成果を残した事業所やユニークな取組を行った事業所には部門ごとに知事表彰を行います。

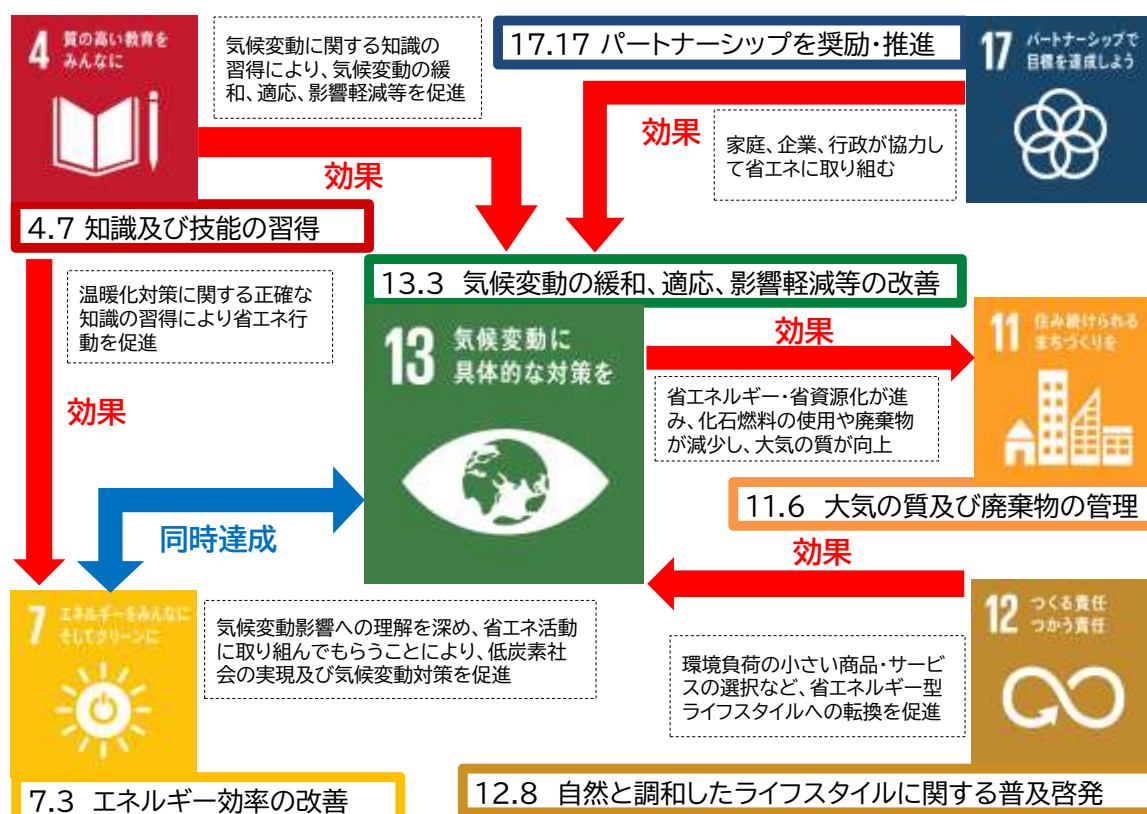


エコ事業所
登録ステッカー



エコ事業所紹介 HP

SDGs ゴール・ターゲット関連図



グリーンアジア国際戦略総合特区の推進 ～環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築を目指して～

地域の強みを活かし、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアの活力を取り込みながら、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図り、アジアとともに発展することを目指します。

取組の背景

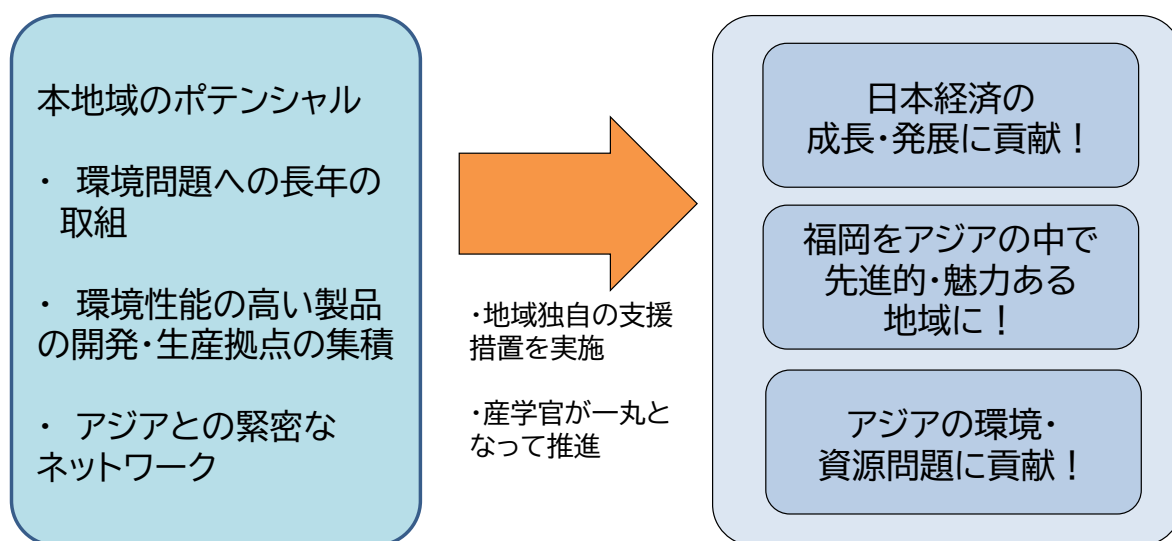
2011（平成23）年12月、本県は北九州市、福岡市とともに、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受けました。

本県は、我が国においてアジアに最も近い大都市圏であり、古くからの交流の歴史と緊密なネットワークを有しています。また、高度成長期の公害問題を克服した技術やノウハウがあり、環境に優しい低燃費車や生産プロセスの効率化を図る産業用ロボット、家電製品等の電力消費を抑えるパワー半導体等、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。

本特区は、これらの強みを活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図り、アジアの資源問題や環境問題の解決にも貢献し、アジアとともに発展することを目指しています。



グリーンアジア
国際戦略総合特区 HP



環境を軸とした産業拠点の集積に向けた取組

国による税制・金融面の支援に加え、県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など様々な施策を講じて、企業の設備投資を支援してきました。

これらの取組により、2020（令和2）年度までに多くの企業が特区制度を活用し、約3,680億円の設備投資が行われています。

引き続き、環境を軸とした産業拠点の形成に向けた取組を進めていきます。



低燃費車



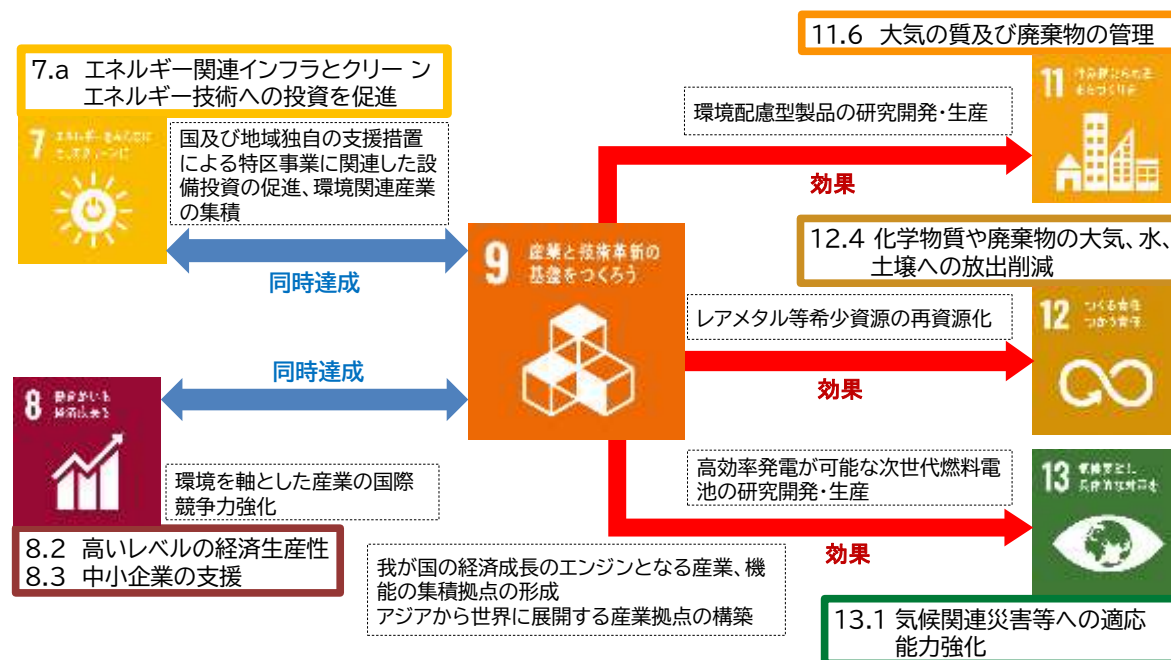
産業用ロボット



パワー半導体

【環境性能に優れた製品を開発・生産しアジアから世界に展開】

SDGs ゴール・ターゲット関連図



環境にやさしい水素社会の実現を目指して

～水素関連産業の育成・集積と水素エネルギーの利活用促進～

水素は様々な資源からつくることができ、利用時に二酸化炭素（CO₂）を排出しないことから、発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待され、カーボンニュートラルのキーテクノロジーと位置付けられています。

本県では、オールジャパンの産学官連携組織「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立し、水素社会実現に向けた取組を推進しています。

取組の背景

本県では、全国に先駆けて水素の可能性に着目し、2004（平成16）年に「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立しました。福岡水素エネルギー戦略会議では、水素分野における世界最先端の研究開発拠点である九州大学や、国内唯一の水素関連製品試験施設である水素エネルギー製品研究試験センター（HyTReC）等と連携して、研究開発や水素関連産業の育成・集積、人材育成など、総合的な取組を推進しています。

2020（令和2）年10月に、政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言、2021年4月には2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）が示されました。これらを受けて策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、水素はカーボンニュートラルのキーテクノロジーとして期待されるなど、かつてない注目を集めています。



九州大学水素材料先端科学研究センター
（HYDROGENIUS）



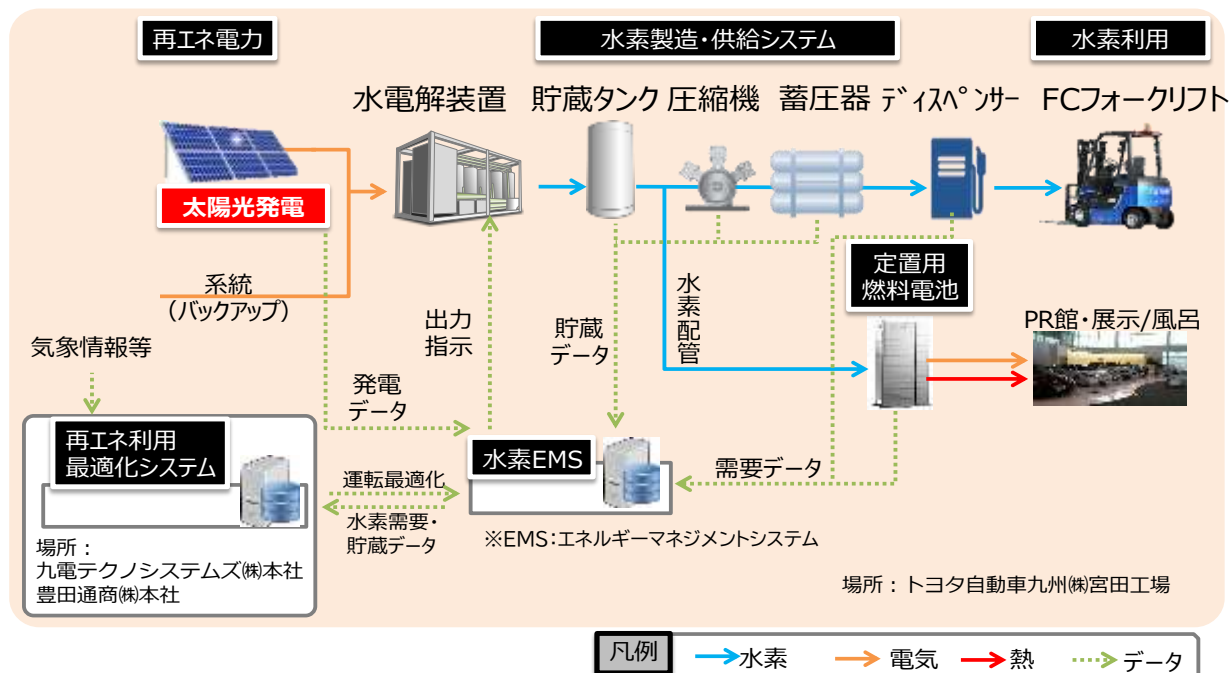
水素エネルギー製品研究試験センター
（HyTReC）

工場において再エネ由来 CO₂ フリー水素を利活用する取組

再生可能エネルギー（再エネ）は天候により出力が変動する不安定な電源であるため、再エネの導入拡大にあたり、水素による電力貯蔵が注目を集めています。

このような水素の特性を活かして、本県では、経済産業省の補助事業を活用し、トヨタ自動車九州（株）等とともに、工場内で太陽光発電の電力から CO₂ フリー水素を製造し、燃料電池フォークリフト等で利活用する全国初の取組を実施しています。

この事業では、従来に比べ CO₂ 排出量を 5 割以上削減することができ、今後、産業分野への水素エネルギーの更なる導入拡大を進めます。



モデル事業の概要

再エネ由来 CO₂ フリー水素を地域で利活用する取組

本県では北九州市等と連携して、太陽光や風力といった多様な再エネ施設が集積する北九州市響灘地区において、再エネ余剰電力から CO₂ フリー水素を製造し、県内各地に運搬して利用するモデル実証事業に取り組んでいます。

CO₂ フリー水素の普及にあたってはコストの低減が不可欠であることから、本事業では、複数の再エネ余剰電力を効率よく調達するエネルギーマネジメントシステムを開発・導入することで、低コストな CO₂ フリー水素の製造・供給モデルを構築することを目指しています。



モデル事業の概要

重点的に推進するプロジェクト

FC モビリティの普及のために

2050 年カーボンニュートラル実現のためには、運輸部門での温室効果ガス排出削減も重要です。本県の「福岡県地球温暖化対策実行計画」においては、自動車 1 台あたりの二酸化炭素排出量を 2030 年度に 2013 年度比 37%削減する目標が立てられており、地球環境負荷の少ないグリーンな交通の推進を図ります。

FC モビリティって何！？

FC モビリティ（Fuel Cell Mobility）は、水素と酸素の化学反応によって発電した電気でモーターを回して走行する乗用車、トラック、バス等です。走行時に二酸化炭素や大気汚染原因となる物質を排出せず、短時間での燃料充填が可能で、航続距離が長いことも特徴です。

普及に向けた取組

FC モビリティが社会に広く普及するため、様々な普及活動・啓発活動を行っています。

（１）FCV（乗用車）

県内自治体、企業等に対する導入の働きかけを行うほか、県内や九州各地で展示・試乗会を行う「九州・山口 FCV キャラバン」を実施し、認知度の向上を図っています。



FCV キャラバンの様子

（２）FC トラック

物流業界では、近年の通販市場の拡大に伴う貨物輸送量増加で二酸化炭素排出量の削減が喫緊の課題となっています。また、水素需要の拡大のためには、安定的かつ大量に水素を消費する商用車に期待が寄せられています。

そこで、本県では、FC トラックの輸送実証を 2021（令和 3）年 8～12 月に実施しました。



実証で使用した FC トラック

関係事業者との実証データの共有を通じて、今後の FC トラックの開発を後押しし、市販化後の速やかな普及を目指します。

(3) 水素ステーション

FC モビリティの普及には、水素ステーションの整備が必要です。本県では、整備のための候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポートを行うほか、本県独自の補助金の活用により民間事業者の整備を促進しています。

西日本初の県庁敷地内水素ステーションを始め、県内全圏域に11か所の水素ステーションが開所しています。今後も水素の需給バランスを考慮した水素ステーションの整備を目指します。



県内水素ステーション一覧

SDGs ゴール・ターゲット関連図



重点的に推進するプロジェクト

リサイクル技術開発によるグリーンイノベーション ～リサイクルシステムの普及に向けて～

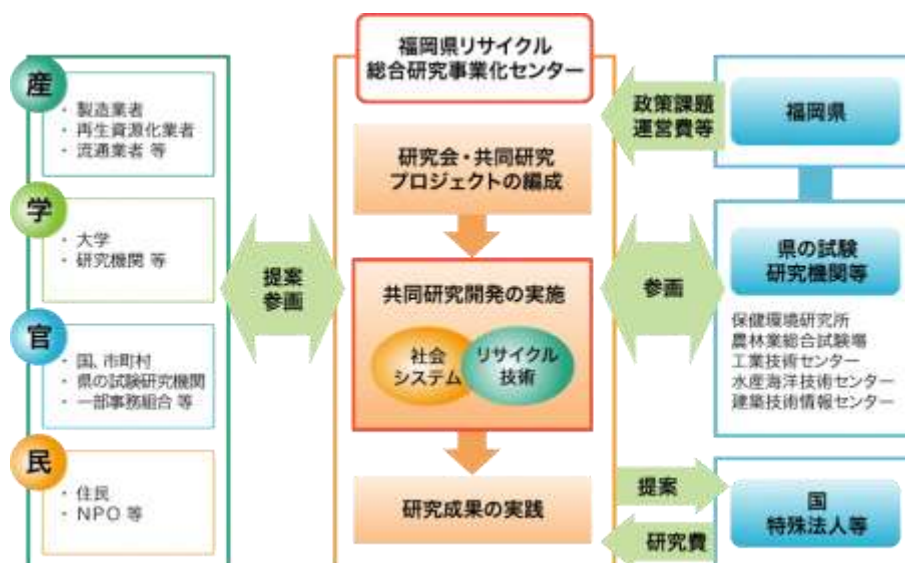
社会のグリーン化を推進するには、リサイクルシステムを社会に定着させることが重要であり、技術開発と併せて、新たな社会システムづくり（回収体制や販路開拓など）を同時に検討していく必要があります。本県では、これらに総合的に取り組むため、2001（平成13）年6月に福岡県リサイクル総合研究事業化センターを設立し、産学官民の連携による課題解決に取り組んでいます。

取組の背景

リサイクルシステムを社会に定着させるためには、技術開発だけでなく、分別回収やリサイクル製品の販路の確保等の課題が数多くあります。

これらの課題解決には、廃棄物の特性に応じたりサイクル技術の開発と併せて、効果的な分別収集システム等の社会システムを、産学官民の連携により開発する必要があります。

（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター 共同研究の連携体制



福岡県リサイクル総合研究事業化センター

福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいては、産学官民による共同研究開発の支援や地域展開に向けた事業化支援、展示会出展等による環境・リサイクル情報の発信を行っています。これまでに、廃棄太陽光パネルスマート回収システムの開発（次ページ）など、37件のリサイクル技術等を実用化しました。

また、北九州、大牟田のエコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めるほか、企業連携による研究開発を促進するため、異業種間交流による産学官民のネットワークづくりに取り組んでいます。



展示会出展

<これまでの成果事例：廃棄太陽光パネルスマート回収システムの開発>

太陽光発電の急速な普及に伴い、今後、廃棄太陽光パネルの排出量の急増が見込まれる中、パネルをリサイクルにつなげていく仕組みづくりが不可欠です。

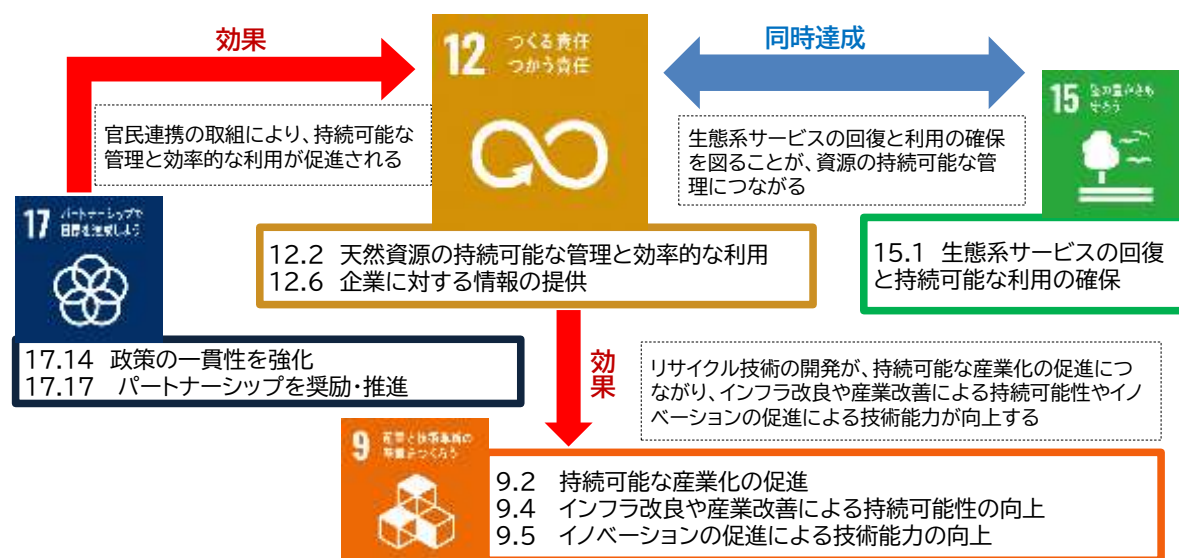
このため、県と（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターは、「廃棄太陽光パネルスマート回収システム」を全国に先駆けて開発しました。

今回開発したシステムでは、排出者や収集運搬業者、リサイクル業者の間で廃棄パネルの量や保管場所などの情報をクラウドで共有でき、点在する廃棄パネルを効率的（スマート）に回収、リサイクルできるようになります。



スマート回収システムの概要

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
経済・社会のグリーン化	「エコ事業所」登録事業所数	2,974 事業所 2026(令和 8)年度	2,374 事業所 2021(令和 3)年度 当初	年間 100 事業所 程度登録
	新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	累計 75 社・団体 2026(令和 8)年度	9 社・団体 2020(令和 2)年度	年間 15 社・団体の参入等(参入への取組開始を含む)を支援
	特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 300 社 2026(令和 8)年度	累計 164 社 2020(令和 2)年度	年間 20 社程度の増
	リサイクル技術の実用化件数	累計 49 件 2026(令和 8)年度	累計 37 件 2020(令和 2)年度	年間2件増

2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（柱2） －多様な主体による環境啓発活動や環境教育－



目指す姿

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育・環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。
- ニーズに応じた環境関連情報が行き渡り、各主体が積極的に地域課題解決に向け連携している社会。
- 経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、豊かな環境を持続的に利用できている社会。

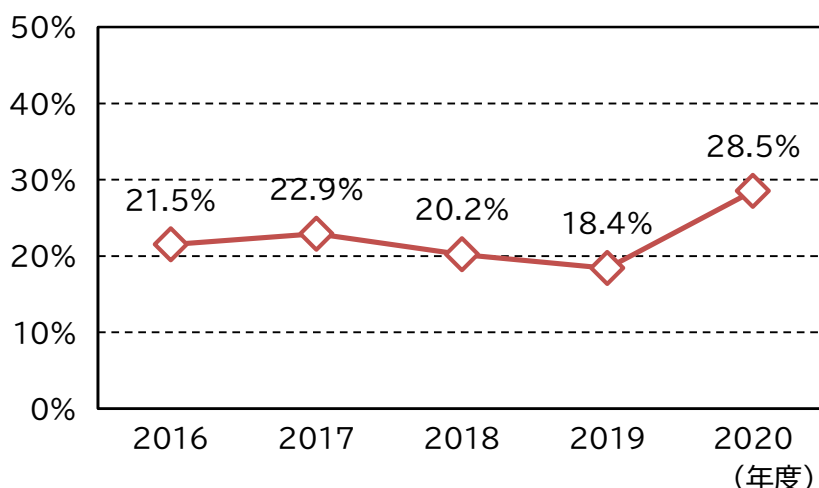
現状・課題

- 地域づくり・人づくりは、脱炭素社会への移行、循環型社会の推進、自然共生社会の推進等環境に関する様々な課題を解決し、持続可能な社会を実現していくための分野横断的な施策です。
- 持続可能な社会を実現するためには、環境教育を通じて、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりとそれらの行動を地域に根差したものにしていく地域づくりが必要です。
- 教育基本法では、教育の目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を規定しており、環境教育の推進は大変重要です。
- 環境保全活動や環境教育については、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえ、多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、相互に協力して行われることが示されています。
- 「持続可能な開発のための教育」（ESD）は、環境、貧困、人権、平和といった現代社会の課題を地球規模課題の解決と結び付けて考え、行動変容をもたらすための教育であり、学校教育だけでなく、あらゆる場面での教育活動から学んだことを実践することが重要です。2021（令和3）年5月に決定された「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画」（第2期 ESD 国内実施計画）では、ESD

を通じた地域づくりの推進とともに、ESD 実践のための支援¹について示されています。

- 2012（平成 24）年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、環境教育に関する施策との有機的な連携を図る配慮が求められています。
- 国及び本県では、「環境の日」（6 月 5 日）がある 6 月を「環境月間」としています。環境月間に合わせて啓発活動を実施し、環境保全の意識啓発を図っています。

福岡県民の環境月間の認知度



【出典】「県政モニターアンケート調査結果」に基づき福岡県作成

- 効果的な地域づくり・人づくりを進めるためには、県民、NPO、事業者、行政等がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが望まれます。

環境講座・環境イベント等の開催数(本県及び県内市町村主催)

年度	2018	2019	2020
環境講座・環境イベント等の開催数(件)	2,287	2,070	1,043

※ 2019 及び 2020 年度の開催数が、前年に比べて減少している主な要因はコロナ禍による開催中止等による。

【出典】市町村及び保健福祉環境事務所等への照会に基づき福岡県作成

- 国の環境基本計画で示された「地域循環共生圏」は、地域ごとに様々な資源を循環させるとともに、必要に応じて他の地域とつながり、支え合うことで、持続可能な地域づくりを目指す考え方です。
本県においても、地域循環共生圏構築に向けた取組が進んでいます。

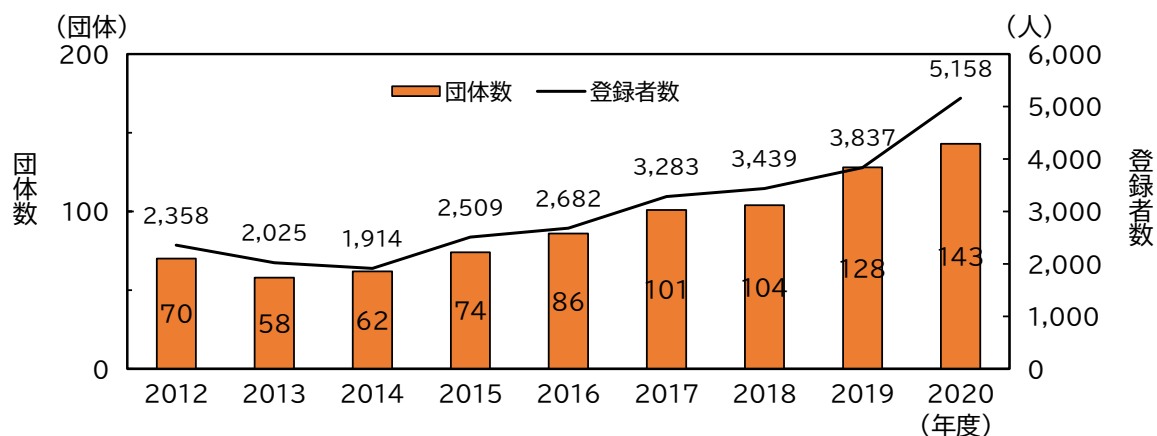
¹ ESD に取り組む様々な主体が参画・連携あるいは支援を受ける仕組みとして、ESD 活動支援センター及び地域 ESD 推進拠点が設けられており、本県内では、7 団体が地域 ESD 推進拠点に登録されている(2021年11月時点)。

福岡県内における地域循環共生圏構築に向けた取組の例

みやまスマートエネルギー	エネルギーの地産地消による地域経済の活性化、地域雇用の創出等を目的として、民間企業との合同出資により「みやまスマートエネルギー(株)」を設立し、自治体主導の地域新電力では日本で初めて家庭向けの電力小売りサービスを提供しています。
福岡県南筑後地域におけるプラスチックのリサイクル	南筑後地域（筑後市、八女市、柳川市、大川市、みやま市、大木町、広川町）では、焼却ごみを大幅に削減するため、焼却ごみの容積の半分を占め、焼却時の温室効果ガス排出量が大きいプラスチックの分別・リサイクルに取り組んでいます。 容器包装プラスチックは、選別・バール化して容器包装リサイクル協会に引き渡すほか、それ以外のプラスチックは再生油に戻して地域のボイラー燃料として利用しています。
宗像国際環境会議実行委員会の「海の鎮守の森」の再生	2017（平成 29）年 7 月に「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」がユネスコ世界文化遺産に登録されたことを契機に、豊かな海の象徴である「海の鎮守の森」の再生のため、企業等と連携し、継続的な環境改善プログラムの実施や事業の継続的活動を進めていくための資金獲得の仕組みづくりに取り組んでいます。

- 県民、事業者及び行政が一体となって本県の望ましい環境を創出し、地域における環境の取組を通じて地球環境の保全に貢献するため、福岡県環境県民会議を設置しています。
- 2013（平成 25）年度から、本県の各保健福祉環境事務所が、管内の市町村や地域の地球温暖化防止活動推進員、NPO 等と連携して地域環境協議会を設置し、地域の特性に合わせた環境保全事業を行っています。
- 2020（令和 2）年度は、県内で 143 クラブ、5,158 名の子どもたちが、こどもエコクラブに登録し、自主的な環境保全活動を行っています。登録者数は近年増加傾向にあります。

福岡県内こどもエコクラブ団体数及び登録者数の推移

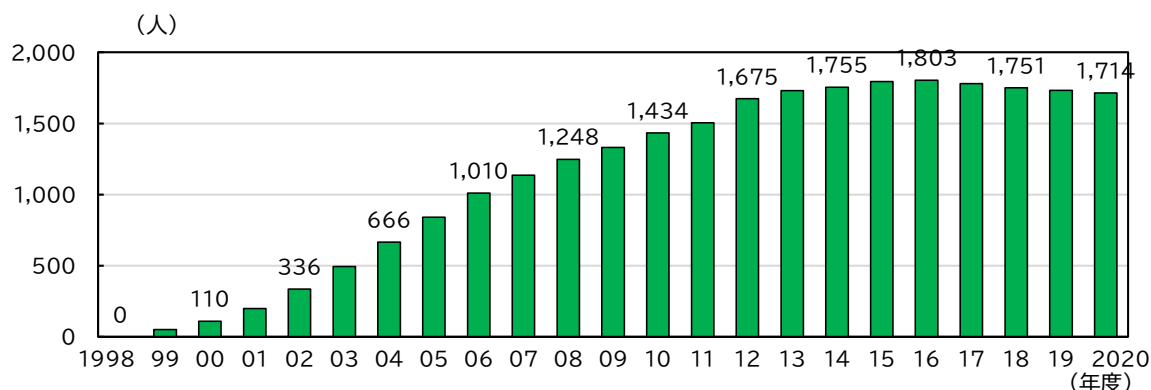


【出典】こどもエコクラブ全国事務局 HP に基づき福岡県作成

- 本県では、事業者、県民、NPO 等が主体的に地域の課題解決に参加する機運を高めていくため、NPO 等の活動基盤強化、NPO 等と事業者・行政との協働の推進に取り組んでいます。

- 本県における NPO 法人数は、2021（令和 3）年 3 月末現在で、1,714 法人であり、多様な社会貢献活動を行っています。

福岡県内 NPO 法人数の推移



【出典】福岡県

施策の方向

【地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進】

県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援

- 県及び市町村は、地域における取組が継続したものとなるよう、地域で活動する様々な団体との連携に努め、新たな担い手の育成、地域の魅力向上等に向けた地域の活力を強化します。
- 農山村民泊や農業を体験するグリーンツーリズム等に取り組み、地域住民や NPO、地域づくり団体、大学、事業者等が連携した魅力ある地域づくり・人づくりを推進します。
- 県が管理する海岸及び河川について、清掃、除草等の愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。【柱 4、柱 6 にも掲載】→109 ページ 柱 6 重点プロジェクト

各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

- 持続可能で、暮らしやすい地域を形成するため、家庭や学校・地域、職場等あらゆる場所で、あらゆる主体がいつでも環境教育・環境学習、環境保全活動に取り組めるよう、情報・ツール・人材・機会等の提供に努めます。
- NPO や事業者、行政等様々な立場の主体が情報交換を行い、相互の理解を深めるとともに、マッチングの場を設けることで、協働を促進します。
- 災害に伴い発生する災害廃棄物について、迅速かつ適切な処理を可能にするため、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。【柱 4 にも掲載】

- 希少野生生物や外来種等の情報や環境保護団体の活動状況等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めています。【柱 5 にも掲載】

持続可能な地域づくりの推進

- 脱炭素、循環、自然共生の統合的アプローチに基づき、地域の循環資源を中心に、再生可能資源、ストック資源の活用、森・里・川・海が生み出す自然的なつながり、資源循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく地域循環共生圏の考え方を踏まえ、それぞれの地域の特性を活かした持続可能な地域づくりを推進します。
- エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、再生可能エネルギーの導入を促進します。【柱 1、柱 3 にも掲載】
- 森林の有する水源のかん養や二酸化炭素の吸収といった公益的機能の持続的発揮を図るため、間伐等の森林整備を推進するとともに、県民参加による森林づくり活動への支援や林業の担い手の育成を図ります。【柱 3 にも掲載】

環境に関する観光ブランドの推進

- 豊かな自然に恵まれ、環境問題に長年の経験と技術を持つ、北九州市や大牟田市と連携して、環境に焦点を当てた観光ブランドの推進に取り組みます。

【環境を考えて行動する人づくりの推進】

「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

- 「一人一人が世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」である ESD の視点を取り入れ、環境と社会や経済との関わりを盛り込んだ環境教育を推進していきます。
- 地域における高齢化・過疎化等の様々な課題を意識しながら、ごみ問題や身近な自然の保全等について、NPO 等や事業者、行政等の既存の活動を活かし、各主体の課題解決と持続可能な社会づくりのための取組を推進します。
- 環境に配慮した生活・事業活動を浸透させるため、学校や地域、職場等における環境教育・環境学習を推進し、ライフスタイル・事業活動の転換を促進します。
- 小中学校等の学校現場や社会教育現場において、自主的に学習が可能なワークブックや環境教育副読本を活用する等、身近な環境との関わりや、環境に関する現代社会の諸課題について学習する機会を充実します。また、地球温暖化等の環境問題の環境教育に成果を上げている学校

を表彰する等、各校における環境教育の推進を図ります。【柱 3 にも一部掲載】

- 県内の社会教育施設において、関係団体と連携し、環境保全や環境再生、環境ボランティア養成等様々な研修の機会を提供することにより、社会教育の場における環境教育の充実に努めます。

人づくりを支える拠点・場の整備

- 福岡県環境県民会議の活用等により、県民、事業者及び行政が一体となって地域における環境の取組を広げ、豊かな環境の保全・創出に貢献していきます。
- こどもエコクラブ事業や青少年アンビシャス運動を通じて、子どもたちが地域の中で自主的に取り組む環境学習・保全活動や自然体験活動を広げていきます。
- 九州自然歩道の整備等、県民が自然と触れ合える環境づくりを行い、自然観察会等による活用を促す等して、県民の生物多様性への関心と理解を深める機会の創出に努めます。

人づくりを支える人材・機会等の提供

- 「ふくおか環境マイスター」「地球温暖化防止活動推進員」「3Rの達人」の派遣等、環境教育に係る人材を派遣する制度を活用し、地域や学校における環境教育の推進を図ります。【柱 3 にも一部掲載】
- 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すため、省エネに取り組む家庭や事業所を支援する「エコファミリー応援事業」、「エコ事業所応援事業」等の施策に取り組みます。
- 木育に関心のある団体等の取組を支援し、木育を推進します。
- フードバンク活動¹の普及促進、福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）の登録促進や「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」等、ごみの減量化に向けた普及啓発活動を進めていきます。【柱 4 にも掲載】

¹ フードバンク活動：食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動。

- 生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布や児童生徒への環境教育等、水辺環境保全への意識を高めるための取組を推進します。【柱6にも掲載】

WEB を活用した環境啓発活動 ～久留米市の取組～

多様化する市民・事業者のニーズに応え、様々な主体の環境配慮活動を促進していくためには、新たな環境啓発の取組が必要です。久留米市では、2021（令和3）年6月の環境月間に合わせ、同市ホームページの環境ポータルサイト ecoco「エココ」やYouTubeを活用したオンライン上での「WEB環境フェア」を開催しました。

フェア期間中には、海洋プラスチックごみ問題を自分のこととして考えるための動画「分別救助隊ワケルンジャー」や、生き物のつながりや自然の恵みである「食」についての著名な講師陣によるオンライン講演会を配信したほか、感染対策を徹底しての対面式ワークショップも実施しました。

環境ポータルサイトでは、環境問題について学び、行動につなげていけるよう、環境月間以降も定期的な動画の配信や新しい情報の提供などを行っています。今後もWEBを活用しながら、市民・事業者の環境配慮活動の充実に向けて取り組んでいきます。



「WEB環境フェア」ホームページ画面



分別救助隊ワケルンジャー
※市民の分別・リサイクルをお手伝い
するための久留米市オリジナルの
キャラクター



↑詳しくは
久留米市 HP へ

重点的に推進するプロジェクト

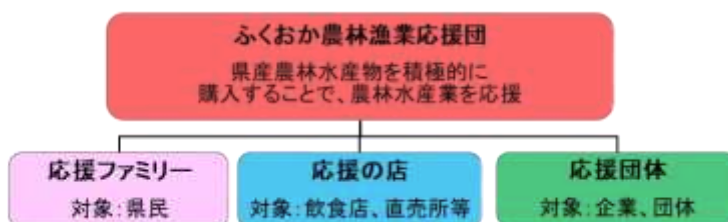
資源を活かした魅力ある地域づくり

～環境に関する様々な体験活動～

本県では、里地里山の豊かな自然や農山漁村地域に対する理解を深めるため、様々な体験型プログラムを展開し、地域資源を活かした魅力ある地域づくりを進めています。

ふくおか農林漁業応援団づくり

本県では、農林水産業への県民の理解促進を図るため、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、県産農林水産物を積極的に購入して農林水産業を応援する「地産地消応援ファミリー」への登録を推進しています。また、飲食店では「地産地消応援の店」、企業や団体では「応援団体」への加入を働きかけることで、農林漁業の応援団づくりを進めています。



さつまいもの収穫体験の様子

これらの取組により、「応援ファミリー」は、2021（令和3）年3月末現在で47,035世帯、「応援の店」は1,659店、「応援団体」は575団体に拡大しました。

「応援ファミリー」を対象とした農林漁業体験ツアーを実施するほか、2020（令和2）年度はオンラインによる体験活動を行うことにより、コロナ禍での交流を継続して実施し、県民と生産者の交流を通じて農林水産業への理解促進を図っています。



「ふくおか農林漁業の応援団」ホームページはこちら↑

URL: <https://f-ouen.com/ouen/family/>

「いただきます！福岡のおいしい幸せ」ホームページ

社会教育施設における取組

社会教育施設では、環境問題に対する意識の向上と実践力を育むことや、環境ボランティア活動を推進できる人材の育成を図る様々な活動を実施しています。

福岡県立英彦山青年の家では、九州北部豪雨災害の現状や復興の厳しさ、ボランティアの大切さについて講話を聴いた後、被災農園に流れ込んだ土砂を運び出し再起できるように整備する災害ボランティア活動を行い、主体的に取り組む態度の育成につなげています。

また、県立少年自然の家「玄海の家」では、ボランティアマインドの育成とともに、環境問題に対する意識の向上と実践力を育むことをねらいとした事業「タイミング」を実施しています。

海浜清掃ボランティア活動や海岸漂着物アートを作成し、海の問題についての情報発信などを通して、海岸周辺を取り巻く環境問題について参加者の理解を深めています。



《災害ボランティア体験をする受講生》



英彦山青年の家
QRコード



《漂着物アートを作成する参加者》



少年自然の家「玄海の家」
QRコード

重点的に推進するプロジェクト

環境を考えて行動する人づくり ～持続可能な社会を実現するために～

本県では、省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、人と自然が調和・共生したグリーン社会の実現のため、様々な分野で環境教育や人材育成に資する取組を行っています。

風車メンテナンス技術者の育成支援

風力発電は風車の故障や不具合による稼働率の低下を防ぐため、適切なメンテナンスが不可欠です。しかし、今後は国内における風力発電の導入拡大に伴う風車メンテナンス技術者の不足が懸念されており、風車メンテナンス技術者の確保・育成が急務となっています。

本県では、公共職業訓練及び高等専門学校の子生に対するインターンシップを実施することにより、風車メンテナンス技術者の育成に取り組みます。



高等専門学校の学生に対するインターンシップの様子

※参考 17 ページ 環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積

ふくおか環境マイスター

福岡県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化についての専門的知識や知見及び資格を有する専門家「ふくおか環境マイスター」を登録し、企業・NPO・自治体の環境担当者、学校の教員などを対象とした講演等に無料で派遣しています。



派遣を通じ、地域社会や学校における地球環境問題、エネルギー問題、生物多様性等に関する学習・研修活動を実践的に支援しています。2020（令和2）年度においては、3件の派遣・講演を行い、延べ158名の方にご参加いただきました。 ※参考 38 ページ 人づくりを支える人材・機会等の提供

地球温暖化防止活動推進員

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域に密着した地球温暖化対策の普及啓発を行うため、2005（平成17）年度より、各市町村長からの推薦を受けて福岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱しています。



推進員は、お祭りなどの地域のイベントで、クイズや実験を交えながら省エネ・節電を呼びかけたり、幼稚園や小学校へ講師として出向き、環境に関する講座を行ったりしています。

今後も、地球温暖化対策の普及・啓発のため、推進員の活動の展開を図ります。

※参考 38 ページ 人づくりを支える人材・機会等の提供、51 ページ 家庭における取組

3R の達人

循環型社会を実現するためには、個人や団体がそれぞれの立場で自主的にごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践していくことが必要です。

本県では、3Rに関する県民の意識の高揚、3R活動の活性化を図るため、知識と経験を有する個人やNPO法人を「3Rの達人」として登録し、地域や職場、学校等で開催される学習会等に講師として派遣しています。

※参考 38 ページ 人づくりを支える人材・機会等の提供



小学校での3R教室の様子



3Rの達人 HP

生物多様性プラットフォーム

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心と呼び理解を深めることが重要です。

県レッドデータブック掲載の希少野生生物や侵略的外来種の情報、環境保全団体の活動状況を紹介するなど、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を構築し、生物多様性保全のための情報を効果的に発信・啓発しています。

今後、随時情報の更新を行い、多くの方々に利用してもらい、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めていきます。

※参考 86 ページ 生物多様性プラットフォームを活用した啓発

詳細情報HPの画像、リンク先アドレス(QRコード)等を掲載予定

(2022年2月HP開設予定)

保健・環境フェア

保健環境研究所では、毎年6月の環境月間のイベントの一つとして、「保健・環境フェア」を開催しています。保健・環境フェアは保健衛生や環境保全に関する実験・工作、クイズ大会などを通して、健康や環境の大切さを理解することができる体験型イベントです。



例年、近隣の小中学生やその家族を中心に、多くの参加者が研究所を訪れ、様々な体験活動を行います（2019年度は約500名が参加）。現代はインターネット等を使って様々な情報にアクセスできる反面、実体験の場が少なくなっており、このようなイベントは貴重な体験の場となっています。



保健・環境フェア
の動画はコチラ！
（ふくおかインター
ネットTV）

※参考 102 ページ 大気汚染防止対策、水質保全対策

国際分野での人材育成の取組

2006（平成18）年度から、「福岡県国際環境人材育成研修」として、協定締結地域を中心にアジア諸地域の環境施策の中核を担う行政官を招き、研修を行っています。2020（令和2）年度までに231人の研修員が参加しており、大気汚染や廃棄物処理など、現地で必要とされる分野について、制度の紹介や視察等を行っています。

また、訪日研修以外の取組として、ベトナム・フエ省における福岡方式廃棄物最終処分場の整備に伴う施工や維持管理に関するオンライン研修や、専門家を派遣してのバンコク都内の小学校教員に対する環境教育研修会の開催等、アジア諸地域からの要請に基づき、人づくりに関する様々な支援を行っています。

※参考 112 ページ アジア諸地域との環境協力の推進



福岡県国際環境人材育成研修
（訪日研修）



福岡方式廃棄物処分場の施工
や維持管理の研修
（ベトナム：フエ省）



環境教育に係る小学校教員へ
の研修
（タイ：バンコク都）

指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
持続可能な社会を実現するための 地域づくり・人づくり	こどもエコクラブ 登録団体数	200 クラブ 2026(令和 8)年度	143 クラブ 2020(令和 2)年度	年間 10 件程度の 増
	環境講座・環境イベント等の 開催数	1,560 件 2026(令和 8)年度	1,043 件 2020(令和 2)年度	現状(開催件数)値 から 1.5 倍程度の 件数までの回復 (オンライン含む)

3 脱炭素社会への移行（柱3）

－地球温暖化防止と気候変動への適応－



目指す姿

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

現状・課題

- 2021年に公表された、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書第1作業部会報告書¹によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされており、2011～2020年の世界平均気温は、工業化以前（1850～1900年）よりも1.09℃高くなっています。
- 同報告書では、現在と比較して厳しい地球温暖化対策がなされない場合、21世紀末に世界平均気温は3.3～5.7℃上昇し、現在よりも厳しい地球温暖化対策がなされた場合でも1.0～1.8℃の上昇は避けられないとされています。
- 地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、集中豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加等、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えます。
- 我が国では、2020（令和2）年10月に、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」こと、2021（令和3）年4月には、「2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことが表明されています。そして、2021（令和3）年6月には、「地球温暖化対策推進法」が改正され、同法の基本理念として、2050年カーボンニュートラルが明確に位置付けられました。
- 本県では、2017（平成29）年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2019（令和元）年8月には、同計画を気候変動適応法に

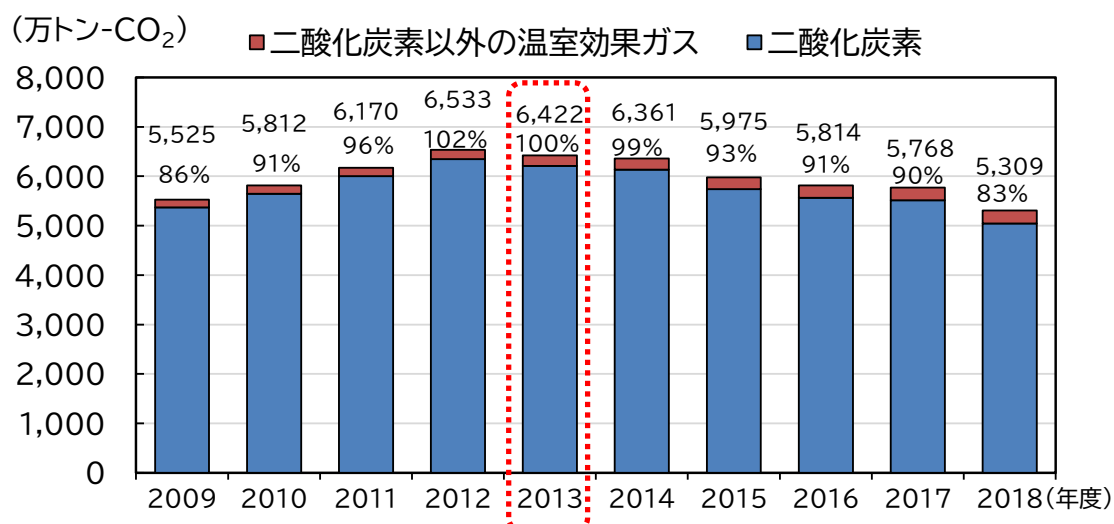
¹ IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定版(文部科学省及び気象庁)

基づく地域気候変動適応計画として位置付け、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んできました。

そして、2021（令和3）年度末には、地球温暖化対策推進法の基本理念や国の地球温暖化対策計画の改定内容等を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す、新たな「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定します。

- 2018（平成30）年度の本県における温室効果ガス排出量は5,309万トンであり、国が示した基準年度¹である2013（平成25）年度に比べ、約83%（約17%の削減）となっています²。

福岡県における温室効果ガス排出量の推移



【出典】福岡県

- 2018（平成30）年度の家庭1世帯当たりのエネルギー消費量は24.2 GJ（ギガジュール）/世帯であり³、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等の要因により、2013（平成25）の約80%に減少しています。これにより、家庭部門からの二酸化炭素排出量は436万トンとなり、2013（平成25）年度の約53%まで減少しています⁴。

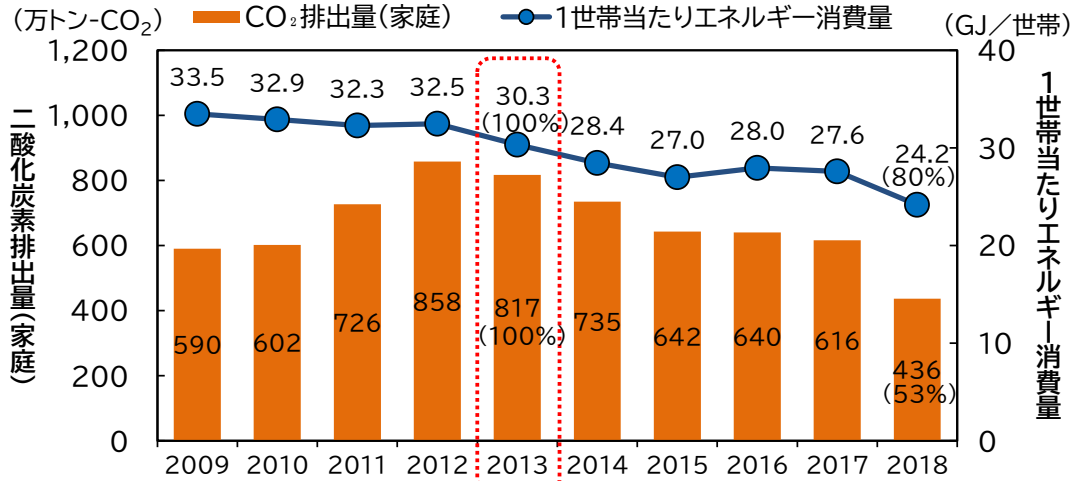
¹ 国が、2016（平成28）年5月に策定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することとしたもの。

² 環境省が2021（令和3）年3月に改訂した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、温室効果ガス排出量の推計方法を見直しており、本章の「5,309万トン」「17.3%減」を、新しい推計方法で算出すると、「4,769万トン」「23%減」となる。

³ GJ（ギガジュール）：J（ジュール）はエネルギーの単位。1GJは、エアコン1台（2020年式、冷暖房兼用、冷房能力2.8kW）の1年間の消費電力量（815kW）の約1/3に相当する。

⁴ エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の減り方が異なる理由は、二酸化炭素排出量のうち多くを占める電力について、発電方法により二酸化炭素の排出量が異なるため。

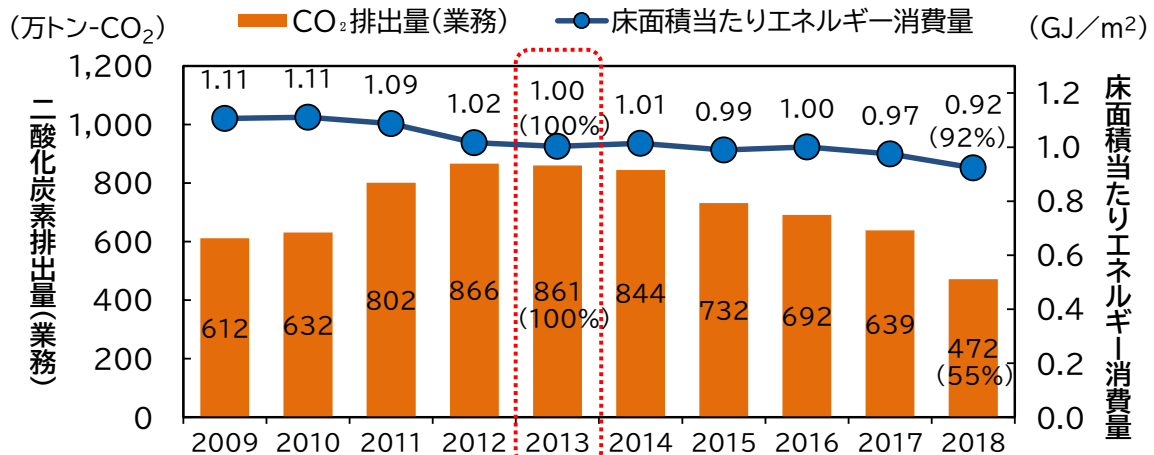
福岡県における家庭部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量



【出典】福岡県

- 2018（平成 30）年度の事業所における床面積当たりエネルギー消費量は 0.92GJ/m²であり、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等の要因により、2013（平成 25）年度の約 92%に減少しています。これにより、業務部門からの二酸化炭素排出量は 472 万吨となり、2013（平成 25）年度の約 55%まで減少しています。

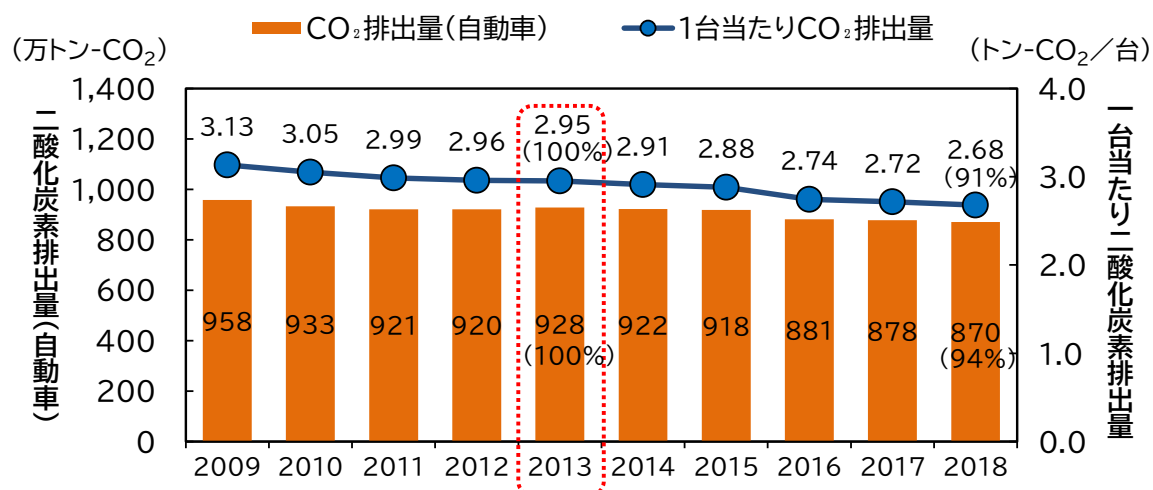
福岡県における業務部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量



【出典】福岡県

- 2018（平成 30）年度の自動車部門からの二酸化炭素排出量は 870 万吨、1 台当たり二酸化炭素排出量は 2.68 トン/台であり、2013（平成 25）年度に比べ、それぞれ約 94%及び 91%に減少しています。

福岡県における自動車部門からの二酸化炭素排出量



【出典】福岡県

- 本県の再生可能エネルギーの発電設備導入容量の推移は、図のとおりで、年々着実に増加しています。種類別にみると、太陽光発電の導入が最も進んでおり、全体の約9割、次いでバイオマス発電、風力発電、水力発電が残りの約1割を占めています。

福岡県内における再生可能エネルギー発電設備導入容量・目標値



【出典】資源エネルギー庁「FIT 導入容量」等を基に福岡県作成

- 二酸化炭素を排出する化石燃料という天然資源の消費の抑制は、「天然資源の消費の抑制を図り、もって、環境負荷の低減を図る」循環型社会の推進にもつながります。

【温室効果ガスの排出削減（緩和策）】

再生可能エネルギーの導入の促進

- 公共用地における太陽光発電設備の導入を促進するとともに、農業水利施設を利用した小水力発電施設の導入を促進します。
- 新たなエネルギー拠点港として目指すべき姿、取組の方向性を検討し、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成により脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を目指します。
- エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進します。
【柱 1、柱 2 にも掲載】

- 風車メンテナンス人材の育成、洋上風力発電の促進区域の早期指定の実現、また、産学官からなる「福岡県風力発電産業振興会議」を通じて、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進セミナーを実施すること等により、洋上風力発電の導入及び風力発電産業の集積を促進します。【柱 1 にも掲載】
- 再生可能エネルギーの導入検討に必要な基本データを提供するシステムを公開し、民間企業等における再生可能エネルギー導入を支援する環境整備を行います。【柱 1 にも掲載】

再生可能エネルギーの利用の促進

- 公共施設において、再生可能エネルギーから発電した電力を率先して利用します。また、再生可能エネルギーにより発電した電力を提供している小売電気事業者の情報を発信し、事業者における再生可能エネルギーの利用を促進します。

水素エネルギー利活用の推進

- オールジャパンの産学官が一体となった「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核として、水素製造、輸送・貯蔵から利用まで一貫した研究開発、水素に関する幅広い知識と技術を有する人材の育成、水素・燃料電池の普及拡大等、総合的な取組を推進します。
- 電力を大規模かつ長期間にわたって貯蔵できる水素の特徴を活かし、県内においてCO₂フリー水素¹の普及を図ります。
- 産学官一体で組織する「ふくおかFCVクラブ」を核に、FCモビリティの普及と水素ステーションの整備を一体的に推進します。

¹ CO₂フリー水素：太陽光や風力などの再生可能エネルギー由来の電力を用いて製造した水素のことで、製造過程でも二酸化炭素を排出しないことを意味する。

運輸における取組

- 本県の公用車の更新時には、費用対効果を勘案しつつ、率先して電動車を導入します。また、電動車の購入における補助金の案内や、電動車の展示・試乗会を実施し、電動車の普及・促進に取り組みます。
- 充電インフラ設置における補助金の案内を行い、自動車の電動化に対応したインフラの導入を促進します。【柱 1 にも掲載】
- 渋滞対策はもとより円滑な交通の確保を図る道路整備、鉄道と道路の立体交差化等を推進していきます。また、エコドライブの普及啓発や次世代自動車の普及促進、地域公共交通・自転車の利用促進に係る取組を行います。【柱 6 にも掲載】

家庭における取組

- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）について県 HP で情報発信を行い、ZEH を普及促進するとともに、既存住宅の省エネ改修を促進します。【柱 1 にも掲載】
- 一定の省エネルギー基準などを満たす長期優良住宅の普及促進や家庭用燃料電池をはじめとした省エネルギー性能に優れた機器等に関する情報提供等、住まいにおける効率的なエネルギー利用の推進に向けた施策に取り組みます。【柱 1 にも掲載】
- 省エネルギー・省資源に取り組む「エコファミリー」を募集し、その活動を支援することで、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を進めます。また、省エネ家電の購入を促進する取組を行います。【柱 1 にも一部掲載】→22 ページ 柱 1 重点プロジェクト
- 福岡県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動により、地域住民からの相談対応等、地域に密着した啓発活動を推進します。【柱 2 にも掲載】→43 ページ 柱 2 重点プロジェクト

事業所における取組

- 事業所の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や既存建築物の省エネルギー化への支援を行います。【柱 1 にも掲載】
- 電力と熱を同時に供給するコージェネレーションシステム等の省エネ技術や導入事例の情報提供、県内中小企業における省エネルギー対策等への融資を行い、省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を図ります。【柱 1 にも掲載】
- 省エネルギーに関する見学会、展示会、講座等を実施し、省エネルギーに取り組む人材の育成を促進します。

公共施設における取組

- 県有建築物をはじめ公共施設における再生可能エネルギー導入や県有施設等の照明 LED 化を推進します。

- 御笠川浄化センターにおいて、下水汚泥を減量化する際に発生する消化ガスを利用した発電事業を実施します。【柱 1 にも掲載】

農林水産業における取組

- 省エネ型の設備の導入や、間伐等で発生した林地残材等木質バイオマスのエネルギー活用を進めるとともに、輸送にかかる化石燃料の削減等に寄与する県産農林水産物の地産地消等の取組を進めます。

脱炭素型の都市・地域づくりの推進

- 都市の集約化等によるエネルギー効率の良い都市・地域づくりを推進するために、国の新制度等を活用した空き地等の面的整備の実現に向けた市町村の取組に対する支援を行います。

温暖化対策に資する取組の促進

- 県民や事業者によるプラスチックごみ削減や食品ロス削減の取組の推進により、ごみの減量化を図ります。
- 地球温暖化（気候変動）問題等を解説した教材（環境教育副読本、地球温暖化対策ワークブック等）の提供や、楽しみながら自主的に環境学習・保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援します。また、地球温暖化等の環境問題の環境教育に成果を上げている学校を表彰する等、各校における環境教育の推進を図ります。【柱 2 にも掲載】
- アジア諸地域において、メタン発生の抑制効果がある福岡方式廃棄物最終処分場の普及拡大への支援を行います。また、県内企業が有する環境技術を発信することで脱炭素化をはじめとしたアジア諸地域の環境問題の改善を図ります。→44 ページ 柱 2 重点プロジェクト及び 118 ページ 柱 7 重点プロジェクト

二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

- 地球温暖化に影響をもたらすフロン類の排出を抑制するため、「フロン排出抑制法」の規制に基づき、業務用冷凍空調機器の管理や機器整備時のフロン類の回収が適正に行われるとともに、建物解体時や機器廃棄の際にフロン類の回収が確実に行われるよう、規制内容の周知及び関係者への法令順守等の指導・助言を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。

【温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）】

森林の保全

- 森林の有する水源のかん養や二酸化炭素の吸収といった公益的機能の持続的発揮を図るため、間伐等の森林整備を推進するとともに、県民参加による森林づくり活動への支援や林業の担い手の育成を図ります。
【柱 2 にも掲載】

都市の緑化

- 県有施設における緑化や、都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行う等、地域緑化を推進します。

二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用

- 公共建築物に加え、民間建築物の木造・木質化を促推します。また、展示会や商談会を通じて家具や木製品の販路を拡大し、県産木材の利用を推進します。

農地土壌炭素吸収源対策

- たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

【気候変動の影響への適応（適応策）¹】

農林水産業に関する対策

- 高温に耐性のある品種の開発や普及を推進するとともに、園芸農家や畜産農家への高温対策に必要な設備や機械の整備を補助します。
- 成長に優れたスギの低コスト初期保育技術の開発や森林情報を一体的に利用するため構築したシステムの森林管理への利用に取り組みます。また、自生する広葉樹を活用して針広混交林へ誘導する技術を取りまとめたハンドブックを活用し、技術の普及に取り組みます。
- 自動観測機器で観測した漁場の水温等の情報をリアルタイムで提供し、養殖業の安定生産を支援します。また、ICTを活用した海況予測情報を提供し、漁業者の効率的な操業を支援します。

水環境・水資源に関する対策

- 雨水を貯留し、水洗トイレや散水等に用いる雨水利用の普及啓発、水の有効利用や節水への認識を深めるための普及啓発を行います。

自然生態系に関する対策

- 希少野生動植物種及び里地里山の生態系における野生動物の生息状況等調査の結果を踏まえ、生物多様性保全対策について、より一層推進します。【柱5にも掲載】

自然災害・沿岸域に関する対策

- 洪水・高潮等による災害防止のため、河道や堤防等を整備します。また、国、市町村等とともに「流域治水」の取組を推進します。

¹ 国の気候変動影響評価における7つの対象分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活）に沿って記載。

- 土砂災害から人家、公共施設等を守るため、砂防設備や地すべり防止施設等を整備します。また、土砂災害ハザードマップの基礎資料となる土砂災害警戒区域図等を作成します。
- 災害時の避難行動要支援者の安全・安心を確保するため、本県と市町村等が連携して、個別避難計画の作成を促進し、研修会・訓練等を実施します。
- 災害時における情報発信や通信環境の改善・確保に向けた取組を推進するとともに、短時間で激甚化する災害に対応した住民避難行動の迅速・円滑化を推進します。
- グリーンインフラ¹の考え方にに基づき、緑地等における雨水の貯留・浸透による防災・減災等の自然環境が有する多様な機能を活用し、県土づくりに関する施策の展開を図ります。また、特に防災・減災に注目した考え方である「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）²」について、普及と導入の働きかけを進め、県民に対して広く啓発を行います。
【柱 5 にも掲載】

健康に関する対策

- 「新しい生活様式」における熱中症予防行動を含めた熱中症予防について、本県の広報媒体を活用した普及啓発や注意喚起を行います。また、デング熱等の蚊媒介感染症の発生状況を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。
- 自然災害と感染症の複合災害発生時に、感染症発生の情報提供を行い、避難所の住民の安全・安心の確保を行います。また、新たな感染症発生を見据え、検査機器の導入や対応マニュアル作成等の感染症対策を推進します。

産業・経済活動に関する対策

- 災害時における企業の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（BCP）作成支援のためのセミナーを実施します。

県民生活・都市生活に関する対策

- 水道事業者による耐震化計画の策定や、水道施設耐震化事業への支援を行い、災害に強い水道施設の整備を促進します。

分野を横断した施策

- 「福岡県気候変動適応センター」において、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。

¹ グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

² Eco-DRR(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)：グリーンインフラの中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方。

↑ゼロカーボンシティについては環境省 HP へ

北九州市では、同市内で排出される温室効果ガスの約6～7割を産業分野が占めるため、エネルギーとイノベーション（技術開発）の分野に重点的に取り組んでいます。特に、エネルギーについては、北九州市の強みを活かした「洋上風力発電の推進」を中心に、不安定な再エネを支えるための「蓄電池」と製造時にCO₂を発生しない「CO₂フリー水素」を組み合わせた3本柱で、脱炭素エネルギーを戦略的に確保します。

[illegible]

北九州市が戦略的に目指すエネルギーの将来像
【出典】北九州市地球温暖化対策実行計画

風力発電の導入促進 ～脱炭素社会の実現に向けて～

太陽光・風力・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、県内で生産できる重要な脱炭素のエネルギー源です。

2050年までのカーボンニュートラルに向け、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの導入を最大限促進することが重要であり、特に洋上風力発電については、四方を海に囲まれている我が国に適した電源として期待されています。

取組の背景

カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、2050年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むとしており、特に、洋上風力発電はその導入拡大が期待されています。

また、脱炭素化をきっかけに、産業構造を抜本的に転換し、排出削減を実現しつつ次なる大きな成長へとつなげていく、こうした「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策の観点からも、風力発電は重要分野に位置づけられています。

注目される風力発電

風力発電は、再生可能エネルギーを用いた発電方法の中では、比較的成本が安い発電方法として注目されており、既に導入が進んでいる陸上に加えて、将来的には、より安定的に強い風が吹く海上（洋上）への展開が期待されています。本県内では、大型の風力発電が導入できる適地が限られており、北九州市響灘地区に集中して導入されています。



風力発電

風力発電の導入に向けた取組

○洋上風力発電の導入

洋上風力発電の導入拡大を図る「再エネ海域利用法」が施行されたことを受け、福岡県響灘沖が同法に基づく洋上風力発電の「促進区域」に早期指定されるよう、関係者との意見交換等を実施します。

○風力発電産業の振興

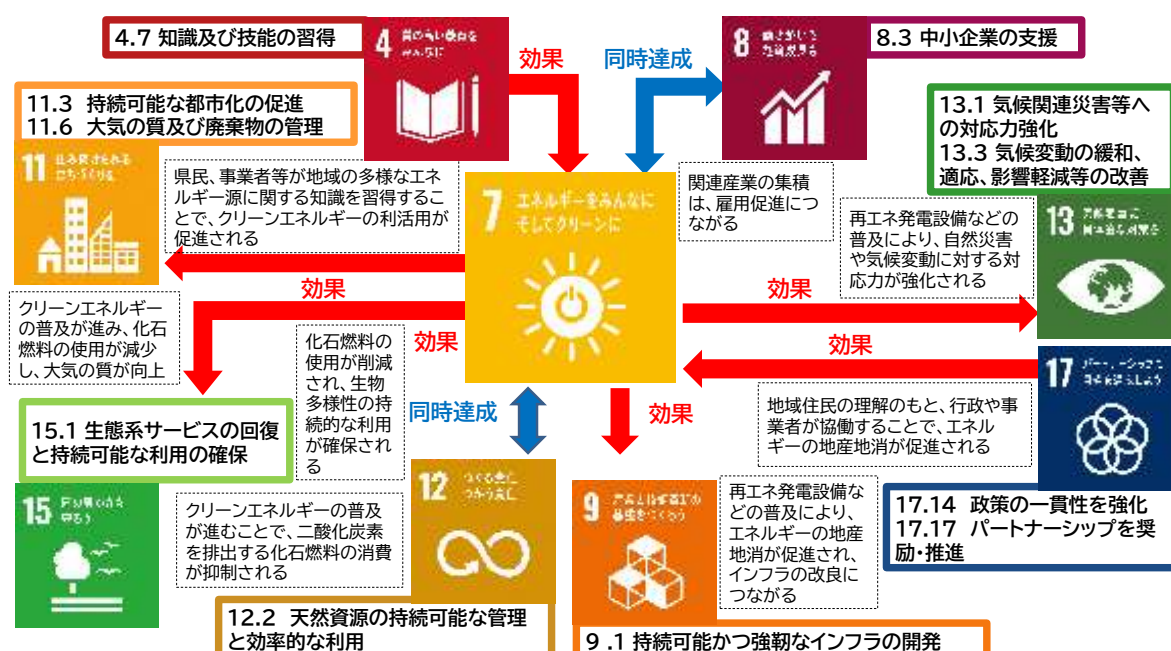
風力発電は、部品数が数万点と多く、部品調達、建設、メンテナンス等を通じて関連産業への波及効果が期待される、非常に裾野の広い産業です。

本県では、今後、産学官一体となった協議会を設立し、風力発電産業に関する最新情報の提供やセミナー等を実施することにより、風力発電産業の集積及び県内中小企業の参入促進を図ることとしています。



福岡県風力発電産業参入促進セミナー

SDGs ゴール・ターゲット関連図



気候変動の影響と適応策

～被害の防止・軽減に向けて～

地球温暖化による気候変動は、真夏日の増加、短時間強雨の多発などによる農作物の不作や洪水、土砂災害の発生といった影響をもたらしています。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出抑制（緩和）に加えて、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めることが求められています。

取組の背景

近年、本県では毎年のように豪雨災害に見舞われるなど、気候変動による社会や経済への影響が顕在化しており、今後さらに地球温暖化の影響が大きくなることも考えられます。

2018（平成30年）12月には「気候変動適応法」が施行され、我が国における適応策の位置付けが明確化されるとともに、関係者が一丸となって適応策を強力に推進することが規定されました。

平成29年7月九州北部豪雨



（写真提供：国土交通省 九州地方整備局）

福岡県気候変動適応センターの設置

2019（令和元年）8月、気候変動適応法に基づき、気候変動に関する情報の収集・発信拠点となる「福岡県気候変動適応センター」を福岡県保健環境研究所に設置しました。

センターでは、福岡管区气象台や国立環境研究所と連携して、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析して、自然災害や健康、農林水産業などの分野別に取りまとめて発信し、市町村・事業者・県民といった各主体による適応の取組を支援していきます。



福岡県気候変動
適応センターHP

福岡県気候変動適応センターの取組

気候変動の影響や適応策について関係機関で情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動適応の推進を図るため「福岡県気候変動適応推進協議会」を定期的を開催しています。

2020（令和2）年度には、センターで収集・整理・分析した県内の気候変動やその影響、適応策の事例に関する情報を、目的に応じて、分野別・地域別・主体別に検索でき、地域や場所を示すことが可能な情報については、ホームページの地図上に表示できる機能（GISを活用した情報発信）を持つ「情報検索システム」を整備しました。

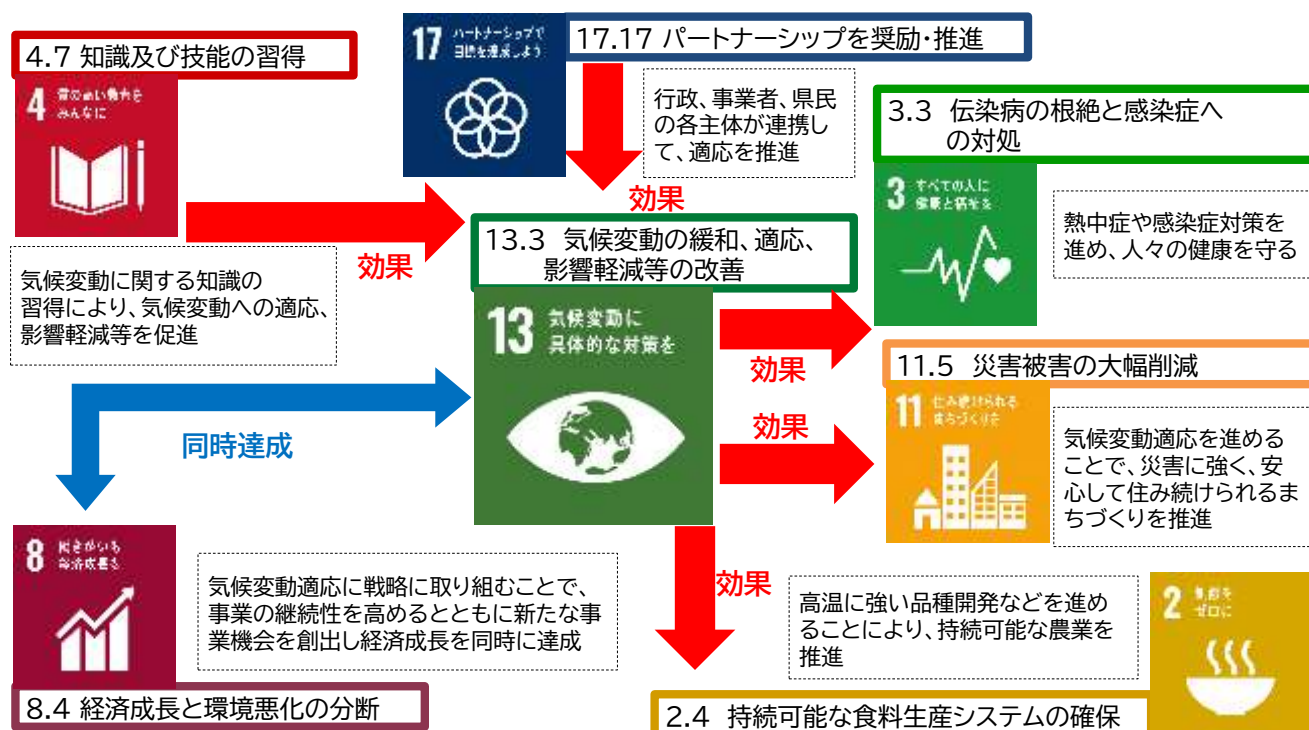
また、気候変動への適応の必要性をわかりやすく発信するために、県民・事業者向け啓発パンフレット

「福岡の気候変動と適応を学ぼう！」を作成し、市町村等に配布しました。



啓発パンフレット

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
脱炭素社会への移行	再生可能エネルギー発電設備導入容量	405 万 kW 2026(令和 8)年度	269 万 kW 2020(令和 2)年度	太陽光発電設備の 15 万 kW(年間)及びその他の再エネ電源を導入
	家庭(1世帯当たり)におけるエネルギー消費量 ¹	23.3 GJ/世帯 2026(令和 8)年度	26.9 GJ/世帯 2018(平成 30)年度	2030 年度温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)達成のために毎年度同量程度の削減
	事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量 ¹	1.04 GJ/㎡ 2026(令和 8)年度	1.13 GJ/㎡ 2018(平成 30)年度	2030 年度温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)達成のために毎年度同量程度の削減
	公共建築物等における木材利用量	累計 55,000 m ³ 2026(令和 8)年度までの 5 年間	累計 46,227 m ³ 2020(令和 2)年度までの 5 年間	過去 5 年間の公共建築物等における木材利用量の 2 割増

¹ GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJ は、エアコン 1 台(2020 年式、冷暖房兼用、冷房能力 2.8kW)の 1 年間の消費電力量(815kW)の約 1/3 に相当する。

4 循環型社会の推進（柱4）

－ 資源の効率的活用と廃棄物の適正処理 －

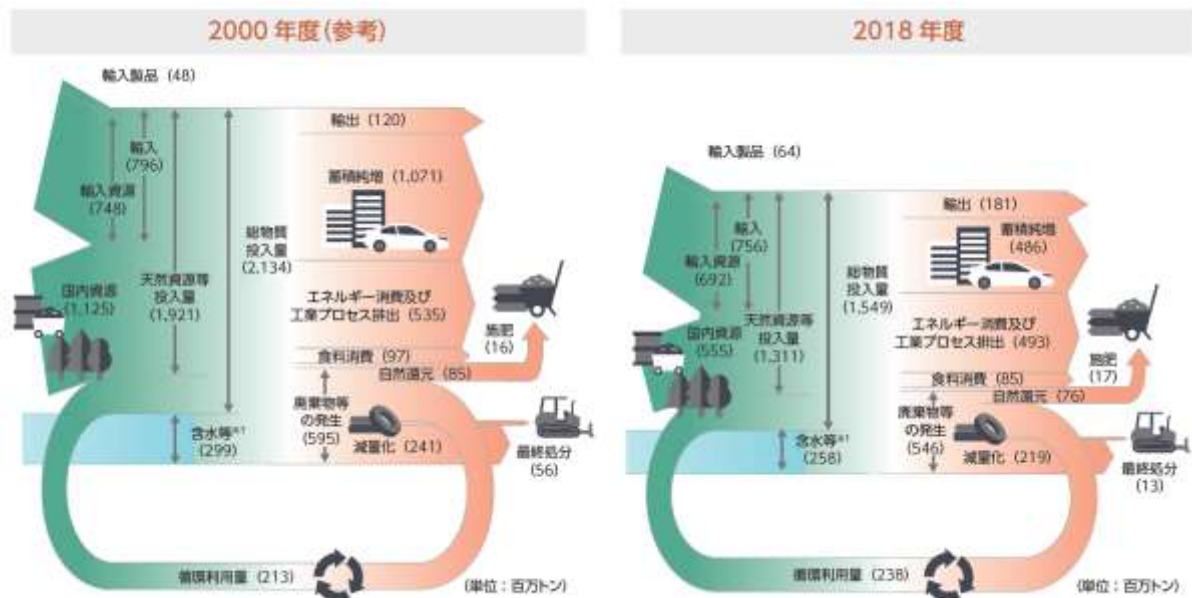


目指す姿

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。
- バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。
- 技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

現状・課題

国内における物質フロー（資源採取・消費・廃棄等によるものの流れ）

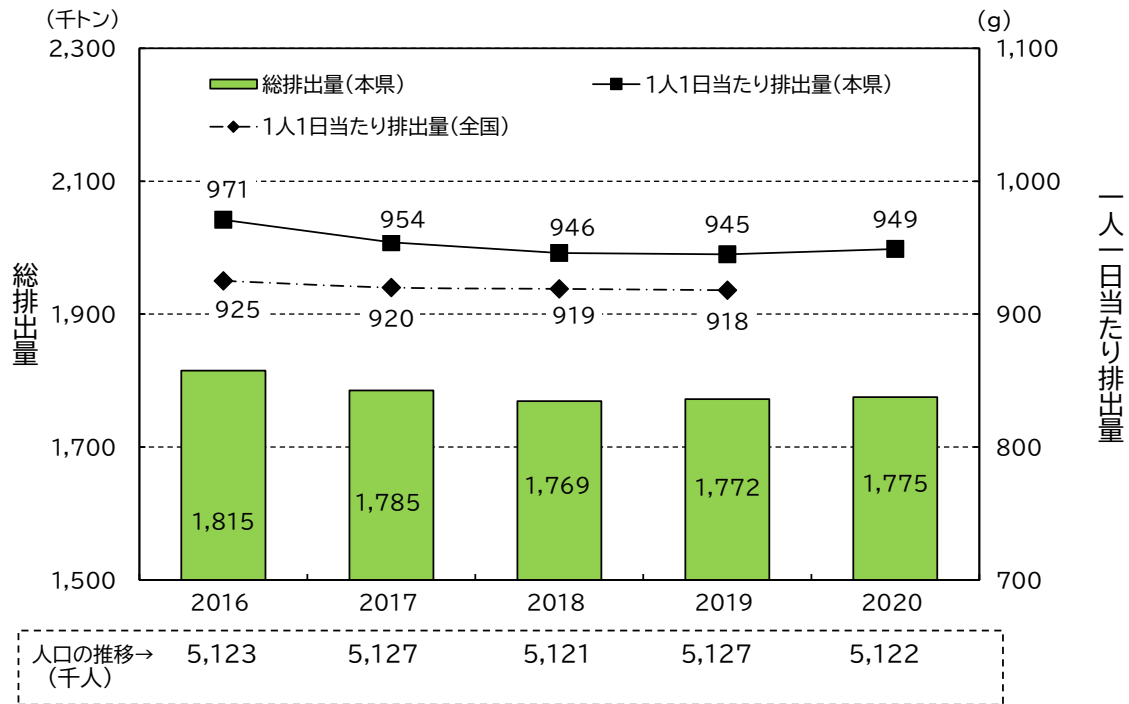


(注)含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

【出典】環境省「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

- 2020（令和2）年度の本県の一般廃棄物の総排出量は1,775千トンであり、県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量に換算すると949gとなっています。県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、前年度から微増となっており、依然として全国平均を上回っているため、更なる減量に取り組む必要があります。

福岡県の一般廃棄物の総排出量、1人1日当たり排出量及び人口の推移

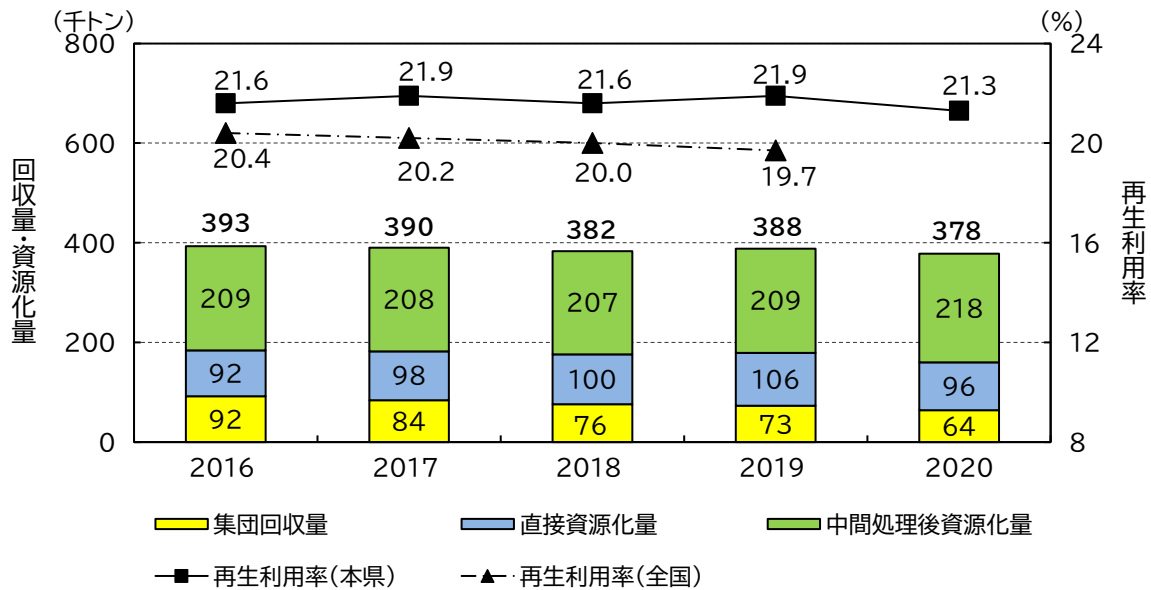


※災害廃棄物を含まない。なお、2020年度は速報値。

【出典】環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に福岡県作成

- 2020（令和2）年度の本県の一般廃棄物の再生利用状況は、破碎等の中間処理をされた後の残さの資源化量が218千トン、市町村により回収された後に資源化された直接資源化量が96千トン、町内会や自治会等の地域の団体等により集団回収された後に資源化された集団回収量が64千トン、合計378千トンが資源化されており、これを総排出量（1,775千トン）で割った再生利用率は、21.3%となっています。再生利用率は、全国的にもほぼ横ばいで推移しています。

福岡県の一般廃棄物の再生利用率の推移



※災害廃棄物を含まない。なお、2020 年度は速報値。

※総資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

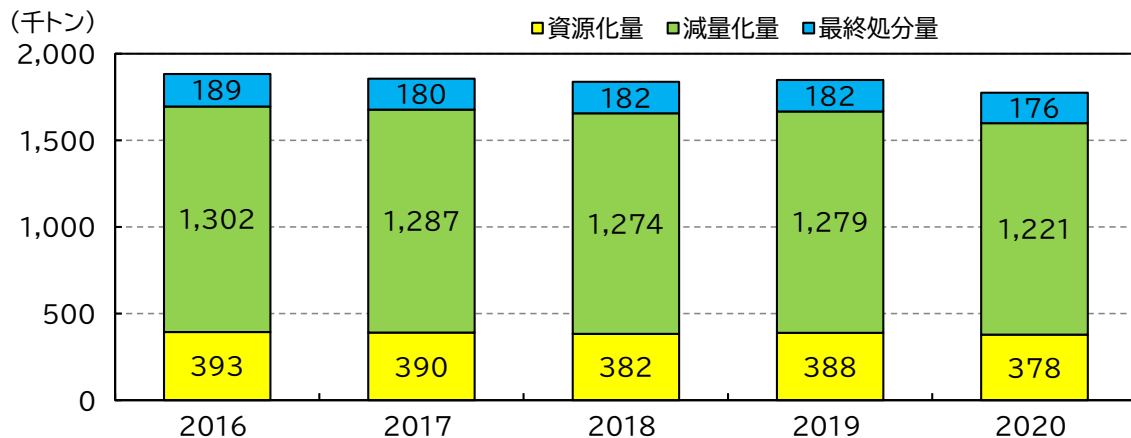
※再生利用率＝総資源化量÷総排出量×100

※数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

【出典】環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に福岡県作成

- 2020（令和 2）年度の本県の一般廃棄物の資源化量は 378 千トン、焼却等の中間処理による減量化量が 1,221 千トン、最終処分量が 176 千トンとなっています。

福岡県の一般廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量



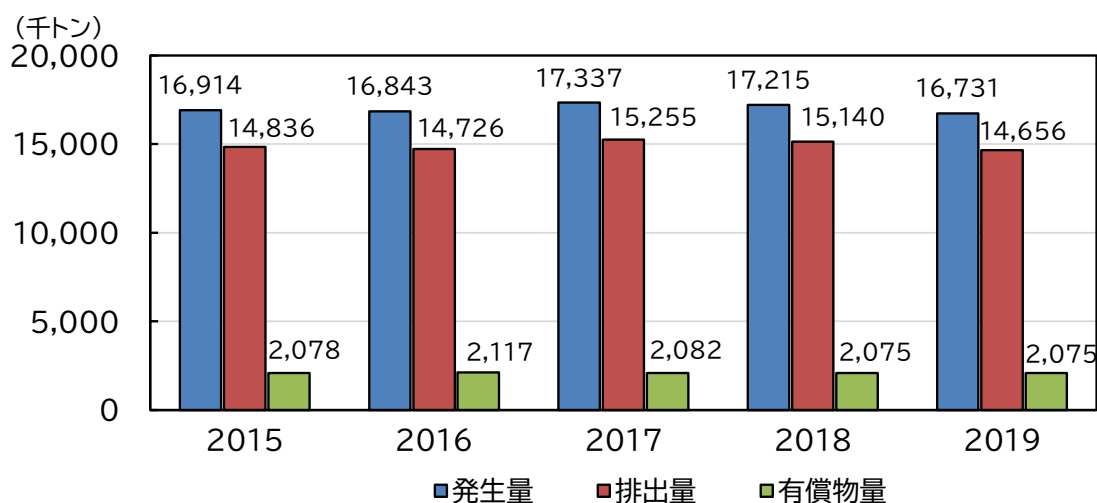
※災害廃棄物を含まない。なお、2020 年度は速報値。

※民間事業者によってリサイクルされた一般廃棄物を総排出量に含めず、資源化量に参入している市町村があるため、資源化量、減量化量及び最終処分量の合計は、前ページの「一般廃棄物の総排出量」とは一致しない。

【出典】環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に福岡県作成

- 2019（令和元）年度の本県の産業廃棄物の発生量 16,731 千トンから、他者に有償で売却された有償物量 2,075 千トンを除いた総排出量は、14,656 千トンとなっています。近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

福岡県の産業廃棄物の発生量、排出量及び有償物量の推移



【出典】福岡県

- 産業廃棄物の再生利用率については、実態として、その種類（特に汚泥と汚泥以外のもの）によって大きな差があることを踏まえ、本県では、福岡県廃棄物処理計画において、汚泥と汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率の目標をそれぞれ定めています。

汚泥以外については、多くの品目で再生利用が進んでいますが、更なる資源の循環利用の観点から、再生利用の余地がある品目（廃プラスチック類等）の再生利用を促すことやリサイクル製品認定制度の取組を進めています。

福岡県の産業廃棄物の再生利用率

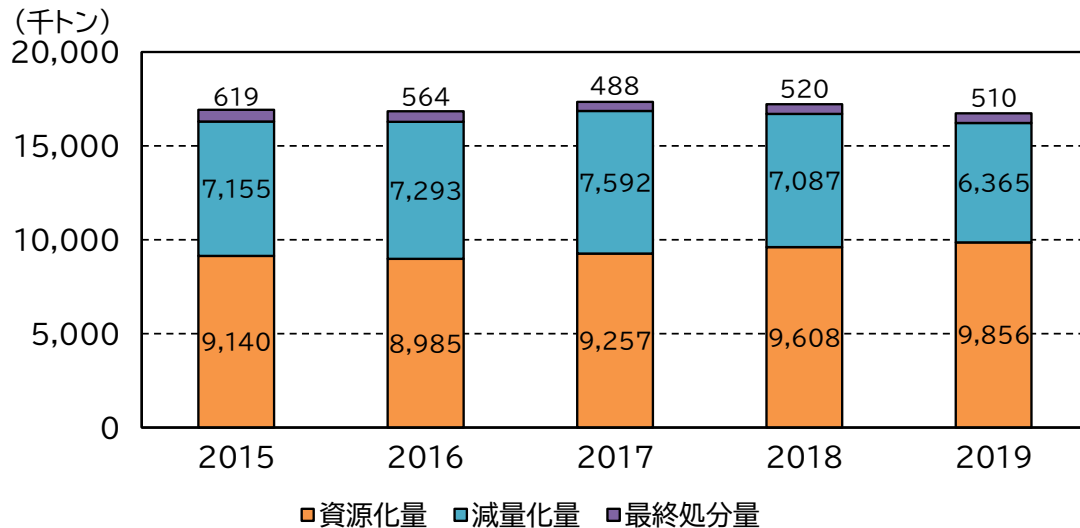
区 分		2017年度実績	2018年度実績	2019年度実績
再生利用率	汚泥以外	86%	87%	90%
	汚泥	10%	10%	9%

【出典】福岡県

- 2019（令和元）年度の産業廃棄物全体の処理状況を見ると、発生量（16,731 千トン）のうち 6,365 千トン（約 38%）は、脱水、焼却等の中間処理により減量化されています。

また、発生量の約 59%に当たる 9,856 千トンは、セメント原料や建設資材、堆肥等として資源化されており、減量化量を合わせた資源化・減量化量は 16,221 千トン（約 97%）となっています。また、発生量の約 3%に当たる 510 千トンが最終処分されています。

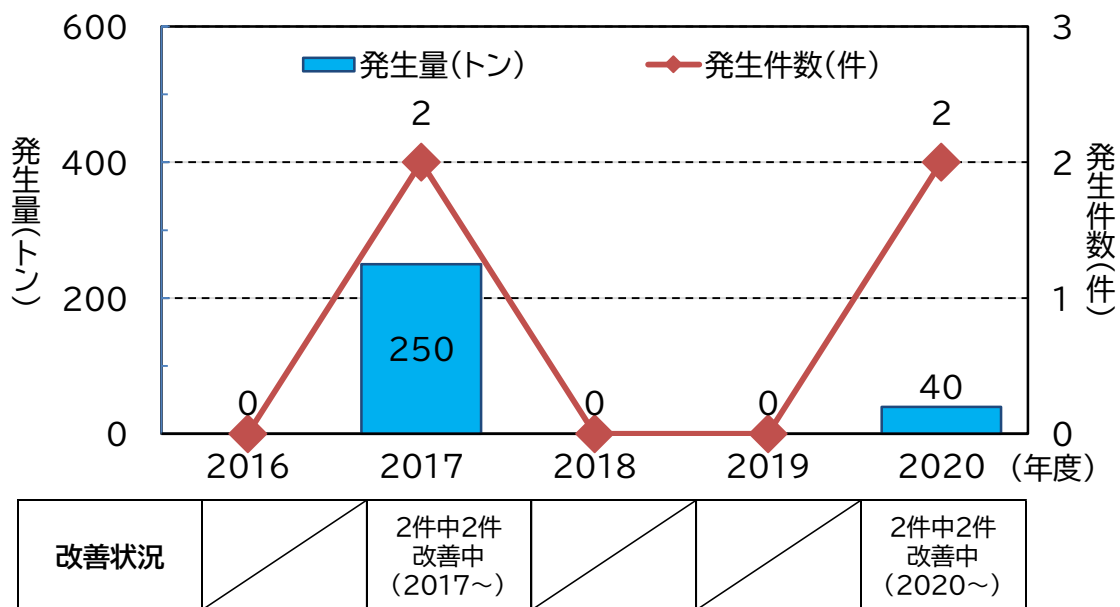
福岡県の産業廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量



【出典】福岡県

- 不法投棄を始めとする産業廃棄物の不適正処理は、大規模な事案は減少傾向にあるものの、依然として発生しており、住民の処理業者等への不信任や生活環境への支障に対する不安の声は未だ消えておりません。処理業者や排出事業者による撤去等の改善が進められていますが、今後も不法投棄の防止を始めとする産業廃棄物の適正処理に向けた施策を推進することが必要です。

福岡県における産業廃棄物不法投棄等不適正処理の推移及び改善状況



【出典】環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」

- プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。この中には、家庭から排出される一般廃棄物に起因するものも含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人一人の理解を深め、ごみのポイ捨てや散乱を防止していくことが重要です。

プラスチックの資源循環の促進や適正処理の推進については、2021（令和3）年6月に「プラスチック資源循環促進法」が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

- PCB廃棄物・使用製品については、法律に定める期限までに適切に処理されることが必要です。

- 本県では、2017（平成29）年の「平成29年7月九州北部豪雨」以降、大規模災害に相次いで見舞われており、その度に多量の災害廃棄物が発生しています。

このため、引き続き市町村や関係団体等との連携を図りながら、災害廃棄物処理体制の整備を一層進めることが必要です。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量

平成29年7月九州北部豪雨	約39,863トン
令和2年7月豪雨	約29,847トン

※ 令和2年7月豪雨における発生量は、令和3年9月末時点の推計量

施策の方向

【限りある資源の効率的な利用】

持続可能な消費と生産を考えた取組（事業活動・消費活動）の推進

- 生産活動における省資源化、製品・建造物等の長寿命化等の天然資源の消費抑制、資源循環を考えたものづくりへの転換を、省資源によるコスト削減と環境への配慮の両面から啓発すること等により推進します。
- 県民・事業者による「3R」活動の推進、建設資材・生活関連リサイクル製品の利用促進により、「3R」に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。
- 産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税の収収を、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策に活用していきます。
- 製造・販売・消費の各段階で発生する食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者・県民の意識啓発、フードバンク活動の普及促進、福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）の登録促進に取り組みます。

【柱2にも掲載】

- 2020（令和2）年7月に策定した「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」、「バイオプラスチック等の代替

品の適切な利用促進」等を中心に、プラスチックごみ削減の取組である「ふくおかプラごみ削減協力店登録制度」、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を活用し、プラスチック資源循環の促進に取り組みます。
【柱Ⅰにも掲載】

- 本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、研修会等を実施し、農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。また、排出量を削減するため、生分解性マルチシート等の導入を推進します。

【資源循環利用の推進】

各種リサイクル法に基づく取組の推進

- 容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電の各種リサイクル法に基づく取組の徹底により 3R を推進していきます。

リサイクル製品の利用促進

- 建設資材を対象とした福岡県リサイクル製品認定制度の運用等により、公共事業を始めとして広くリサイクル製品の利用促進を図ります。
- 本県内で製造された生活関連用品を対象とした福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度の運用等により、県での率先利用のほか、市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

資源循環型まちづくりの推進

- 本県内に、北九州市及び大牟田市の2つのエコタウンが立地していることを活かしながら、県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環圏の形成を目指し、地域から発生する未利用資源を地域において資源として活用する資源循環型のまちづくりを支援します。

各種バイオマスの利用促進

- 木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギーとしての活用を促進します。
- 流域下水道における下水汚泥について、固形燃料化、緑農地利用、建設資材化、消化ガスの発電利用等、バイオマス資源としての特性を生かした有効利用を促進します。
- 廃棄物由来のエネルギー・熱回収について、中小企業への融資等により推進していきます。

福岡県リサイクル総合研究事業化センター

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実

用化を産学官民の連携により推進します。→30 ページ 柱 1 重点プロジェクト

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究成果を活用して、県内2つのエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の積極的な集積促進を図ります。

【廃棄物の適正処理による環境負荷の低減】

一般廃棄物の適正処理の推進

- 市町村等による処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。
- 一人一日あたりに換算した場合に全国平均より多く排出されている事業系一般廃棄物¹について、市町村、事業者等と協力し削減に取り組みます。また、本県内で一般廃棄物の削減の取組が進んでいる市町村等の事例を紹介し共有する等、各地域におけるごみ削減の取組を促進します。
- 一般廃棄物処理に携わる職員の新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）の感染防止対策の徹底や事業継続の確保に関し、市町村や関係団体へ周知を行います。
また、家庭でのごみの捨て方について、本県ホームページや市町村を通じ、住民や関係事業者に注意を呼びかけます。

海洋ごみに関する対策

- 本県の海洋ごみ（海岸漂着ごみや漂流ごみ、海底ごみ：通称 海ごみ）は、海外から流れ着いたものだけでなく、ポイ捨てされたごみが河川を經由して流れ込んだものも多いことから、「福岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、ごみのポイ捨てや散乱の防止等、海ごみの発生抑制のための普及啓発を行います。
また、同計画に基づき、関係自治体や各団体と連携した海岸清掃活動、海岸管理者による回収・処理等に取り組みます。
- 2019（令和元）年度に立ち上げた、県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物対策推進連絡会議」において、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行う等、県と市町と連携し、海岸環境の保全に取り組みます。
- 県が管理する海岸について、愛護意識の醸成と美化を図るため、海岸愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。→109 ページ 柱 6 重点プロジェクト

¹ 事業系一般廃棄物：事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないもの。

産業廃棄物の適正処理の確保

- 産業廃棄物については、排出抑制及び資源化・減量化を促進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への働きかけを強化します。
また、産業廃棄物の処理に係る全ての事業者の各段階で適正処理が進められるよう指導を強化し、不適正処理が疑われる場合には、早い段階での対応を図ります。
- 産業廃棄物の不適正処理の「早期発見・早期対応」を図るため、県内の安定型最終処分場の掘削調査を行い、必要な指導を実施します。
- 指導が累積している産業廃棄物処理業者等に対し、本庁及び保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施する等監視指導の強化に努めています。
また、産業廃棄物処理業者に関する情報を一元的に管理するシステムや赤外線カメラ搭載ドローンの活用、ウェアラブルカメラや遠隔操作対応監視カメラの導入による効率的・効果的な監視指導を行います。
- 産業廃棄物の処理施設については、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき周辺住民との紛争の予防を図ります。
また、処理業の許可については、廃棄物処理法に基づき厳正に審査を行うとともに、指導・監督を徹底していきます。
- PCB 廃棄物・使用製品については、国や関係団体等との緊密な連携により、事業者に対する働きかけを行い、確実な処理の推進を図ります。

廃棄物の不適正処理の防止

- 廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、休日・夜間パトロールやヘリコプターを使用した空からのパトロールを実施するとともに、不法投棄場所を電子地図にマッピングし、不法投棄情報を蓄積・分析・共有する「福岡県不法投棄マッピングシステム」を活用し、効果的な監視ルートの設定や未然防止に取り組みます。

災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

- 災害の規模・状況に応じた的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。【柱 2 にも掲載】

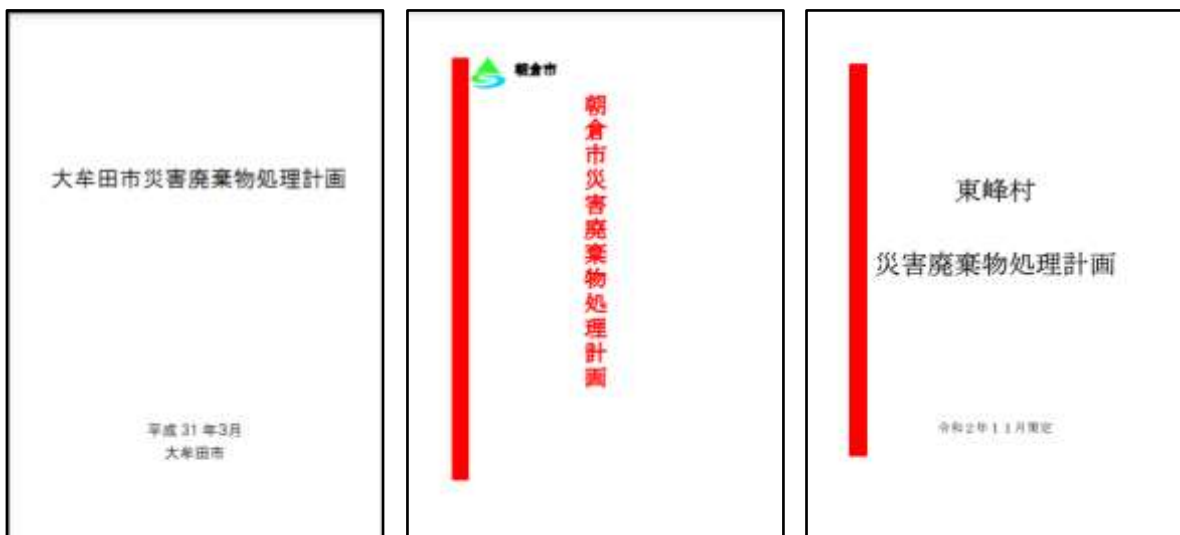
災害廃棄物処理計画の策定 ～大牟田市、朝倉市、東峰村の取組～

大規模な災害が発生すると、建物被害によるがれきや使用できなくなった家財道具等の災害廃棄物が大量に発生するため、自治体においては、あらかじめ被災した場合を想定して災害廃棄物処理計画を策定することが重要です。本県内の各市町村においても2021（令和3）年度時点で半数以上の自治体が同計画を策定しています。

2017（平成29）年の豪雨災害で大量の災害廃棄物が発生した朝倉市では、災害廃棄物の処理経験を踏まえ、2020（令和2）年6月に「朝倉市災害廃棄物処理計画」を策定しました。また、同じく豪雨災害のあった東峰村でも、2020（令和2）年11月に「東峰村災害廃棄物処理計画」を策定しています。

2020（令和2）年に豪雨災害に見舞われた大牟田市では、2018（平成30）年度に策定していた大牟田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物が迅速に処理されました。今後も、同市の被害想定の見直し等の状況の変化に対応して、同計画の内容は適宜見直すこととしています。

災害廃棄物処理計画の策定・運用による災害廃棄物の速やかで適正な処理が、被災からのいち早い復旧・復興につながります。



各市・村が策定した災害廃棄物処理計画

未来のために、プラスチック削減!!

～プラスチック資源循環の促進～

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、全世界的に様々な問題を引き起こしています。海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、県民、事業者、自治体など幅広い主体が一丸となって、プラスチックごみ対策を推進する必要があります。

→柱6重点プロジェクト「地域の力（ちから）で河川や海岸を美しく！」とも関連

取組の背景

プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックごみによる生態系や海洋環境への影響が懸念されており、プラスチック資源循環の促進や適正処理の推進が求められています。

海岸に漂着したプラスチックを含む海ごみ



世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
の構成資産である沖津宮遙拝所下の海岸

ふくおかプラスチック資源循環憲章

プラスチックごみ削減を県全体で進めるため、2020（令和2）年7月に「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しています。

憲章では、「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なりサイクル推進」、「バイオプラスチック等の代替品の適正な利用促進」の取組を中心に、できることから一つずつ実践し、プラスチックごみ問題の解決に向けて行動するよう定め、県民、事業者の取組を促進しています。



プラスチック削減啓発ポスター



ふくおかプラスチック
資源循環憲章
へのリンク

ふくおかプラスチック削減協力店

2020（令和2）年7月に、プラスチックごみ削減に取り組む事業者の登録制度「ふくおかプラスチック削減協力店」を創設しました。協力店では、レジ袋削減、バイオプラスチック等のプラスチック代替品の利用促進、従業員・消費者への意識啓発などに取り組んでいます。

また、10月をプラスチックごみ削減の強化月間として、「ふくおかプラスチック削減キャンペーン」を実施し、事業者、県民への取組を促進しています。



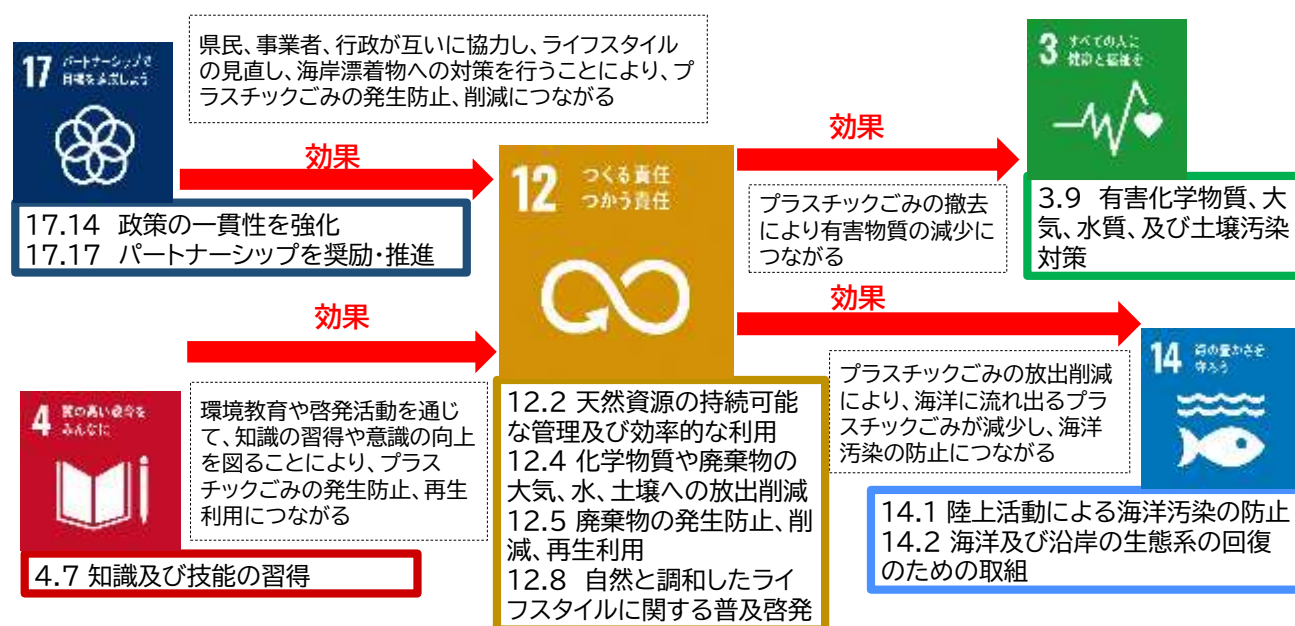
プラスチックごみ削減ロゴマーク

今後は、2021（令和3）年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」も踏まえ、資源循環の促進や適正処理を一層促進していきます。



ふくおかプラスチック削減協力店
紹介 HP

SDGs ゴール・ターゲット関連図



「もったいない！」で考える、食品ロス削減

～食品ロス削減の推進～

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことをいい、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、日常的に発生しています。食品ロスを削減していくためには、各段階において、それぞれの立場で主体的に取り組み、社会全体として対応していく必要があります。

取組の背景

本県では、年間約 21.5 万トンの食品ロスが発生しています。県民意識については、県民の 90%以上が「食品ロス」について認知していますが、実生活で食品ロス削減に取り組んでいる県民の割合は、約 60%に留まっています。

食品ロスの例



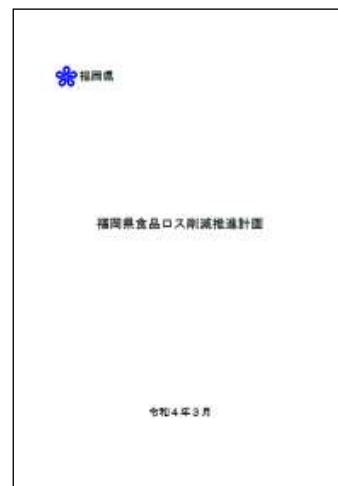
家庭での未利用食品



規格外品(折れ、傷、サイズ等)

福岡県食品ロス削減推進計画の策定

県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性を認識した上で、製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、県民、事業者、関係団体及び行政等の各主体が連携して食品ロス削減を推進していく社会を目指すため、食品ロス削減推進法に基づき、2021（令和3）年度に福岡県食品ロス削減推進計画を策定しました。



フードバンク活動の普及・促進

本県では、食品衛生上問題がない食品を、廃棄することなく食用とし、食品ロスの削減と食に困っている人への支援につながる、フードバンク活動の普及・促進を図っています。これまで、フードバンク活動ガイドラインの策定、（一社）福岡県フードバンク協議会への支援などに取り組んでいます。

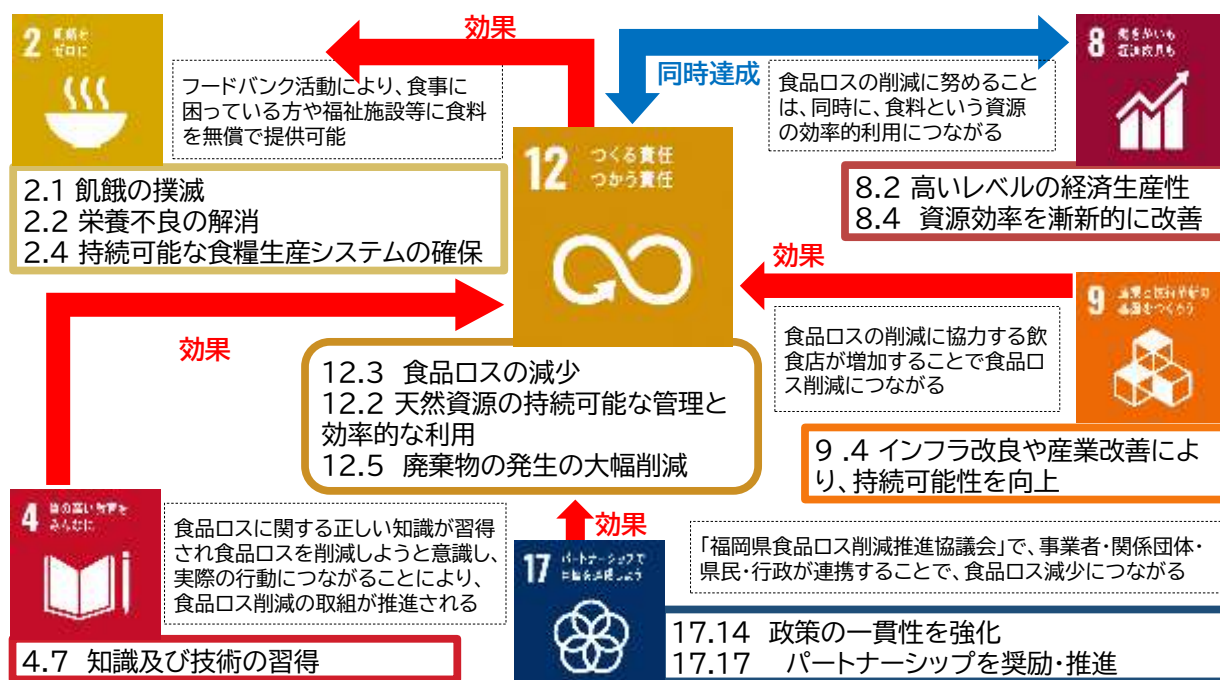
福岡県食品ロス削減県民運動協力店

本県では、飲食店や小売店での食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減に取り組む店舗を「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」（通称：食べもの余らせん隊）として、登録し、県民に周知することで、食品ロス削減に取り組む飲食店及び小売店の利用を促進しています。



今後も、福岡県食品ロス削減推進計画に基づき、県民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって、食品ロスの更なる削減を図っていきます。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



ICT を活用した産業廃棄物の監視指導強化

～ごみの不適正処理の未然防止、早期解決を図る～

本県では、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査や本庁及び保健福祉環境事務所合同の立入検査、休日・夜間パトロールなどの実施により監視指導を強化しています。

これらに加え、ICT を積極的に活用し、より効果的な監視指導の実施に取り組んでいます。

1 ウェアラブルカメラ通信システムの導入

2020（令和 2）年度にウェアラブルカメラ（職員が装着し、立入現場を撮影するビデオカメラ）を活用した通信システムを導入し、システムを活用した立入検査等を実施しています。

立入検査の現場で職員が撮影した映像を、県庁や保健福祉環境事務所の執務室においてリアルタイムで確認できるため、職員間の情報共有が容易になるとともに、執務室で待機する熟練した職員による即時のサポートが可能となり、業者に対してより効果的な指導を行えるようになりました。

ウェアラブルカメラを使用した立入検査の様子



執務室で現場の状況を確認



立入現場を撮影

2 遠隔操作対応監視カメラの導入

2020（令和 2）年度に遠隔操作が可能な監視カメラを導入しました。

不適正処理がなされている現場の状況や、指導を行っている業者の履行状況を、県庁等の執務室にてオンライン上で監視し、設置現場の状況に応じた監視指導を行っています。



遠隔操作対応監視カメラ

3 ドローンの活用

赤外線カメラを搭載したドローンを導入し、産業廃棄物処理施設の立入検査等に活用しています。

上空から撮影した画像を専用ソフトで解析することで、廃棄物の保管量や埋立面積を正確かつ迅速に計測できます。また、赤外線カメラの機能により廃棄物の表面温度を感知する等により廃棄物の状況把握を行い、適切な指導を実施しています。



ドローンによる測量

4 「不法投棄マッピングシステム」の活用

カメラの GPS 機能を活用して、県で把握した不法投棄に関する情報を電子地図上にマッピングするシステムを運用しています。

GPS 機能の活用により、従来は場所の把握が困難な山間部の事案についても速やかに場所を特定することが可能になりました。また、システムに登録された情報は県内市町村と共有し、不法投棄事案への早期対応を図っています。



SDGs ゴール・ターゲット関連図



災害廃棄物処理計画に基づく自治体等との連携

大規模災害時には、多量の災害廃棄物が発生します。その際に発生する災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を実施するため、自治体や関係団体等との連携を図り、災害廃棄物処理体制の整備を一層進めます。

取組の背景

本県では、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」以降、大規模災害に相次いで見舞われており、その度に多量の災害廃棄物が発生しています。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量

平成 29 年 7 月九州北部豪雨	約 39,863 トン
令和 2 年 7 月豪雨	約 29,847 トン

※ 令和2年7月豪雨における発生量は、令和 3 年 9 月末時点の推計量

近年の大規模災害における災害廃棄物の様子



【平成 29 年 7 月九州北部豪雨】
朝倉市で発生した流木



【令和 2 年 7 月豪雨】
大牟田市内に設置された仮置場
(対象品目ごとに分別して搬入)

福岡県災害廃棄物処理計画の策定

災害の規模・状況に応じた的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、2016（平成 28）年 3 月に福岡県災害廃棄物処理計画を策定（2021（令和 3）年 3 月に改定）し、県ホームページで公開しています。



災害廃棄物処理のための連携の強化・人材育成

大規模災害で発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理にあたっては、県域を越えた連携体制の構築が必要であることから、熊本地震等の経験を踏まえ、2017（平成29）年11月に九州・山口9県において災害廃棄物処理等について相互に支援するための協定を締結しました。

本協定に基づいて、「令和元年8月九州北部豪雨」では佐賀県、令和2年7月豪雨では熊本県の災害廃棄物の処理について支援を行いました。

また、本県は、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物関係事業者団体と災害廃棄物処理等の協力に関する協定も締結しています。

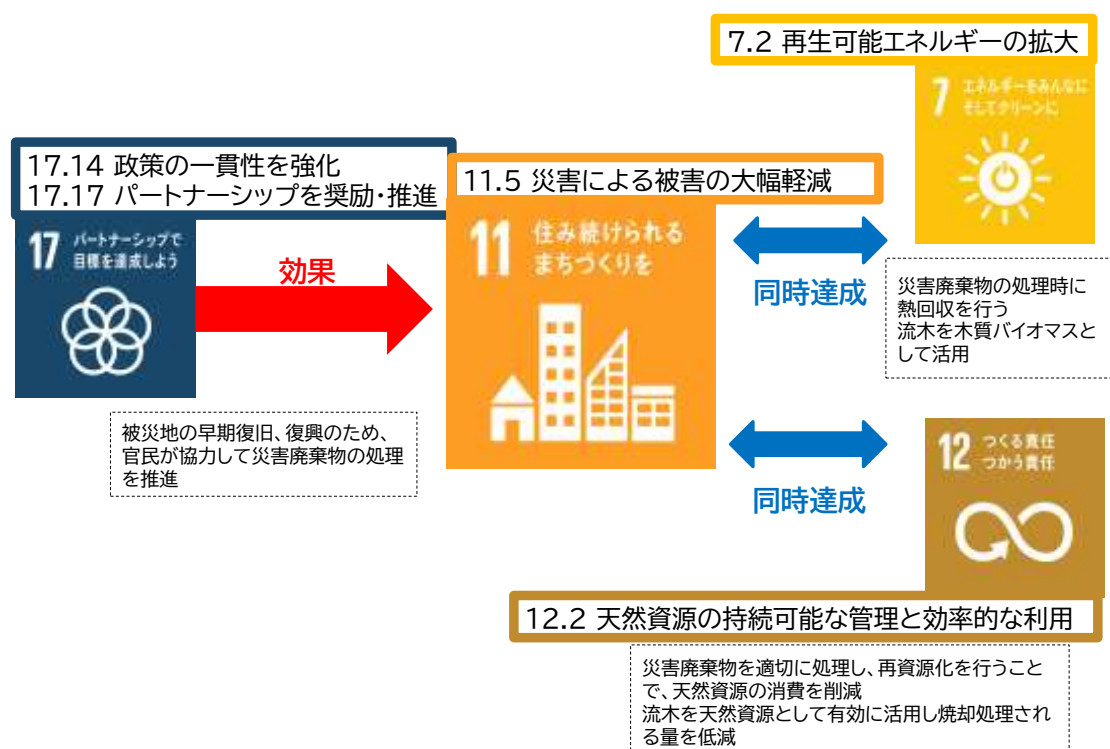
さらに、市町村における災害廃棄物処理の実効性を高めるため、市町村職員等関係者に対する研修等を行っています。

今後も災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を可能にするため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、関係者間の連携の強化や人材育成に努めます。

災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書の締結

締結先	協定の内容
九州・山口各県	職員の派遣、被災状況の把握、仮置場の管理・運営等、被災県が廃棄物処理等における初動対応として要請した事項に係る支援
公益社団法人福岡県産業資源循環協会	災害廃棄物（がれき等）の撤去、収集・運搬及び処分
福岡県環境整備事業協同組合連合会	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処分
一般社団法人福岡県解体工事業協会	被災した建造物の解体及びそれに伴う災害廃棄物の撤去等
福岡県清掃事業協同組合連合会	災害廃棄物（がれき等）の撤去、収集・運搬及び処分

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
循環型社会の推進	一般廃棄物最終処分量	171 千トン以下 2025(令和 7)年度	176 千トン ※速報値 2020(令和 2)年度	2018(平成 30)年度(182 千トン)から 6%削減
	産業廃棄物最終処分量	526 千トン以下 2025(令和 7)年度	510 千トン 2019(令和元)年度	2018(平成 30)年度(520 千トン)から 1%増以内
	食品ロス削減県民運動協力店(食べもの余らせん隊)登録店舗数	1,500 店舗 2026(令和 8)年度	1,192 店舗 2020(令和 2)年度	年間 50 店舗程度を登録

5 自然共生社会の推進（柱5）

－ 生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－



目指す姿

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- 地域の自然や生きものに関心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。

現状・課題

- 生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。自然環境や生物多様性を保全することは、人間と自然の共生が確保されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。
- 国においては、「生物多様性国家戦略 2012－2020」を策定（2012（平成 24）年 9 月）しており、本県においても、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2013（平成 25）年 3 月に「福岡県生物多様性戦略」を、2018（平成 30）年 3 月に同戦略第 2 期行動計画を策定し、地域が自立的に生物多様性の保全に取り組むことができる環境を整備してきました。そして、2022（令和 4）年 3 月には、国の生物多様性国家戦略の改定内容の方向性等を踏まえた新たな福岡県生物多様性戦略を策定し、様々な主体による取組が県内各地で生まれるよう施策を推進します。
- 地域の生物多様性の保全等には、地域の社会的・自然的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法では、県だけでなく市町村による施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。
- 「生物多様性」という言葉についての認知度は 37.0%（2021（令和 3）年度）であり、依然低い状態となっています。
- 「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」において絶滅危惧種等として記載されている種の数はいずれも 1,611 種に上ります。

また、「福岡県レッドデータブック」では、各絶滅危惧種の危機要因も記載しており、これまでに増加したリスクとして、維管束植物ではシカによる食害、鳥類では気候変動や生息地の改変、爬虫類、両生類では水辺環境の変化等を挙げています。

「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」における種の内訳

カテゴリー	I	II	III	IV	計
植物群落	13	28	32	16	89

カテゴリー	絶滅	絶滅危惧 I A 類	絶滅危惧 I B 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅 危惧	情報不足	その他の カテゴリー	計
植 物 (維管束)	37	278	131	98	39	21	野生絶滅 2	606
植 物 (その他)	1	絶滅危惧 I 類 8		8	12	10	－	39
哺乳類	4	1	1	6	10	2	－	24
鳥 類	2	12	9	25	38	4	－	90
爬虫類	－	－	1	2	3	1	－	7
両生類	－	1	1	5	4	－	－	11
魚 類	1	11	12	12	28	17	野生絶滅 1	82
昆虫類	6	37	73	119	126	56	－	417
貝 類	2	23	48	70	90	45	－	278
甲殻類 その他	－	5	7	5	18	10	－	45
クモ系類等	－	－	－	1	5	6	－	12
計	53	1,010			373	172	3	1,611

注 植物群落、植物（維管束）、植物（その他）、哺乳類及び鳥類については、「福岡県レッドデータブック 2011」の掲載種数であり、その他の高次分類群については、「福岡県レッドデータブック 2014」の掲載種数を掲載

- 本県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。（2020（令和 2）年 10 月公布、2021（令和 3）年 5 月施行）
- 野生鳥獣は、生物多様性を維持していく中で重要な役割を果たしている一方で、農林水産物や生態系へ深刻な被害を及ぼす種も見られ、総合的な鳥獣の保護及び管理を図る必要があります。
- 外来生物法により政令で指定されている特定外来生物は、156 種類（7 科、13 属、4 種群、123 種、9 交雑種 2020（令和 2）年 11 月時点）ですが、そのうち県内でこれまでに生息・生育が確認されたことがあるものは 25 種（2020（令和 2）年 7 月時点）となっており、外来種による影響は生物多様性に対してだけでなく、人の生命・身体や農林水産業に係る影響も懸念されています。
- 地球温暖化等の地球環境の変化は、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯等、環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があると言われてしています。地球温暖化の進行により、暖地性の生物の

分布域が北上しているほか、高標高地に生息・生育する生物の分布域の縮小や絶滅が懸念されています。

- 道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備にあたっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっています。
- ふくおかエコ農産物認証制度の取組や環境保全型農業直接支払交付金の活用を一体的に推進した結果、2020（令和2）年度の減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積は11,089 haで、直近3年間は、11,100 ha前後で推移しています。

福岡県内の減農薬、減化学肥料栽培面積の推移

	2000（年度）	2005	2010	2015	2018	2019	2020
水稲	641	3,490	7,072	6,559	6,483	6,108	6,172
野菜	69	978	1,295	1,202	928	987	927
果樹	14	1,346	1,482	1,190	1,123	1,078	1,010
茶	21	154	105	100	94	83	79
その他	1	63	119	2,015	2,663	2,762	2,901
合計	745	6,031	10,073	11,066	11,291	11,019	11,089

※「減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積」とは、化学合成農薬または化学肥料の使用量が、本県基準の半分以下で栽培される面積。

【出典】福岡県

- 水産資源の持続的な利用には、魚礁の設置や底質環境の改善等の漁場づくりと資源管理の推進、種苗放流による資源づくりが必要です。この取組は、生物多様性保全の観点からも重要です。
- 県内各地でNPO等の団体が生物多様性に関わる活動を行っていますが、活動資金の不足、人材不足、取組の継続性等の課題を抱える団体も少なくありません。
- 近年、人と動物の健康、そして環境の健全性是一个のものであるという「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、本県におけるワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進するため、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。（2021（令和3）年1月公布・施行）

人と動物と環境はつながっている「ワンヘルス One Health」

ワンヘルス（One Health＝一つの健康）とは、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つとして捉えて、医師や獣医師、環境の専門家や研究者だけでなく、みんなで考えて行動しようという社会活動です。

ワンヘルスの目的は、私たちが住んでいる地球の環境を守ること、そして健全な地球で、人も動物も健康に生きることです。

本県の取組

本県では、福岡県ワンヘルス推進基本条例を制定し、ワンヘルスの理念の浸透と実践のための行動計画を策定する等、具体的な取組を進めています。



1

人と動物の共通感染症対策

「人と動物の共通感染症」とは、動物から人へ、人から動物へうつる病気のことです。ウイルスや細菌などの病原体が人や動物の体の中に入り込んで起こる病気を感染症といいます。感染症を防ぐためには、家に帰ったらすぐにうがいをし、手を石けんでよく洗いましょ。

車むらややぶに入るときは、病原体を持った虫などにかまれないように、長そでを着て、長ズボンをはきましょ。



2

薬剤耐性菌対策 薬剤の適正使用と管理

わたしたちは、細菌による感染症を治すために薬（抗菌薬）を使用しています。しかし、最近、薬が効きにくい細菌「薬剤耐性菌」が増えていて、感染症が治りにくくなっているという問題があります。

この細菌は、薬を飲む回数や量を間違えて使っていると、発生するといわれています。

薬は、必要な場合に決められた期間に回数や量をきちんと守って飲みましょ。



3

環境保護

車や飛行機から出る二酸化炭素などが空気中に増え、地球全体の温度が上がることで大規模な森林火災などにより、人や動物の生きる場所が変化してきています。

自然環境は、さまざまな生き物が生きる場所です。良い環境や生き物のすみ分けが保たれることで、人や動物の健康が維持できます。

自然環境を守るため、生き物を大切に、多くの人を一度に運べるバスや電車を利用する、近くに出かけるときは歩くか自転車を利用する、野外で過ごすときはなるべくごみを出さないようにし、出たごみは持ち帰るなど、できることを実行してみましょ。



4

人と動物との共生社会づくり

犬やネコ、鳥などの動物（ペット）たちは、わたしたちの目覚めに幸せを与えてくれます。また、災害救助犬や盲導犬、狩猟犬などは人のために働き、いろいろな分野で活躍しています。

その一方で、犬やネコをいじめたり、捨てたりする悲しい出来事も起こっています。

動物との関係をより良く保つためには、その動物をよく理解し、動物（ペット）を飼う場合には、飼い方をしっかり知っておきましょ。



5

健康づくり

心も体も健康でいることはみんなの願いです。サッカー、ドッジボール、なわとび、ダンスなどや、走ったり歩いたりして体力アップや健康のために行うスポーツは、年齢や性別、座がいのあるなしに関係なく、人を元気にする力があります。

遊びやスポーツなどを楽しんだり、自然や動物とのつながりを大切にして、人や動物みんなが心も体も元気に活動できる「健康」を目指しましょ。



6

環境と人と動物のより良い関係づくり

わたしたちの健康は、健全な環境でつくられた食べ物によって保たれています。

米や野菜などをつくるためには健全な農地や水が必要です。

肉や牛乳などは動物の「いのち」から生まれるので、牛やブタなどが健康でいることも大切です。

食べ物のつくられた環境を知り、地元でとれた新鮮な食べ物を食べることは、身近な環境を守り、動物や人の健康を守ることにもつながります。



詳しくは、ワンヘルス教育啓発資料リーフレットを御覧ください。（本県 HP に掲載→）



【生物多様性の保全と自然再生の推進】

重要地域の保全

- 国定公園である英彦山及び犬ヶ岳地区に生育している多くの絶滅危惧植物をシカの食害から保護するため、シカの捕獲等を実施します。
- 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」や県内各地の文化財（特に名勝・天然記念物、重要文化的景観）を保護していく上でも重要な生物多様性の保全に関する取組を推進します。
- 豊かな有明海を再生することを目的に、「有明海の再生に関する福岡県計画」を策定し（2003（平成15）年3月策定、2020（令和2）年9月改訂）、有明海の海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を推進します。
- 自然公園や自然環境保全地域には、現状把握や利用者に対する適切な助言・指導等を行う自然公園指導員¹や環境保全指導員²が置かれています。指導員と連携し、公園の保護と適正な利用を図ります。

野生生物の適切な保護と管理

- レッドデータブックの定期的な見直しに向けて自然環境調査を実施するとともに、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき指定された種について、必要に応じ保護回復事業を実施します。
- 全国で唯一朝倉市黄金川に自生するスイゼンジノリは、古くから郷土の味として親しまれていましたが、近年、生育環境の悪化により絶滅が危惧されたため、朝倉市、地元保全団体、本県で構成する「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」において、保護の取組を継続していきます。スイゼンジノリや筑後川のエツ等本県の特徴ある郷土料理の素材を守ることで、文化の伝承や生物多様性の保全と持続的な利用を図ります。
- 野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣を保護するための鳥獣保護区を指定するとともに、野生鳥獣による被害対策として、捕獲や防護柵の設置等の被害防止策を総合的に実施し、捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用の推進を図ります。また、鳥獣の保護についての普及啓発のため、野生鳥獣保護モデル校の指定や、愛鳥週間における探鳥会の開催等を実施します。
- 本県における外来種の実態を示した福岡県侵略的外来種リストや外来種の防除マニュアルを周知することで、多様な主体による防除を推進します。

¹ 自然公園指導員：国立公園及び国定公園の利用者への指導・助言や公園内の情報収集等を行うため、環境省が委嘱した指導員。

² 環境保全指導員：自然環境及び生活環境の適正な保全に関する指導等を行うために都道府県が依頼した指導員。

- 希少野生動植物種及び里地里山の生態系における野生動物の生息状況等調査の結果を踏まえ、生物多様性保全対策について、より一層推進します。【柱 3 にも掲載】

生物多様性プラットフォームを活用した啓発

- 希少野生生物や外来種等の情報や環境保護団体の活動状況等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めていきます。【柱 2 にも掲載】→43 ページ 柱 2 重点プロジェクト

地球温暖化対策との連携

- 生物多様性の保全は地球温暖化と密接に関わりがあり、ともに省資源や省エネルギー型の社会への転換が必要となっています。総合的な地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を進めていきます。

自然環境の保全によるワンヘルスの取組

- 人と動物の健康、そして環境の健全性は一つのものであります。自然環境の保全や、自然とのふれあいを通じた健康づくり等に取り組むことにより、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に定められている「ワンヘルス」の理念の実現に貢献します。

環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価手続が各事業の実施に当たり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然の豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価の各段階において、必要に応じ、事業者に対し意見を述べます。

生物多様性に配慮した公共工事の推進

- 公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種等の生息・生育環境への影響の回避・低減等の生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。【柱 1 にも掲載】

グリーンインフラ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）

- グリーンインフラの考え方に基づき、緑地等における雨水の貯留・浸透による防災・減災等の自然環境が有する多様な機能を活用し、県土づくりに関する施策の展開を図ります。また、特に防災・減災に注目した考え方である「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」について、普及と導入の働きかけを進め、県民に対して広く啓発を行います。【柱 3 にも掲載】

【生物多様性の持続可能な利用】

生物多様性に配慮した農林水産業の推進

- 水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林の有する公益的機能に対して、県民の期待や要望が高まっており、適切な森林整備により、健全な森林づくりを進めていくとともに、建築物等における県産木材の積極的利用を推進していきます。
- 農林業における農薬や肥料の適切な使用やバイオマスの活用等は、生物多様性保全への効果も期待されており、今後もこれらの技術の開発・普及に努めます。
- 生物多様性の保全や良好な景観の形成等にとって重要な役割を担う農地を保全するため、水路の泥上げや法面の草刈り等の活動を支援します。
- 水産物の安定供給と生物多様性保全の観点から、魚礁の設置や藻場・干潟の保全、底質環境の改善等により、海や河川の特性に応じた漁場づくりを推進します。また、適切な資源管理と種苗放流による、水産資源の持続的な利用や漁場環境に応じた養殖管理の徹底を図っていきます。

里地里山里海の適切な利用と管理

- 独特の自然景観や文化・伝統、多様な生きものが生息・生育する場、人々に潤いや安らぎを与えてくれる場としての重要性が再認識されている里地里山里海について、将来にわたりその自然資本から得られる生態系サービスを楽しむため、適切な利用及び管理を進めていきます。
- 農山漁村地域に対する県民の理解を深めるため、自然との触れ合いの場の提供、農林漁業体験、まち（都市部）とむら（農山漁村）の交流を促進するとともに、荒廃農地の再生、森林づくりといった共同での地域活動の取組を強化します。
- 県内市町村の一部では、九州大学都市研究センターと共同で持続可能な成果を測る新経済指標「新国富指標」を活用したまちづくりの取組が進んでいます。本県としても森林や農地の適正管理、持続可能な農林水産業への支援等を通じて自然資本の向上に取り組んでいきます。

「新国富指標」のまちづくりへの活用 ～久山町、中間市、宮若市、直方市の取組～

「新国富指標」とは、社会（国や自治体等）の持続可能性を包括的に評価するための指標で、経済生産活動等の「人工資本」、教育や健康等の「人的資本」、そして自然環境や天然資源等の「自然資本」の3つから計算されます。

GDP（国内総生産）に代表される従来の経済指標は、経済が成長すれば増加する一方で、経済発展に伴う自然破壊等は考慮されません。これに対し、新国富指標は、教育や健康等の人的資本や森林や農地等の自然資本も考慮するため、将来世代への持続可能性を評価できます。

地方自治体においても、新国富指標を使うことで、どのような施策によって自治体の存続や活性化を行うべきかを議論するための有用な材料となりえます。

久山町では、住民アンケートを基に新国富指標を算出し、住民ニーズの高い事業へ重点的に予算配分する等の取組を行っています。中間市でも、豊かで持続可能なまちづくりに向け、新国富指標を導入し様々な評価に応用していきます。

また、宮若市、直方市では、各市の総合計画の策定に当たって新国富指標を活用することで、持続的な発展のための施策の推進に役立てられています。



久山町 HP



中間市 HP



第2次宮若市総合計画



宮若市 HP



直方市 HP



第6次直方市総合計画

【参考資料】馬奈木俊介・池田真也・中村寛樹：新国富論－新たな経済指標で地方創生（岩波書店）

人と動物の健康、そして環境の健全性是一つ ～ワンヘルスの推進～

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の多くは、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症です。この人獣共通感染症をはじめ薬剤耐性菌や環境保護など分野を横断した問題に対応するには、「人と動物の健康、そして環境の健全性是一つである」というワンヘルスの理念に基づく取組が重要となります。

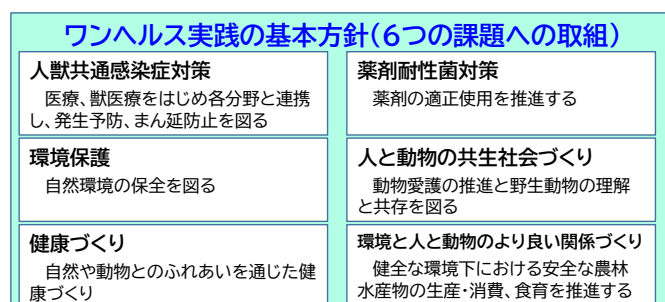
ワンヘルスとは

人の健康と動物（家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わず全ての動物）の健康、そして環境の健康（健全性）は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守らなければならない、これが「ワンヘルス（One Health）」の理念です。ワンヘルスはSDGsの目標の多くと関連しており、世界的に注目されています。

「福岡県ワンヘルス推進基本条例」の制定

2020（令和2）年12月、議員提案により、全国で初めて、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。

この条例では、ワンヘルスを実践するための6つの基本方針「①人獣共通感染症対策、②薬剤耐性菌対策、③環境保護、④人と動物の共生社会づくり、⑤健康づくり、⑥環境と人と動物のより良い関係づくり」を示しています。

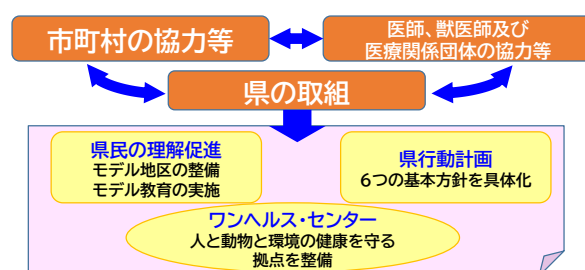


ワンヘルス推進基本条例の6つの基本方針

「福岡県ワンヘルス推進行動計画」の策定

条例で定められた基本方針を具体化した本県の取組の指針となる行動計画を策定し、ワンヘルスを実践する拠点（ワンヘルス・センター）の整備などに取り組んでいきます。

この計画により、本県におけるワンヘルスの実践を着実に進め、ワンヘルスの世界的先進地となることを目指します。



ワンヘルス行動計画と県の取組

～里地里山における野生動物の生息状況等調査～

(ワンヘルス実践の一例として)

取組の背景

人と自然が共生し、多くの絶滅危惧種が生息・生育する里地里山では、農林業の変化や農山村の過疎化に伴い、自然に対する人の働きかけが縮小することで、生態系のバランスが崩れ、生物多様性の損失が懸念されています。また、手入れが行き届かなくなった里地里山では、シカやイノシシ等の生息域の拡大が生じています。



センサーカメラによる野生動物調査

生物多様性保全の観点から、里地里山において、どのような野生動物が生息しているか、また野生動物と植物や昆虫等との関わりを明らかにする必要があります。

野生動物の生息状況等調査の実施

痕跡調査に加え、センサーカメラを設置し、その地域に生息する野生動物の種類やその行動の実態を把握します。

野生動物が入らない柵を設け、柵内外において、被食植物や植生、昆虫類の変化を把握します。

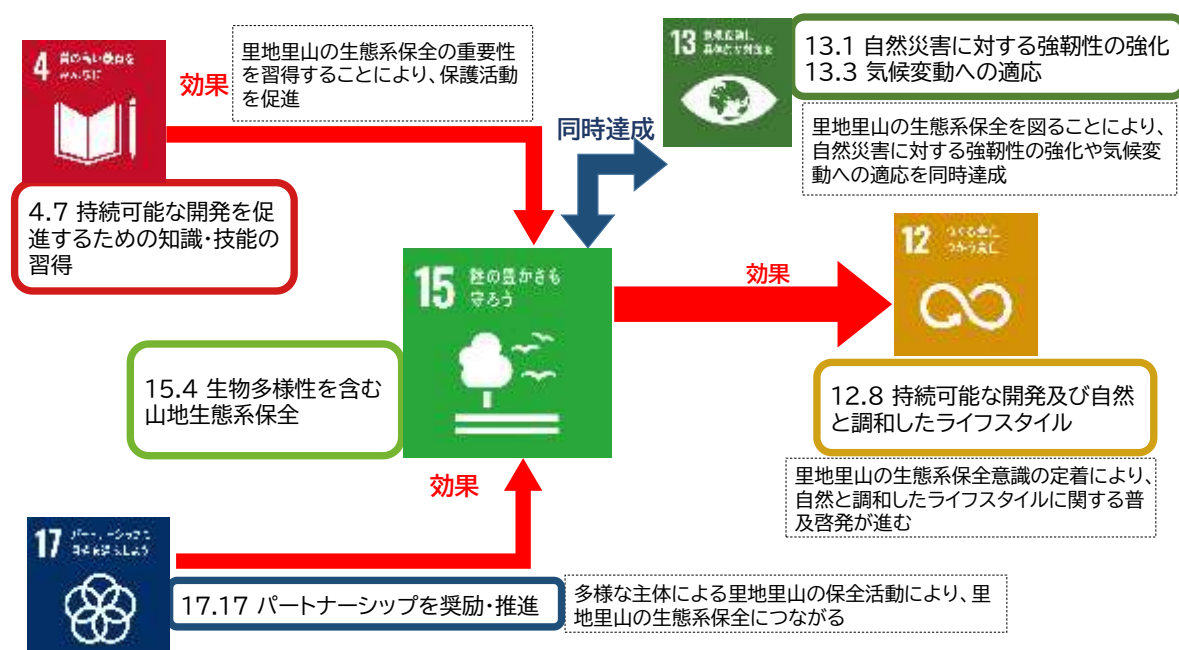


設置されたセンサーカメラ

調査成果の活用

野生動物の生息状況等調査や各地の取組事例を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、多様な主体による保全・再生活動が促進されるようホームページで情報発信します。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



守ろう、福岡県の希少野生動植物

～福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく取組～

本県内に生息し、又は生育する野生動植物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。そのため、本県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承します。

条例制定の背景

本県ではこれまで、県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度等、既存制度の活用等により、県内に生息・生育する希少野生動植物種（以下「希少種」という。）の保護に努めてきました。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する採取・捕獲等の規制がないこと、環境影響評価制度において小規模な工事は制度の対象とならないことなど、既存の取組だけでは、希少種保護の徹底が困難な状況にありました。

そのため、希少種の取扱いや生息地等の保護に関する規制を規定した「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

条例の内容

○指定希少野生動植物種の指定

現在、県内で約 1,000 種の野生動植物が絶滅のおそれがあり、保護を必要としています。それらのうち、特に保護が必要な 20 種を本条例第 9 条に基づき、「指定希少野生動植物種」として指定しました。



福岡県希少野生動植物種の
保護に関する条例について
(本県 HP へのリンク)

○捕獲、所持、陳列又は広告の禁止

指定希少野生動植物種の捕獲、採取、所持・譲渡、販売目的での陳列やインターネット掲載等を禁止しています。

○罰則

捕獲、所持、陳列・広告の禁止等に違反した場合には、罰則が適用される場合があります。

○生息地保護

指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その生息地、生育地や隣接地を生息地等保護区として指定する場合があります。

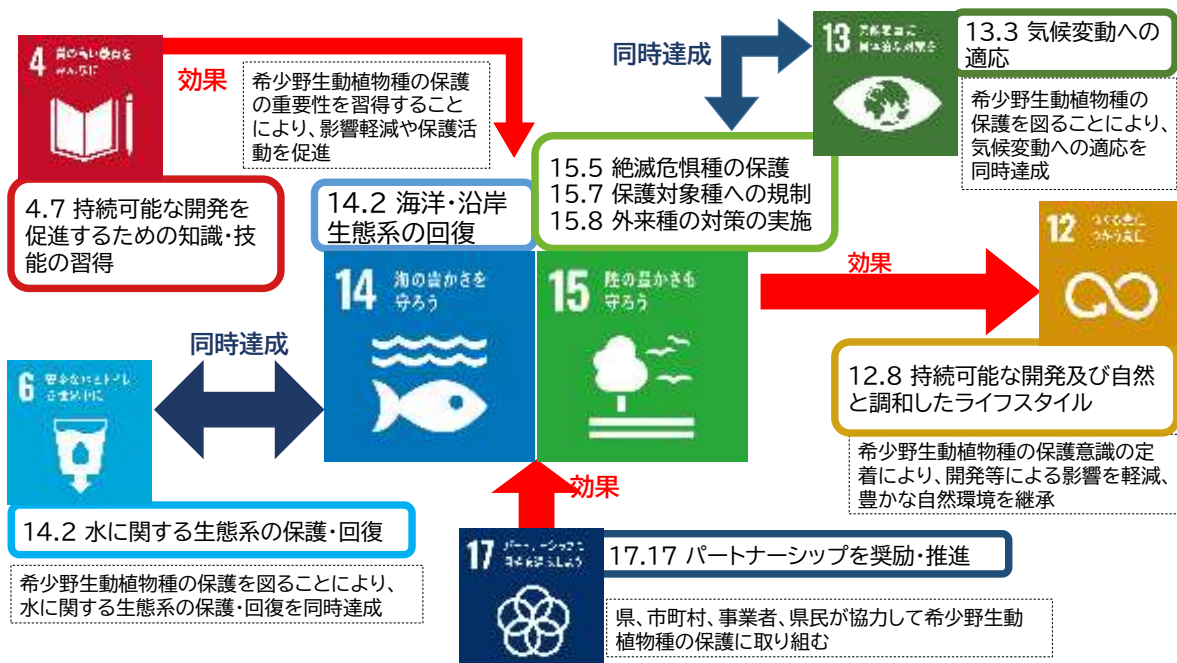
○保護回復事業

個体数維持、繁殖促進等のため、指定希少野生動植物種のうち、特に保護する必要がある種について、必要に応じ、周辺の草刈りや柵の設置など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの保護回復事業を実施することとしています。

○指定希少野生動植物種（20種） ※2021（令和3）年4月30日 指定

1	ミスミソウ	2	キビヒトリシズカ	3	ヤシヤビシヤク	4	ミズスギナ	5	サワトラノオ
分類: キンポウゲ科		分類: センリョウ科		分類: ユキノシタ科		分類: ミソハギ科		分類: サクラソウ科	
6	サギソウ	7	トキソウ	8	オキナグサ	9	ムラサキ	10	ウスギワニグチソウ
分類: ラン科		分類: ラン科		分類: キンポウゲ科		分類: ムラサキ科		分類: ユリ科	
11	ヨシゴイ	12	コアジサシ	13	セボシタビラ	14	ハカタスジシマドジョウ	15	コバンムシ
分類: サギ科		分類: カモメ科		分類: コイ科		分類: ドジョウ科		分類: コバンムシ科	
16	カワラハンミョウ	17	ミヤザキムシオイ	18	ヤマボタル	19	オバエボシガイ	20	カタハガイ
分類: オサムシ科		分類: ヤマタニシ科		分類: ヤマボタル科		分類: イシガイ科		分類: イシガイ科	

SDGs ゴール・ターゲット関連図



自然公園等における豊かな自然の保護と利用の推進 ～自然との共生を目指して～

自然公園の適切な利用のため、ビジターセンターや歩道などの整備を推進します。
また、九州自然歩道において、安全な利用のため、標識などの整備を推進します。

取組の背景

本県には、海岸沿岸の白砂青松、山々の原生林、神社仏閣や霊場など歴史の香りを色濃く残す文化的に重要な地域など、美しい風景とともに、多様な生態系を有した自然が多く残っています。

本県では、1つの国立公園（瀬戸内海）と3つの国定公園（玄海、北九州、耶馬日田英彦山）、5つの県立自然公園（太宰府、筑豊、筑後川、矢部川、脊振雷山）が指定されており、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図っています。

自然公園では、利用形態の多様化に伴い、植物の盗掘やごみの投棄のほか、登山道への自転車利用による環境破壊、トレイルランニングによる歩道の荒廃など利用環境へ悪影響を与えるものも多く見受けられます。そのため、利用者への自然保護や自然公園の仕組み等に対する理解を深める施設として整備されたビジターセンターには、誰もが自然環境の理解が得られるよう、必要な情報を発信する機能が求められています。

環境省の長距離自然歩道構想に基づき整備された九州自然歩道は、北九州市を起終点とし、九州各県をひと回りできるようになっており、多くの県民が四季を通じて、豊かな自然や歴史、文化に触れ、自然保護に対する理解を深めることができる総延長 2,932 km の歩道であり、そのうち県内のコースは 261 km です。歩道を活用したレクリエーションの機会を通じて、生物多様性を体感できるモデルコースの設定や利用者の遭難や事故などに対する安全対策が求められています。

自然公園等の利用の推進

国定公園の拠点としてのビジターセンターを、自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備します。

平尾台自然観察センターにおいて、自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会などの企画内容を充実させ、ホームページ、SNS、電子メール等を活用し、広く周知を図るとともに、自然観察会や散策道の整備などのボランティア活動を推進します。

自然公園の公衆便所等の利用施設を整備し、適切な公園の利用を推進します。

平尾台自然観察センター(北九州市)



志賀島ビジターセンター(福岡市)



九州自然歩道では、安全な利用のために標識等の整備をするとともに、親子でも気軽に歩くことができる入門コースマップ等の周知を通じて、自然とのふれあい、生物多様性を体感できる機会の創出を図ります。

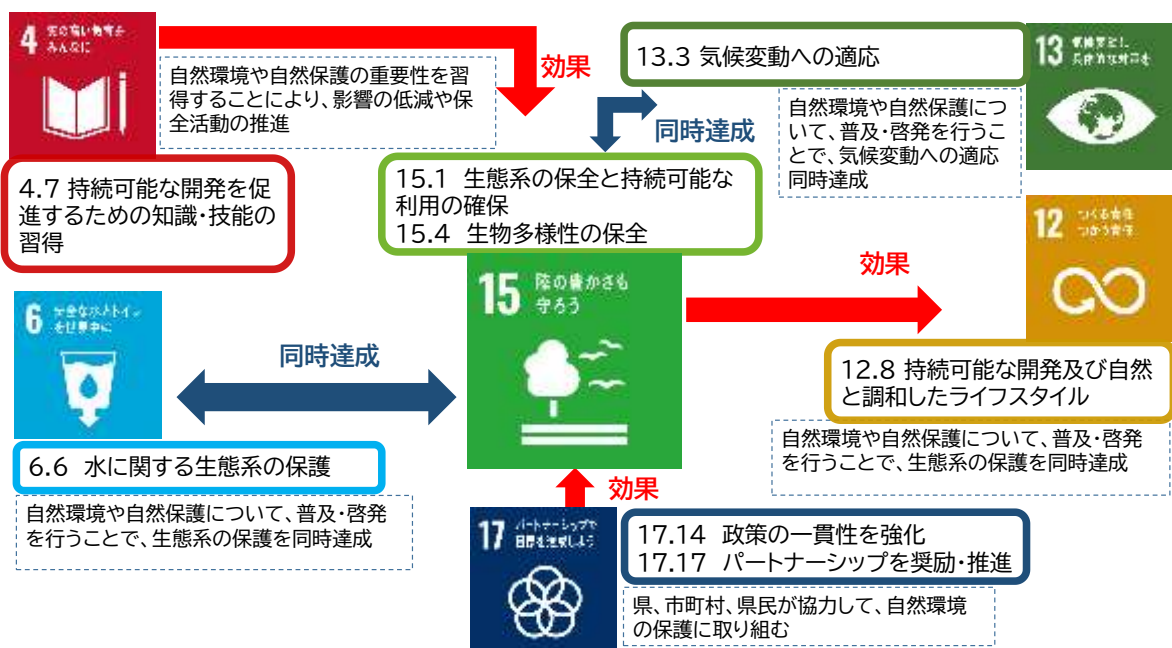
九州自然歩道(筑紫野市)



親子ハイク(赤村)



SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
自然共生社会の推進	生物多様性プラットフォーム (ホームページ)のアクセス数	266,100 件 2026(令和 8)年度	177,391 件 2020(令和 2)年度	現在運用中のホームページ(希少野生生物HP)アクセス件数の 50%増
	平尾台自然観察センターの利用者数	44,000 人 2026(令和 8)年度	39,980 人 2018(平成 30)年度	コロナ禍以前の利用者数(平成 30 年度)から 10%増
	農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180 ha 2026(令和 8)年度	41,545 ha 2020(令和 2)年度	将来にわたり農用地として利用する土地の約 6 割

6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（柱6）

－心地よい空気・水・土・居住環境の保全－



目指す姿

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

現状・課題

【大気環境の保全】

福岡県内の大気汚染常時監視測定局の環境基準達成状況
（達成局数／測定局数、令和2年度）

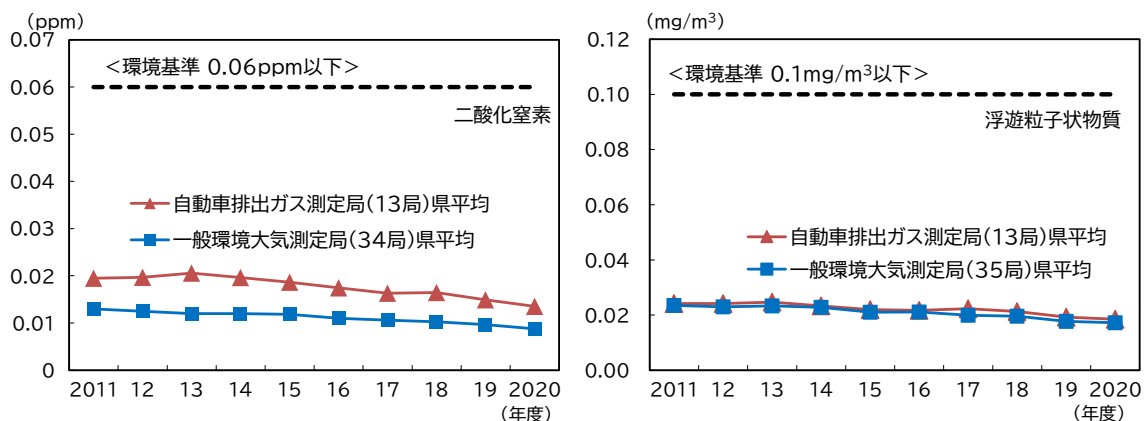
局区分	項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他	全 般	達成率
一般環境 大気測定局	二酸化硫黄	8 / 8	3 / 3	5 / 5	2 / 2	12 / 12	30 / 30	100 %
	二酸化窒素	13 / 13	8 / 8	4 / 4	2 / 2	12 / 12	39 / 39	100 %
	一酸化炭素	1 / 1	-	1 / 1	-	-	2 / 2	100 %
	浮遊粒子状物質	10 / 10	8 / 8	5 / 5	4 / 4	13 / 13	40 / 40	100 %
	光化学オキシダント	0 / 13	0 / 8	0 / 5	0 / 4	0 / 13	0 / 43	0 %
	微小粒子状物質	10 / 10	4 / 5	2 / 2	3 / 3	13 / 13	32 / 33	97 %
自動車排出 ガス測定局	二酸化硫黄	-	1 / 1	-	-	-	1 / 1	100 %
	二酸化窒素	4 / 4	8 / 8	1 / 1	-	1 / 1	14 / 14	100 %
	一酸化炭素	2 / 2	1 / 1	1 / 1	-	1 / 1	5 / 5	100 %
	浮遊粒子状物質	4 / 4	8 / 8	1 / 1	-	1 / 1	14 / 14	100 %
	光化学オキシダント	0 / 1	0 / 1	-	-	-	0 / 2	0 %
	微小粒子状物質	2 / 2	4 / 4	-	-	1 / 1	7 / 7	100 %

【出典】福岡県「令和3年版環境白書」

- 二酸化硫黄及び一酸化炭素は、過去10年以上、全測定局で環境基準を達成している状況が継続しています。

- 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、全測定局で環境基準を達成しており、過去 10 年間、環境基準よりも低い値で推移しています。

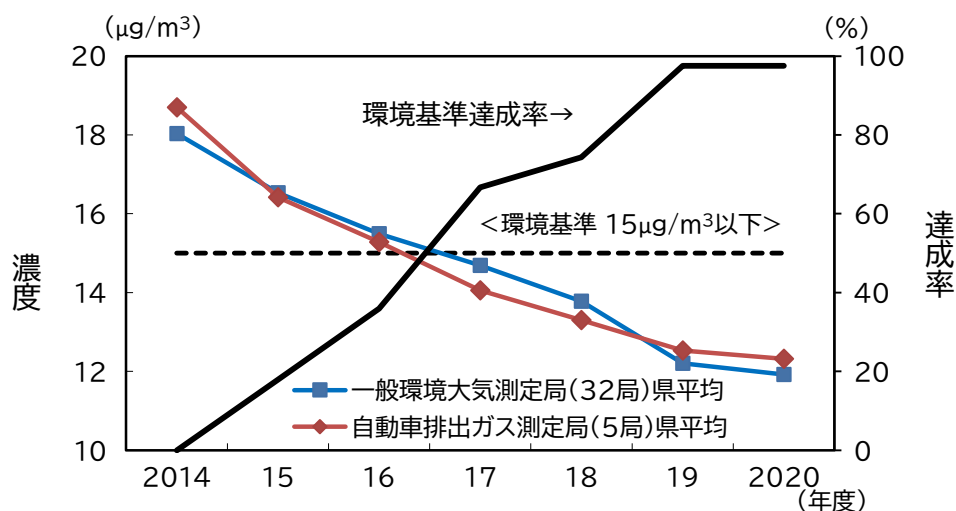
福岡県内の二酸化窒素(左)及び浮遊粒子状物質(右)濃度の推移¹



【出典】福岡県

- 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境基準の達成率は、2014 (平成 26) 年度は 0%と低い状況にありましたが、達成率は徐々に上がっており、2020 (令和 2) 年度は達成率 98%と顕著に改善しています。

福岡県内の微小粒子状物質(PM_{2.5})の年平均値の経年変化



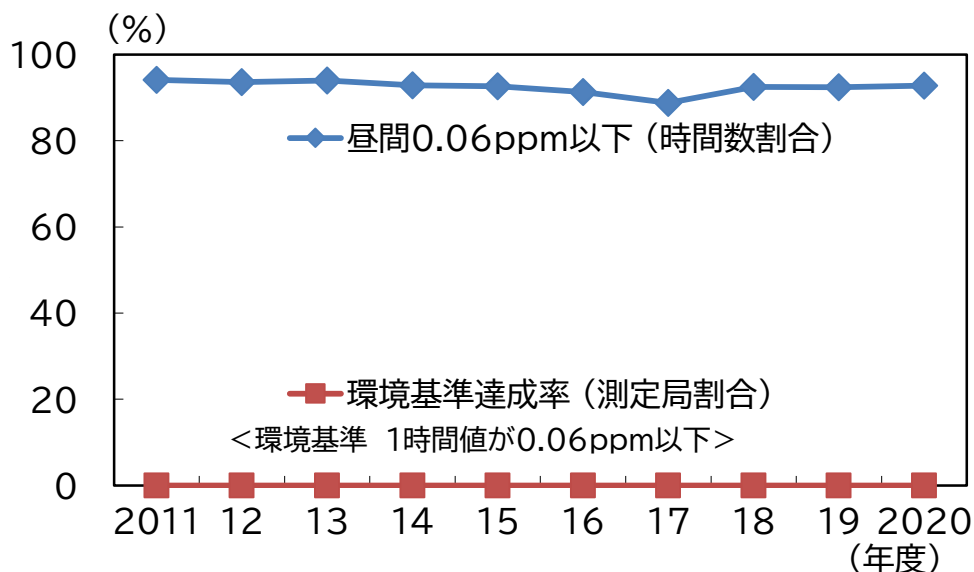
【出典】福岡県

- 光化学オキシダントは、全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できていない状況が続いています (2019 (令和元) 年度の一般環境大気測定局での達成率は 0.2%)。本県においても全測定局で未達成²ですが、昼間の時間の約 93%は環境基準を達成しています。

¹ 本ページ及び次ページのグラフは、過去一定期間、継続測定している局について集計している。

² 光化学オキシダントの環境基準は、昼間の 1 時間ごとの濃度で評価するため、1 年のうち 1 時間でも環境基準を超えると未達成になる。

福岡県内の光化学オキシダントの昼間 0.06ppm 以下の時間数割合



【出典】福岡県

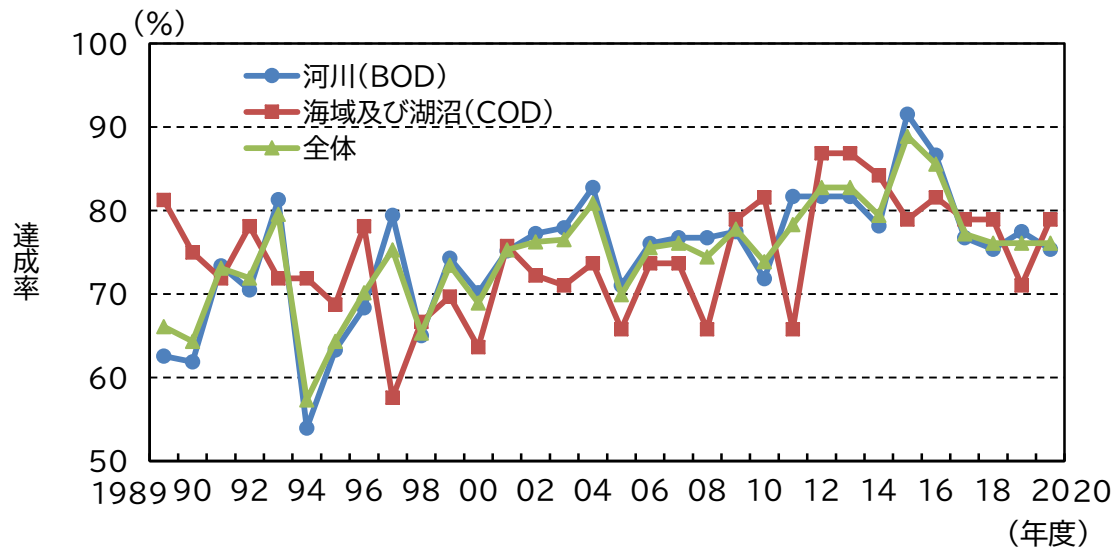
- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダントについては、国内発生源に加えて、広域的な越境汚染も問題となります。本県では、濃度が上昇する場合には注意を呼びかけます¹。
- 石綿（アスベスト）を含む材料が使用された建築物等が順次耐用年数を迎え、それらの解体工事等が今後全国的に増加することが予測されています。そのため、大気汚染防止法が改正され、2021（令和3）年4月から規制が強化されました。

【水環境の保全】

- 本県内の公共用水域全体で見ると、水質は徐々に改善してきているものの、閉鎖性海域や一部の河川では長期間環境基準を達成していません。
- 本県内の一部の海域では、栄養塩の著しい減少や底質の悪化による生態系への影響が懸念されており、海域の生態系バランスを考慮した豊かな海域を目指す取組が求められています。
- 森林の荒廃による水源かん養機能の低下が懸念されています。また、都市化による雨水の地下浸透の阻害等が健全な水循環に影響を与えています。
- 汚水処理をみなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取りにより行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れ込み、水質汚濁の要因の一つとなっていることから、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換等を促進する必要があります。

¹ 本県における光化学オキシダント注意報の発令は6回（過去5年間）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の注意喚起は4回。

福岡県内の水質環境基準達成状況の推移(BOD、COD)



【出典】福岡県

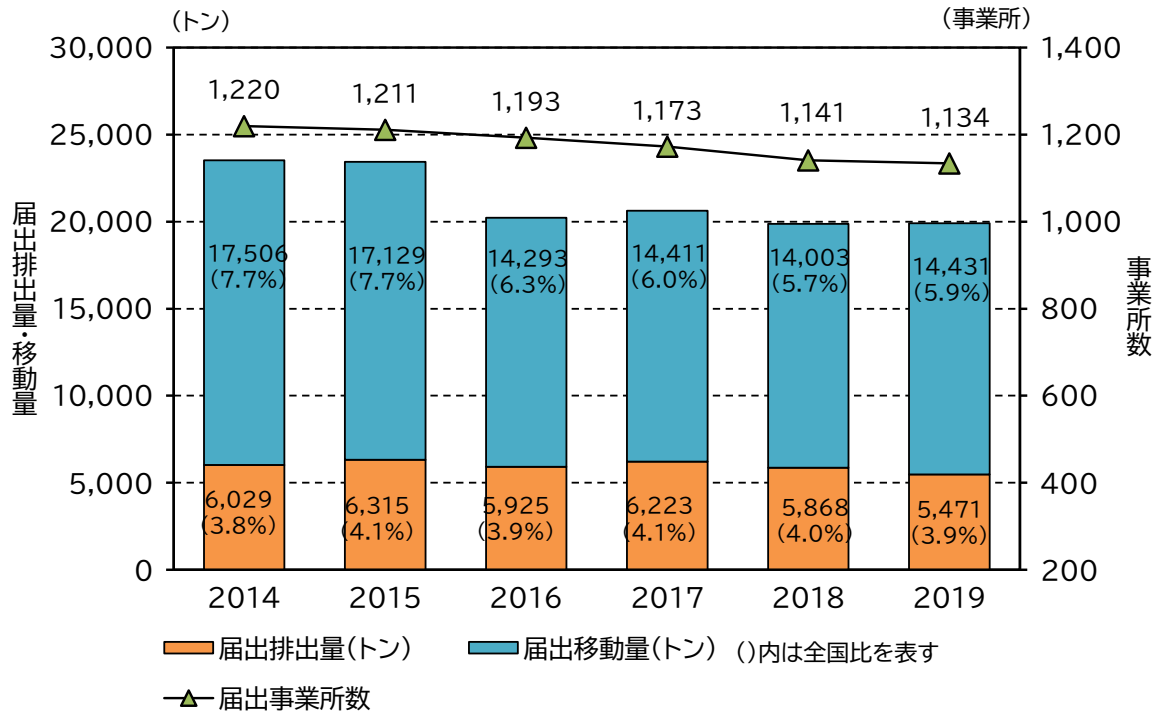
【土壌環境の保全】

- 土壌は、物質の循環や生態系維持の要として重要な役割を果たしています。その土壌が有害物質により汚染されると、人の健康に影響を及ぼすとともに、農作物の生育阻害等により生活環境に影響を及ぼします。
- 本県内では、2020（令和2）年度末現在で、直ちに汚染の除去等の措置は不要ではあるものの、土地の掘削を行う等の形質変更を行う前に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）が28件指定されています。
- 井戸水を飲用することによるリスクを低減する意味からも、本県内の土壌汚染の状況を的確に把握するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することが特に重要です。

【化学物質等による環境・健康影響対策】

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づき、化学物質の排出量、移動量の把握、公表が行われ、これらを通じ事業者による化学物質の適正管理が促進されています。
- 災害や事故に備え、有害物質等を使用・貯蔵する事業場等の情報を把握できるようにしておくことが重要です。

福岡県内の届出排出量、移動量及び事業所数の推移



【出典】経済産業省・環境省 PRTR 制度に基づく「個別事業所データ(化学物質の排出量・移動量)」を基に福岡県作成

【その他の生活環境の保全】

- 自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音については、一部で環境基準を達成していません。
- 悪臭については、工場・事業場から発生する悪臭原因物質の濃度を規制することで対応を行ってきましたが、近年では身近なサービス業から発生する悪臭に対する苦情が増加傾向にあり、従来の濃度規制による対応が難しくなっています。そのため、住民の被害感と合致し、複合臭や未規制物質に対応できる臭気指数規制への移行を進めています。

施策の方向

【統合的な対策】

公害対策

- 公害に係る紛争について、福岡県公害審査会を活用し、紛争の解決を図るとともに、環境保全協定の締結等により、統合的な環境保全・公害防止対策を講じていきます。
- 融資制度等の財政上の支援制度により県内事業者の環境保全施設・設備の導入を促進します。【柱Ⅰにも掲載】

都市計画

- 都市内の限られた土地資源を有効に配分し、環境と調和しながら、活力のある社会経済活動の場として機能し、県民が快適で幸せを感じながら、安心して暮らしていくことができる都市計画を進めます。
- 広域景観計画を通じて、広域的な観点から美しい景観の保全形成を推進するとともに、市町村における景観のルールづくりを促進します。また、地域住民、関係団体等に対する啓発、助言、情報提供等を行い、美しいまちづくりへの参画を促します。

【大気環境の保全】

大気環境の常時監視体制の整備

- 県内に常時監視測定局を整備して大気汚染物質の測定を行います。

大気汚染防止対策

- 光化学オキシダント及びPM_{2.5}については、高濃度時に注意報等を発令し、県民に注意を呼びかけるとともに、国と連携して発生メカニズムの解明等に取り組み、最新の知見に基づく正確な情報の普及を推進します。
- 大気汚染については、工場・事業場等の監視指導を徹底するとともに、渋滞対策はもとより円滑な交通の確保を図る道路整備、鉄道と道路の立体交差化等を推進していきます。また、エコドライブの普及啓発、次世代自動車の普及促進、地域公共交通・自転車の利用促進等の自動車排ガス対策を推進します。【柱3にも掲載】
- 大気汚染防止法に基づく解体現場への立入検査等により、石綿の飛散防止に取り組みます。
- 本県の保健環境研究所において、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、大気汚染防止対策に関する課題の解決に向けた研究を推進します。

【水環境の保全】

水環境の監視体制の整備

- 水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水の常時監視を行います。

水質保全対策

- 水質汚濁については、工場・事業場の立入検査等により排水水質及び地下水汚染防止に係る施設構造等についての指導を行います。
- 計画的かつ効率的に污水处理施設を整備するため、福岡県污水处理構想（2017（平成29）年3月策定）に基づき、本県と市町村が連携し

て、地域の特性に応じた下水道や浄化槽等の污水处理施設の整備を促進します。

- 下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策のため、県費補助制度により市町村が実施する計画的かつ効率的な浄化槽整備事業を支援します。
- 多自然工法の採用や森林整備等により自然が本来持つ浄化作用や水循環機能の回復を図ります。
- 本県の保健環境研究所においては、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、水環境の保全に関する研究を推進します。
- 生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布や児童生徒への環境教育等、水辺環境保全への意識を高めるための取組を推進します。【柱2にも掲載】
- 県が管理する河川及び海岸について、清掃、除草等の愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。【柱2にも掲載】

【土壌環境の保全】

土壌汚染対策法に基づく適切な管理

- 土壌汚染対策法等の制度に基づき、土壌汚染の状況を的確に把握するとともに、人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染による環境リスクを適切に管理します。

農用地の土壌汚染対策

- 鉱業活動（亜鉛製錬）に由来する農用地のカドミウム汚染については、客土等の汚染対策を継続実施するとともに、カドミウム汚染米の発生を抑制するため、湛水管理栽培を指導します。

【化学物質等による環境・健康影響対策】

化学物質の適正管理

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）を適切に運用し、化学物質に関する情報の提供、排出量等の把握、公表を行います。
- 有害物質等を使用・貯蔵する事業場等の情報を集約し、関係機関で情報共有します。

ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類等有害性が明らかな化学物質等の環境・健康リスクを適切に管理するため、排出抑制や適正管理・処理を徹底します。

農薬の安全使用対策

- 効率的に農薬を使用し、農作物の病虫害の発生状況を的確に把握し、防除適期等の情報を関係機関等に提供します。

【その他の生活環境の保全】

騒音・振動・悪臭対策

- 自動車交通騒音・振動や新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音については、管理者等への対策強化の要請等を行っていきます。
- 騒音・振動や悪臭については、対策の実施主体となる市町村の施策に資するよう、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対し騒音対策の強化を要請する等広域的な対策に取り組みます。

放射線

- 放射線については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定により、国によるモニタリングが実施されています。また、本県では、原子力規制委員会原子力規制庁の委託事業や交付金事業により県内9か所に固定型の放射線測定器（モニタリングポスト）を設置し、常時測定結果に基づき県民に対する的確な情報の提供に努めます。

花粉症対策

- 花粉症対策品種の植栽により、花粉の少ない森林づくりを進めていきます。

地盤沈下

- 「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」対象地域において、地盤変動の状況を把握し、地盤沈下防止と地下水の保全に努めます。

広域環境衛生施設組合における共同のし尿処理施設 ～田川地区管内8市町村の取組～

田川地区8市町村（田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、赤村）で構成する田川地区広域環境衛生施設組合では、2021（令和3）年度に共同のし尿処理施設「田川地区クリーンセンター」が稼働しました。

これまで同地区では、3箇所の施設でし尿処理が行われていましたが、各施設の老朽化が進んだため、新たな共同の施設として管理運営されています。

田川地区クリーンセンターは、自動制御された高度処理方式を採用し、放流水質の向上、臭気対策に万全を期す等、近代化された設備を備え、周辺環境に十分配慮した衛生施設となっています。この施設の円滑な運営により、快適な生活環境づくりに大きく寄与するものと期待されます。また、処理の過程で発生する汚泥は助燃材や堆肥として再資源化する等、環境に配慮した施設となっています。



田川地区クリーンセンター



汚泥の発酵施設

【参考資料】福岡県における一般廃棄物処理の現況 令和元年度版→



目に見えない大気汚染や水質汚濁等から県民を守る

～常時監視等による安全安心の確保及び発信～

本県では、大気や水の状況を常時モニタリングするとともに、大気や水環境が悪化し人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合には、緊急時の措置を講じるなどし、誰もが安全で安心して暮らせるよう快適な生活環境を保っています。

大気・水環境の常時監視

【取組の背景】

健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図るため、大気汚染・水質汚濁防止対策を進める上で大気・水環境の状況を把握する必要があります。

【主な取組】

本県では、県内 55 の常時監視測定局で大気環境を測定するとともに、県内 183 の環境基準点で水質測定を実施しています。

大気環境の毎時の常時監視データは県ホームページで公表しており、微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダントが高濃度になる場合には注意を呼び掛けています。なお、大気中の PM_{2.5} は 2014（平成 26）年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、2020（令和 2）年度は 98% の測定局で環境基準を達成しており、顕著に改善しています。

また、油流出等の水質事故の発生時には、関係機関と連携し、情報共有や水質検査を実施するなど、被害拡大防止に向けた対策を行っています。

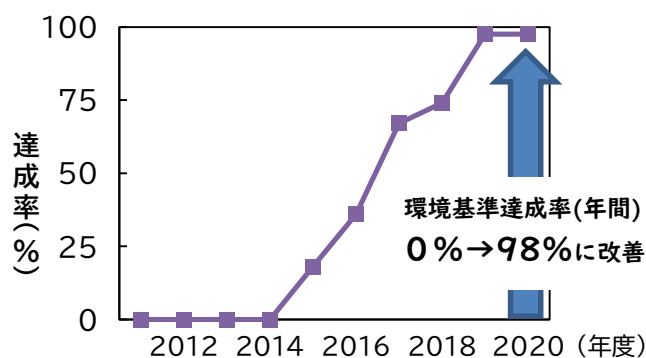
大気汚染の原因究明・予測の研究

【取組の背景】

光化学オキシダントは環境基準未達成の状態が続いており、大気中濃度も横ばいで推移しています。原因として、地域で排出された汚染物質から生成することに加えて、大陸から移流する汚染物質の影響も考えられます。

【主な取組】

県保健環境研究所では、大気シミュレーションモデルを導入し、光化学オキシダントや PM_{2.5} 等の高濃度発生時の原因究明及び効率的な削減対策実施のため

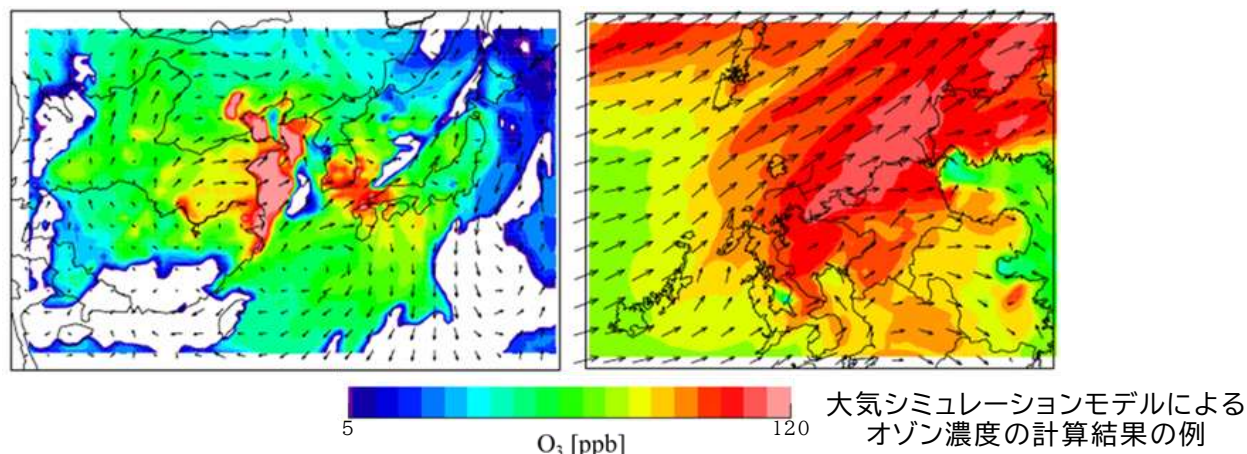


PM_{2.5} の環境基準達成状況の推移【出典】福岡県



水質検査の様子

めに有効な発生源・汚染物質の定量的評価について研究を行っています。また、これらの研究は大気汚染の予測にも役立ちます。



VR（バーチャルリアリティ）技術を活用した石綿飛散防止の人財育成

【取組の背景】

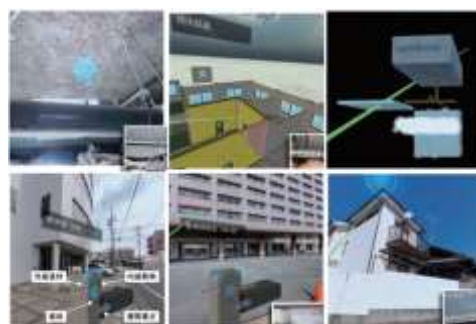
石綿（アスベスト）を含む材料が使用された建築物等が順次耐用年数を迎え、それらの解体工事等が全国的に増加することが予測されており、石綿飛散防止を実施する上で重要な石綿含有建材の調査能力向上が求められています。

【主な取組】

建築物中の石綿含有建材の調査能力を向上させるため、2021（令和3）年度から解体業者等を対象にVR技術を活用した講習会を県内各地で開催しています。併せて、監視指導を担う県職員の監視能力の向上を図ることで、解体現場等からの石綿飛散防止に努めます。



VR講習会の様子



主なVRコンテンツ

SDGs ゴール・ターゲット関連図



重点的に推進するプロジェクト

海ごみを減らすためにできることって何だろう？

～ポイ捨てしない・ごみを分別する等身近な行動からはじめよう～

私たちの暮らしの身近な場所から海に流れ出るごみを「海ごみ」といいます。海ごみには、海岸に流れ着く漂着ごみや海に漂っている漂流ごみ、海の底に沈んだ海底ごみがあり、様々な問題を引き起こします。本県では、きれいな海や川を取り戻すために何ができるか考え行動していけるよう、海ごみの発生抑制に向けた普及啓発や、河川や海岸の清掃、除草等の愛護活動の支援を行っています。

→柱4 重点プロジェクト「未来のために、プラごみ削減！！」とも関連

スポーツごみ拾い

海ごみには、海外から流れ着いたものだけではなく、暮らしの中で排出されるごみやポイ捨てされたごみ等、身近なごみが河川を経由して流れ込んだものも多く含まれています。

海ごみの発生抑制のための普及啓発に関する取組として、本県では、2015（平成27）年度から県内各地でごみ拾いにスポーツの要素を取り入れた「スポーツごみ拾い」を開催しています。

参加者の皆さんが実際にごみを拾うことで海洋プラスチックを含む海ごみ問題について考える機会となり、ポイ捨てをしないと行った行動を始めるきっかけづくりに役立っています。



スポーツごみ拾いの様子



スポーツごみ拾いで集めたごみ

啓発動画の作成・周知

また、本県では、海ごみに関する理解を深め、ポイ捨てしない、ごみを分別するといった身近な行動からはじめることを目的として、発生抑制に関する啓発動画「どげんかしよう！海ごみ問題！」を作成し、県ホームページやふくおかインターネットテレビ等を活用して周知しています。



啓発動画「どげんかしよう！海ごみ問題！」(抜粋)

視聴先の QR コード

地域の力（ちから）で河川や海岸を美しく！

～クリーンリバー・クリーンビーチの推進～

取組の概要

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」として、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録し、その活動を支援しています。



河川愛護活動の状況

紹介HP→



海岸愛護活動の状況

紹介HP→



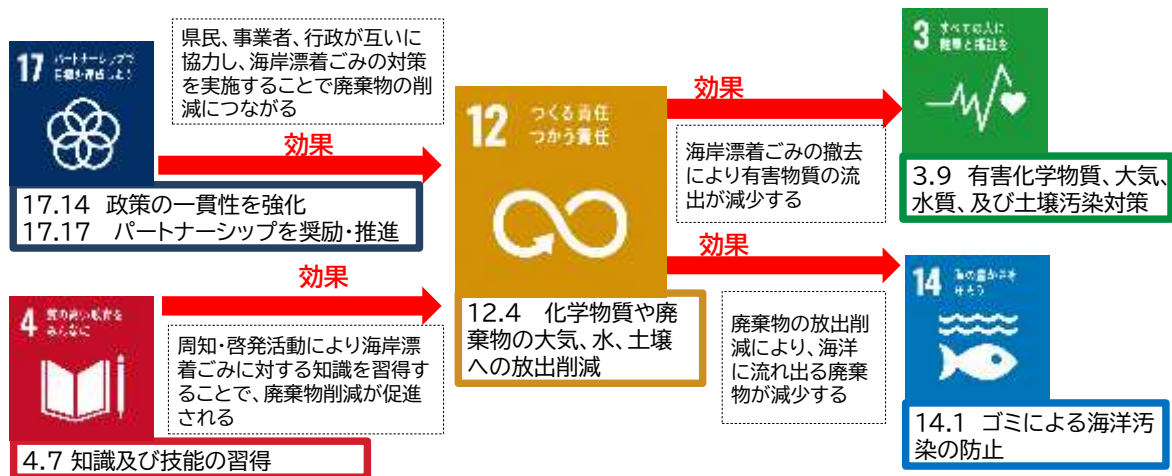
登録団体への支援の内容

登録を受けた愛護団体等は、本県から活動に対する支援を得ることができます。

支援の内容には、活動に対する報償、活動のための需用品の支給、活動中の傷害・賠償責任に備えた保険の加入等があります。

登録や支援の内容に関する詳細は、本県ホームページで公開しています。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
健康で快適に暮らせる生活環境の形成	環境基準の達成率	環境基準達成率の向上・達成維持を図る 2026(令和8)年度	大気(SPM、NO ₂ : 100%) 水質(BOD、COD:76.1%) DXN類(大気、公用水域水質、公用水域底質、地下水、土壌: 100%) 騒音(航空機: 97.6%、新幹線: 70.5%、自動車: 96.2%) 2020(令和2)年度	環境基準の達成率の向上と達成した項目の達成維持により、県内の生活環境の保全を図る
	河川及び海岸愛護団体登録数	700 団体 2026(令和8)年度	511 団体 2020(令和2)年度	現状値から 200 団体程度の増加を目指す

7 国際環境協力の推進（柱7）

－ 県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善 －



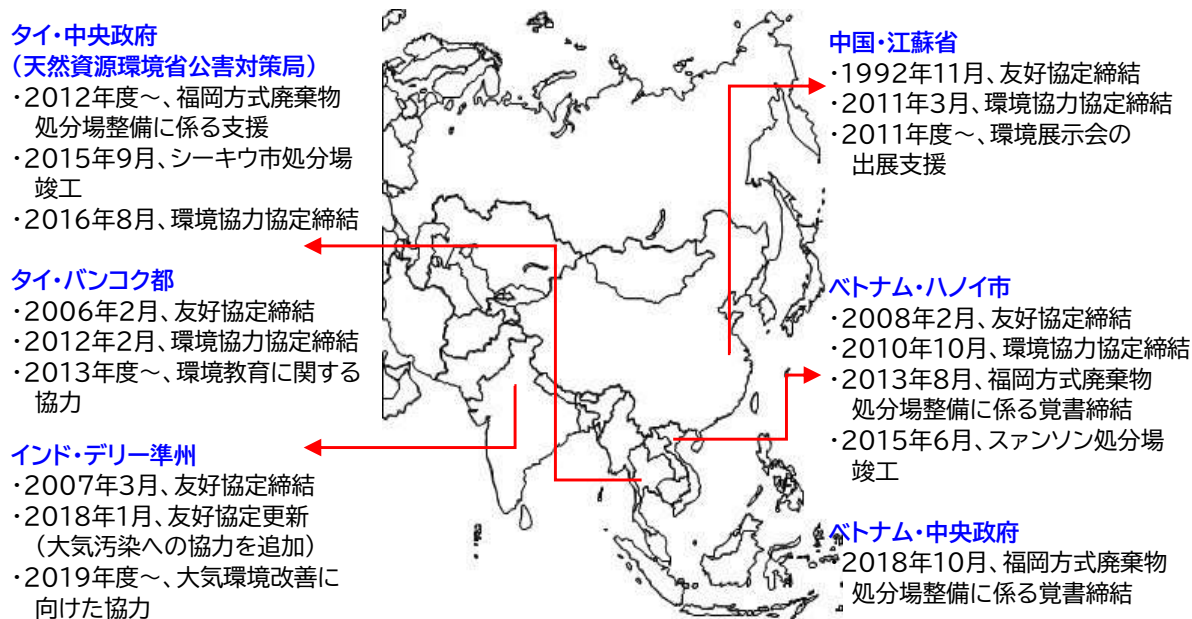
目指す姿

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

現状・課題

- アジア諸地域では、近年の著しい経済発展と都市化に伴う大気汚染や廃棄物等による環境問題が一層深刻化しています。本県は、ベトナム・ハノイ市、中国・江蘇省、タイ・バンコク都及びタイ・中央政府と環境協力協定を締結し、福岡方式（準好気性埋立方式）による廃棄物最終処分場の整備や環境人材育成研修を実施しています。これらアジアの諸地域からは、これまでの本県の環境協力の実績を評価した上で、新たな課題を解決するためのより高度な環境改善技術、地域住民の意識啓発に関する支援が求められています。

福岡県の国際環境協力事業の相手先とその状況



福岡県の国際環境人材育成事業への参加者数

(単位:人)

国 地域 年度														総 計	
	中国				アセアン・インド										
	中国			小 計	タイ			ベトナム			デ リ ー 準 州	中 央 政 府	マ レ ー シ ア		小 計
	江 蘇 省	山 東 省	遼 寧 省		バ ン コ ク 都	中 央 政 府	地 方 政 府	ハ ノ イ 市	中 央 政 府	地 方 政 府					
2006	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	1	1	8	15	
2007	4	2	1	7	2	2	-	-	-	-	-	-	4	11	
2008	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	1	-	7	14	
2009	4	2	1	7	2	2	-	3	-	-	1	-	8	15	
2010	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	-	-	6	13	
2011	5	2	1	8	2	2	-	4	-	-	-	-	8	16	
2012	4	1	1	6	3	2	-	2	-	-	1	-	8	14	
2013	3	2	2	7	8	2	-	2	-	-	2	-	14	21	
2014	4	2	-	6	6	2	-	4	-	-	2	-	14	20	
2015	4	2	-	6	9	2	-	2	-	-	1	-	14	20	
2016	3	2	-	5	2	5	5	2	-	-	1	-	15	20	
2017	4	-	-	4	9	2	1	2	2	4	1	-	21	25	
2018	2	-	-	2	2	2	-	2	-	6	1	-	13	15	
2019	4	-	-	4	2	2	-	2	-	-	2	-	8	12	
招へい人数	53	21	9	83	53	31	6	31	2	10	14	1	14	231	

※ 2020(令和 2)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により個別テーマコース(中国、アセアン・インド)は中止し、福岡方式処分場普及展開支援コース(ベトナム・フエ省)についてはオンライン研修を実施

- 1993(平成 5)年度から九州北部 3 県(本県、佐賀県、長崎県)及び山口県の日本側 4 県と韓国南岸 1 市 3 道(釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)で日韓海峡沿岸環境技術交流事業を実施しています。

施策の方向

【環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進】

アジア諸地域との環境協力の推進

- 本県と環境協力協定を締結した地域等において環境施策の中核を担う行政官を対象として、大気汚染や廃棄物処理等のニーズに応じた招へい研修やオンライン研修を実施することにより、人的ネットワークを充実強化します。また、環境協力事業を通じて蓄積した知見を活用し、大学や関係機関と協力しつつ、人材育成や環境技術の交流、環境教育の普及支援を行い、これらの地域の環境改善に貢献します。→44 ページ 柱 2 重点プロジェクト
- 一部機能が北九州市に移転した国の環境調査研修所を活用し、今後、本県や北九州市の特色を活かした国際環境研修等を国や関係機関と連携して実施する等、アジアの環境人材育成に努めます。

【民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進】

県内環境関連企業の海外展開に対する支援

- 本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。【柱Ⅰにも掲載】
- 福岡アジアビジネスセンターによるセミナーの開催や個別コンサルティング、福岡県海外事務所との連携による現地情報の提供や現地の商慣習等のアドバイスを通じて、環境関連企業を含む県内中小企業の海外展開を支援します。

国連ハビタット福岡本部との連携

- 本県が、福岡市や地元経済界とともに支援している国連ハビタット福岡本部は、アジア太平洋地域で居住環境等の改善事業を行い、国際環境協力を推進します。

廃棄物埋立技術「福岡方式」を軸とした国際環境協力の展開 ～福岡市の取組～

福岡市は、アジア太平洋地域を中心に、同市と福岡大学が共同で開発した廃棄物埋立技術「福岡方式」を軸とした国際環境協力を展開しています。

その一つとして、福岡市との姉妹都市であるミャンマー・ヤンゴン市において、生活環境改善に向けた技術協力を実施しています。2019（令和元）年から2021（令和3）年には、国連ハビタットと連携して、日本国政府による無償資金協力の資金を活用し、「福岡方式」によりヤンゴン市最大の廃棄物処分場を整備しました。



福岡方式による廃棄物処分場の整備(ヤンゴン)

【出典】福岡市提供

大学による国際環境協力の紹介① ～九州大学の取組～

九州大学では、アジア・オセアニア地域で今日生じている社会的課題の解決や将来予想される社会問題の発生抑制に貢献することを通じて、新たな学問領域を構築することを目指し、2019（令和元）年4月に「アジア・オセアニア研究教育機構（Q-AOS：キューエイオス）」を創設しています。

同機構では、学際的・融合的な研究・教育活動を推進し、アジア・オセアニア地域における資源循環や生物多様性等をテーマにした講演やシンポジウムを開催する等、広く社会へ情報発信し続けており、現地の要求に応じた（オンデマンド）取組や現地との協働（オンサイト）による取組を進めています。



九州大学アジア・オセアニア
研究教育機構(Q-AOS) HP
(リンク↓)



シンポジウム 2020
機構構成員・招待講演者



ブラウンバッグセミナー※
(毎週水曜昼時開催の無料 Web セミナー・
日英同時通訳付き)



シンポジウム 2021
パネルディスカッション

※ ブラウンバッグセミナーとは、各自が持ち寄ったランチを食べながら、リラックスした雰囲気の中で聞けるセミナーのこと。ランチ(サンドイッチ等)を入れる茶色の紙袋(ブラウンバッグ)が由来。

大学による国際環境協力の紹介② ～北九州市立大学の取組

北九州市立大学は、世界の持続可能な発展に貢献することを目指して国際連合大学が設立した「SDG 大学連携プラットフォーム」に参画しています。

公立大学である強みを活かし、地域や自治体と連携し、学生が主体的に SDGs に関連する様々な地域活動を実践しています。また理系キャンパスでは、企業の SDGs を 1 年次から学べる機会として「未来地域産業インターンシップ」を実施する等、地域の SDGs 人材の育成に取り組んでいます。



北九州市立大学 HP
(リンク↓)



SDG 大学連携プラットフォーム
設立記念シンポジウム
(オンライン開催)への
パネリスト参加



SDGs・ESD に関連する
地域活動の実践



学生が企業の SDGs を学ぶ
「未来地域産業インターンシップ」

本県以外の主体による国際環境協力①

～ペシャワール会～

NGO ペシャワール会は、1983（昭和 58）年、福岡県出身の中村哲医師のパキスタンのペシャワールでの医療活動を支援する目的で結成されました。同会が支援する PMS（Peace Japan Medical Services 平和医療団・日本）は、現在アフガニスタン東部において医療や灌漑用水路建設、農業事業を実施しています。

1984（昭和 59）年に中村医師はパキスタンのペシャワール・ミッション病院ハンセン病棟に赴任し、診療活動を始めました。1986（昭和 61）年からはアフガニスタンからの難民診療を本格的に開始し、山岳部医療過疎地にて診療所を開設していきます。診療所は多い時でアフガニスタン・パキスタン両国に計 11 か所設けましたが、現在は、アフガン東部のダラエヌール診療所が継続して医療活動を実施しています。



アフガニスタン地図

2000（平成 12）年からは、アフガニスタンを襲った干ばつ対策として飲料用井戸掘削による水源確保事業を開始しました。進行する厳しい干ばつを受け、2002（平成 14）年にアフガン農村の復興のための「緑の大地計画」を立案し、2003（平成 15）年にクナール川水系を利用した農業灌漑用水路建設に着手しました。この用水路には、地域の人々による維持・管理を考え、蛇籠工や柳枝工を活用する等の伝統工法が用いられたほか、取水堰は朝倉市の山田堰（石張り式斜め堰）を参考に作られました。2010（平成 22）年には最終地点ガンベリ沙漠に用水路が到達し、PMS 農場が開かれています。麦や米、イモ類、野菜の他、ザクロ、ミカン、モモなど、もともとアフガニスタンにあった作物の栽培をはじめ、畜産や養蜂などが定着しています。また、クナール川、カブール川沿いで洪水により荒廃した取水施設の改修を現在行っています。これまで 10 か所で取水堰が建設され、干ばつや洪水等によって耕せなくなっていた農地のうち合計 16,500ha で農耕が可能になり、約 65 万人が生活できるようになりました。（→次ページへ）



干ばつで荒廃した村の様子(2003年)



同じ場所から
撮影



灌漑用水により農耕が可能になった様子(2019年)

(→前ページから)

2021（令和3）年には灌漑事業の方式をまとめた「PMS方式灌漑事業ガイドライン」が完成し、普及の段階に入りました。PMSの全事業は、2021（令和3）年8月の政変時には治安悪化を懸念し、一時休止したものの、周辺の安全が確認されたことや住民から再開の要請を受けたこと等により、いずれの事業も再始動しています。

アフガニスタンでは、これまでの中村哲医師の功績を称え、その名を冠した記念塔の建立や診療所の改名等が行われています。



中村医師と子どもたち
（2005年撮影）

本県以外の主体による国際環境協力② **～公益財団法人 オイスカ（西日本研修センター）～**

オイスカは、国際 NGO オイスカ・インターナショナルの基本理念を推進する機関として1961（昭和36）年に設立され、主にアジア・太平洋地域で農村開発や環境保全活動を展開しています。特に、人材育成に力を入れ、各国の青年が地域のリーダーとなれるよう研修を行っており、研修の修了生は、それぞれの国で農村開発等に取り組んでいます。他にも、農林業体験やセミナー開催などを通しての啓発活動や、植林および森林整備による環境保全活動を展開しています。

本県内には1968（昭和43）年に西日本研修センター（福岡市早良区）を設立し、環境保全型の持続可能な農業研修を中心に、人材育成事業を行っています。2020（令和2）年度には、アジア太平洋を中心とした10の国・地域から、14名の人材を受け入れ、有機農業や食品加工等の実務研修を主体としたリーダー育成プログラム等を行いました。帰国後の研修生は、持続可能な有機農業の普及や、学校での植樹活動を通じた環境保全の教育等、様々な活動に取り組んでいます。西日本研修センターでは、本来の研修事業のほか、小学校高学年～高校生までが参加する海外研修生との国際交流を始め、農業や環境教育などの自然を活かした独自の体験学習を行う「地球体験村」事業や、オイスカの活動や研修の位置付け等をオンラインで幅広く報告するWeb報告会等を実施しています。



環境保全型の持続可能な農業研修



子どもたちと研修生との国際交流

アジア諸地域との国際環境協力を推進

～アジア自治体間環境協力推進事業～

本県では、アジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、過去の公害を克服する過程で蓄積してきた環境技術やノウハウを活用して、アジア諸地域への環境協力を推進しています。特に、環境分野における人材育成や技術交流、産業交流等を骨子とする環境協力協定を締結した、ベトナム・ハノイ市、中国・江蘇省、タイ・バンコク都及びタイ・中央政府を中心に、人材の育成、環境の改善及び本県が有する環境技術の展開を図っています。

取組の背景

アジア諸地域では、近年の著しい経済発展と都市化に伴う大気汚染や廃棄物などによる環境問題がますます深刻化しています。これらアジアの諸地域からは、これまでの本県の環境協力の実績を評価した上で、新たな課題を解決するためのより高度な環境改善技術、地域住民の意識啓発に関する支援が求められています。

国際環境人材育成事業

2006（平成18）年度から、協定締結地域を中心にアジア諸地域の環境施策の中核を担う行政官を招き、研修を行っています。2020（令和2）年度までに231人の研修員が参加し、自国での環境施策に活かされています。さらに今後は、オンラインでの研修も併用し、本県在住の留学生と交流の機会も設けながら、人材の育成とネットワークの拡大に取り組めます。

国際環境協力事業

研修などを通じて構築したネットワークを活用し、福岡方式廃棄物最終処分場の整備や大気汚染改善等を実施してきました。今後も、大学や研究機関の知見を取り入れながら、これまで以上に現地のニーズに沿った、様々な環境協力事業を進めていきます。



福岡方式廃棄物最終処分場の整備支援
（左：タイ・シーキウ市、右：ベトナム・フエ省）

大気汚染セミナー
（インド・デリー準州）

本県環境技術の紹介

「福岡方式廃棄物最終処分場」は、旧来の埋立方式に比べ、埋立地の早期安定化や、周辺水環境・悪臭の改善効果が期待できるなど、すぐれた長所を持ちます。そこで本県では、ベトナムやタイにおける支援の経験・成果を踏まえて、「福岡方式廃棄物最終処分場導入ガイド」を作成しました。

また、本県に拠点を構える企業には、環境問題を克服してきた長年の実績とノウハウが蓄積されており、その環境技術に対してアジア諸地域から高い関心が寄せられていることから、「福岡県環境関連企業技術ガイドブック」を作成しました。

これらの資料は多言語で作成しており、関係機関へ配布したほか、本県ホームページで公開しています。今後は、これらの資料を研修やセミナー等でも積極的に活用することで、本県で培われてきた環境技術を現地で展開するとともに、アジア諸地域の環境改善に貢献します。

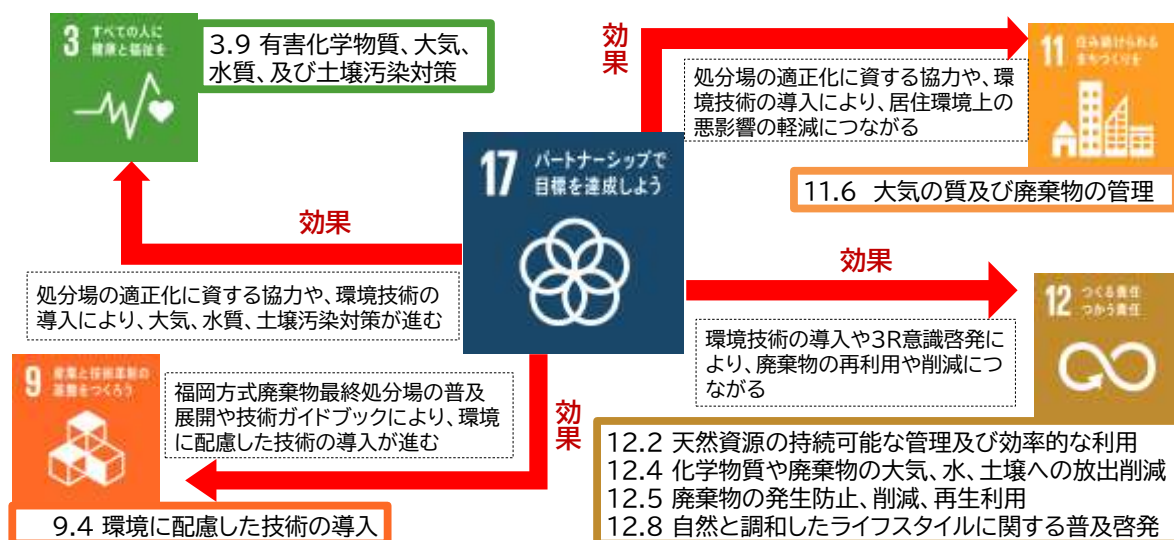


福岡方式廃棄物最終処分場導入ガイド
(2020年3月)



福岡県環境関連企業技術ガイドブック
(2021年4月)

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
国際環境協力の推進	本県が行う国際環境協力の案件数	累計 27 件 2026(令和 8)年度	累計 14 件 2020(令和 2)年度	年間2件増
	本県が行う国際環境協力に係る研修への参加者数	累計 315 人 2026(令和 8)年度	累計 231 人 2020(令和 2)年度	年間 14 人増

第4章 推進体制・進行管理

1 推進体制

福岡県における総合的な計画推進

P D C A サイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」（会長：副知事、委員：各部長及び教育長）を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い、計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。

県民や事業者、行政等、各主体との連携による計画推進

県民団体や事業者団体、行政（市長会、町村会、政令市）が参加する「福岡県環境県民会議」を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・市町村・本県が一体となって計画の推進を図ります。

地域連携による計画推進

県内市町村等と連携するとともに、本環境総合ビジョンや環境に関する優良事例等の情報発信を行います。また、市町村等に対しても、地域において様々な主体との連携や情報発信を促します。

さらに、本県の各保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域が一体となって計画の推進を図ります。

広域連携による計画推進

大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策等、県境や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県や熊本県、大分県をはじめとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い、計画の推進を図ります。

2 進行管理

進捗状況の点検及び公表

指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、更に環境に関する県民意識調査を実施する等により点検を行い、計画の進捗状況について取りまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により報告します。

環境の状況変化に応じた計画の見直し等

環境の状況変化、国内外の環境施策の動向や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

環境総合ビジョン指標一覧

柱	指標項目	目標	現状
経済・社会の グリーン化	「エコ事業所」登録事業所数	2,974 事業所 2026(令和 8)年度	2,374 事業所 2021(令和 3)年度当初
	新たに電動化や情報通信等の次世代 技術に取り組む自動車関連企業数	累計 75 社・団体 2026(令和 8)年度	9 社・団体 2020(令和 2)年度
	特区制度を活用して設備投資を行っ た企業数	累計 300 社 2026(令和 8)年度	累計 164 社 2020(令和 2)年度
	リサイクル技術の実用化件数	累計 49 件 2026(令和 8)年度	累計 37 件 2020(令和 2)年度
持続可能な社 会を実現する ための地域づ くり・人づくり	こどもエコクラブ登録団体数	200 クラブ 2026(令和 8)年度	143 クラブ 2020(令和 2)年度
	環境講座・環境イベント等の開催数	1,560 件 2026(令和 8)年度	1,043 件 2020(令和 2)年度
脱炭素社会 への移行	再生可能エネルギー発電設備導入容 量	405 万 kW 2026(令和 8)年度	269 万 kW 2020(令和 2)年度
	家庭(1世帯当たり)における エネルギー消費量 ¹	23.3 GJ/世帯 2026(令和 8)年度	26.9 GJ/世帯 2018(平成 30)年度
	事業所(床面積当たり)における エネルギー消費量 ¹	1.04 GJ/㎡ 2026(令和 8)年度	1.13 GJ/㎡ 2018(平成 30)年度
	公共建築物等における木材利用量	累計 55,000 ㎡ 2026(令和 8)年度まで の 5 年間	累計 46,227 ㎡ 2020(令和 2)年度まで の 5 年間

¹ GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJ は、エアコン 1 台(2020 年式、冷暖房兼用、冷房能力 2.8kW)の 1 年間の消費電力量(815kW)の約 1/3 に相当する。

柱	指標項目	目標	現状
循環型社会の 推進	一般廃棄物最終処分量	171 千トン以下 2025(令和 7)年度	176 千トン※速報値 2020(令和 2)年度
	産業廃棄物最終処分量	526 千トン以下 2025(令和 7)年度	510 千トン 2019(令和元)年度
	食品ロス削減県民運動協力店 (食べもの余らせん隊)登録店舗数	1,500 店舗 2026(令和 8)年度	1,192 店舗 2020(令和 2)年度
自然共生 社会の推進	生物多様性プラットフォーム(ホームペ ージ)のアクセス数	266,100 件 2026(令和 8)年度	177,391 件 2020(令和 2)年度
	平尾台自然観察センターの利用者数	44,000 人 2026(令和 8)年度	39,980 人 2018(平成 30)年度
	農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180 ha 2026(令和 8)年度	41,545 ha 2020(令和 2)年度
健康で快適に 暮らせる生活 環境の形成	環境基準の達成率	環境基準達成率の 向上・達成維持を 図る 2026(令和 8)年度	大気 (SPM、NO ₂ :100%) 水質 (BOD、COD:76.1%) DXN類 (大気、公共用水域水質、公 共用水域底質、地下水、土 壌:100%) 騒音 (航空機:97.6%、新幹線: 70.5%、自動車:96.2%) 2020(令和 2)年度
	河川及び海岸愛護団体登録数	700 団体 2026(令和 8)年度	511 団体 2020(令和 2)年度
国際環境 協力の推進	本県が行う国際環境協力の案件数	累計 27 件 2026(令和 8)年度	累計 14 件 2020(令和 2)年度
	本県が行う国際環境協力の研修 への参加者数	累計 315 人 2026(令和 8)年度	累計 231 人 2020(令和 2)年度

3 参考資料

1 福岡県環境総合ビジョンと SDGs 17 のゴールとの関連

柱	SDGs ゴール→ 施策の方向 ↓	1	2	3	4	5
						
1 経済・社会のグリーン化	経済・社会のグリーン化の推進		○	○	○	○
	グリーンイノベーションの推進		○	○		
2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進				○	○
	環境を考えて行動する人づくりの推進		○		○	○
3 脱炭素社会への移行	温室効果ガスの排出削減(緩和策)		○	○	○	○
	温室効果ガスの吸収源対策(緩和策)					
	気候変動の影響への適応(適応策)	○	○	○	○	
4 循環型社会の推進	限りある資源の効率的な利用		○		○	
	資源循環利用の推進			○		
	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	○	○	○	○	
5 自然共生社会の推進	生物多様性の保全と自然再生の推進		○	○	○	
	生物多様性の持続可能な利用		○	○	○	
6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	統合的な対策		○	○	○	
	大気環境の保全			○	○	
	水環境の保全			○		
	土壌環境の保全			○		
	化学物質等による環境・健康影響対策		○	○		
	その他の生活環境の保全			○		
7 国際環境協力の推進	環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進			○		
	民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進					

※7 つの柱及び施策の方向に関連する主な SDGs ロゴマークを示しています。

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
											
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○			○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
					○		○		○		
○			○		○		○	○	○		○
○		○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○		○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
○	○		○		○	○	○	○	○		○
		○	○		○	○	○	○	○		○
○		○	○		○	○		○	○	○	○
		○	○		○	○	○		○	○	○
○			○		○	○		○	○	○	○
○					○	○		○	○		○
○			○		○	○		○	○	○	○
○			○		○	○			○	○	○
			○		○	○					○
	○	○	○	○	○	○	○				○

※SDGs 各ゴールの内容は次ページに掲載しています。

<SDGs 17のゴール>

 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 国内および国家間の不平等を是正する
 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 全ての人々に包摂的¹かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 ジェンダーの平等²を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント³を図る	 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 全ての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク⁴を推進する	 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ⁵を活性化する
 レジリエント⁶なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	【出典】国連広報センターホームページ

¹ 包摂的：誰一人取り残されることなく、世界の構成員の一人一人が社会のシステムに参画できること。

² ジェンダー平等：男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃することをジェンダー平等という。

³ エンパワーメント：関係者に権限の付与や各種支援を行い、目標の達成のための自律的な行動を促すこと。

⁴ ディーセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事のこと。

⁵ パートナーシップ：協力関係、協働体制、連携の仕組み。

⁶ レジリエント(レジリエンス)：強靱さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。

2 計画の策定経過

時期	内容
令和3年1月20日	福岡県環境審議会 諮問
5月11日	第1回環境総合ビジョン専門委員会
7月21日	第2回環境総合ビジョン専門委員会
9月6日	第3回環境総合ビジョン専門委員会
11月9日	福岡県環境審議会 答申案報告
11月29日	福岡県環境対策協議会
11月22日～12月5日	答申案に対する市町村等意見照会 答申案に対する意見公募
12月21日	第4回環境総合ビジョン専門委員会
令和4年1月25日	福岡県環境審議会 答申

3 福岡県環境審議会委員等名簿

(1) 福岡県環境審議会委員名簿（令和4年1月25日時点※五十音順）

氏名	職名
浅野 直人	福岡大学名誉教授
穴井 謙	福岡大学工学部建築学科教授
池山 喜美子	全国消費生活相談員協会元九州支部長
伊澤 雅子	北九州市立自然史・歴史博物館館長
糸井 龍一	九州大学名誉教授
伊藤 洋	北九州市立大学国際環境工学部教授
井上 博隆	福岡県議会議員
井上 正文	福岡県議会議員
井上 眞理	九州大学名誉教授
井上 善博	原鶴温泉旅館協同組合組合長
岩熊 志保	まほろば自然学校代表
江頭 祥一	福岡県議会議員
門上 希和夫	北九州市立大学環境技術研究所特任研究員・名誉教授
川崎 実	日本野鳥の会北九州支部長
河邊 政恵	福岡経済同友会会員
木下 幸子	福岡県地域婦人会連絡協議会会長
後藤 富和	弁護士
酒井 美和子	小郡市三井郡教育研究所事務局長
阪口 由美	西日本新聞社社会部次長
佐藤 しのぶ	九州工業大学大学院工学研究院准教授
春藤 光	第七管区海上保安本部警備救難部長
白 光一郎	福岡県猟友会会計理事
高取 千佳	九州大学大学院芸術工学研究院准教授
田中 昭代	九州大学大学院医学研究院講師
田中 大士	福岡県議会議員
辻 真弓	産業医科大学医学部衛生学教授
縄田 緑	JA福岡県女性協議会副会長
沼舘 建	九州経済産業局資源エネルギー環境部長
野村 竜司	九州農政局生産部長
原竹 岩海	福岡県議会議員
森下 博之	九州地方整備局企画部長
森本 美鈴	ふくおか環境カウンセラー協会理事
柳瀬 龍二	福岡大学環境保全センター教授

(1) 福岡県環境審議会委員名簿（つづき）

氏名	職名
吉田 健一郎	福岡県議会議員
渡邊 公一郎	九州大学名誉教授
渡辺 亮一	福岡大学工学部教授

(2) 福岡県環境審議会 環境総合ビジョン専門委員会委員名簿
（令和４年１月２５日時点）

氏名	職名
浅野 直人	福岡大学名誉教授
伊藤 洋	北九州市立大学国際環境工学部教授
伊澤 雅子	北九州市立自然史・歴史博物館館長
岩熊 志保	まほろば自然学校代表
佐藤 しのぶ	九州工業大学工学研究院准教授
馬奈木 俊介	九州大学工学研究院教授

(3) 福岡県環境対策協議会委員名簿

職名
副知事〔会長〕
総務部長
企画・地域振興部長
人づくり・県民生活部長
保健医療介護部長
福祉労働部長
環境部長
商工部長
農林水産部長
県土整備部長
建築都市部長
教育長

4 第四次福岡県環境総合基本計画の進捗報告

第四次福岡県環境総合基本計画（2018（平成30）～2021（令和3）年度）における指標の進捗状況

柱1 低炭素社会の推進

■ 指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
家庭(世帯当たり)におけるエネルギー消費量	28.4 GJ/世帯 (注1、注2) 2014(平成26)年度	26.4 GJ/世帯 2022(令和4)年度	24.2 GJ/世帯 (注3) 2018(平成30)年度
事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量	1.01 GJ/m ² (注1、注2) 2014(平成26)年度	0.95 GJ/m ² 2022(令和4)年度	0.92 GJ/m ² (注3) 2018(平成30)年度
再生可能エネルギー導入容量	192 万 kW 2016(平成28)年度	275 万 kW 2021(令和3)年度	269 万 kW 2020(令和2)年度
公共建築物等における木材利用量	7,603m ³ 2016(平成28)年度	10,000m ³ 2021(令和3)年度	9,657m ³ 2020(令和2)年度

■ 主な成果

- 家庭（世帯当たり）におけるエネルギー消費量及び事業所（床面積当たり）におけるエネルギー消費量は、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入が進んだこと等により、2018（平成30）年度までに、最終年度目標値を下回っており、順調に推移しています。
- 再生可能エネルギー導入容量は、本県及び市町村による導入促進の取組の成果により、2019（令和元）年度に当初の目標（230 万 kW）を

¹ GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJ は、エアコン1台(2020 年式、冷暖房兼用、冷房能力 2.8kW)の1年間の消費電力量(815kWh)の約 1/3 に相当する。

² 算定に用いる統計値の改訂に伴い、計画策定時の数値及び最終年度目標値の見直しを行っている。

³ 現況推計について、より実態に即したものとなるよう、環境省が2021年3月に改訂した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に基づき、推計方法を見直したため、前掲の「環境総合ビジョン指標一覧」の現状値とは数値が異なっている。

達成し、目標を上方修正しています。新たな目標についても、これまでの取組の継続により達成することが期待できます。

- 公共建築物等における木材利用量は、2020（令和 2）年度までに、最終目標の 86％に達しており、最終年度の目標達成が期待できます。

柱 2 循環型社会の推進

■ 指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
リサイクル技術の 実用化件数	累計 29 件 2016(平成 28)年度	累計 41 件 2022 (令和 4)年度	累計 37 件 2020(令和2)年度
一般廃棄物最終 処分量	189 千トン 2016(平成 28)年度	191 千トン以下 2020(令和 2)年度	176 千トン ※速報値 2020(令和2)年度
産業廃棄物最終 処分量	619 千トン 2015(平成 27)年度	648 千トン以下 2020(令和 2)年度	510千トン 2019(令和元)年度

■ 主な成果

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおけるリサイクル技術の実用化件数は、計画策定時から 2020（令和 2）年度まで年平均 2 件を実用化しており、着実に成果を上げています。
- 一般廃棄物最終処分量の 2020（令和 2）年度※速報値は、176 千トンであり、最終年度目標値を達成しました。
- 産業廃棄物最終処分量の 2019（令和元）年度実績値は 510 千トンであり、最終年度目標値以下で推移しています。

柱3 自然共生社会の推進

■ 指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
生物多様性地域戦略策定市町村数	4 市町村 2016(平成 28)年度	6 市町村 2022 (令和 4)年度	7市 2020(令和2)年度
希少野生生物ホームページへのアクセス件数	120,020 件 2016(平成 28)年度	155,000 件 2021(令和 3)年度	177,391件 2020(令和2)年度
農地等の保全に取り組む面積	39,056ha 2015(平成 27)年度	40,000ha 2021(令和 3)年度	40,033 ha (注1) 2020(令和2)年度

■ 主な成果

- 市町村に対する戦略策定の呼びかけと支援を継続した結果、生物多様性地域戦略策定市町村数は、2020（令和 2）年度までに 7 市となり、最終年度目標値を達成しました。
- 希少野生生物ホームページへのアクセス件数は、啓発等により、目標を上回るアクセス数で推移しており、2020（令和 2）年度まで順調に進捗しています。
- 農地等の保全に取り組む面積は、地域の共同活動を通じて、農地等の保全の取組が定着しつつあり、2020（令和 2）年度までに最終年度目標値を上回っています。

¹ 第四次計画の指標「農地等の保全に取り組む面積」に加え、第五次計画の指標「農地等の維持・保全に取り組む面積」では、中山間地域で農地の維持に取り組む面積を加えることとしたため、前掲の「環境総合ビジョン指標一覧」の現状値とは数値が異なっている。

柱 4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

■ 指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
景観計画による規制・誘導が行われている市町村数	23 市町村 2016(平成 28)年度	30 市町村 2022 (令和 4)年度	26 市町村 2020(令和2)年度
環境基準の達成率(大気、水、ダイオキシン(DXN)類、騒音)	大気(SPM,NO ₂ : 100%) 水質(BOD,COD: 85.6%) DXN 類(大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌:100%) 騒音(航空機 80.0%、新幹線 68.9%、自動車 95.8%) 2016(平成 28)年度	環境基準の達成率向上・達成維持を図る。 2022 (令和 4)年度	大気(SPM,NO ₂ :100%(全地点)) 水質(BOD、COD: 76.1%(全地点)) DXN 類(全項目:100%) 騒音(航空機 97.6%、新幹線 70.5%、自動車 96.2%) 2020(令和2)年度

■ 主な成果

- 景観計画による規制・誘導が行われている市町村数は、2016(平成 28)年から 2020(令和 2)年度まで 3 市が計画策定を行っています。今後も市町村に対するヒアリングや補助事業の活用促進を通じ、市町村への支援、啓発を行い達成に向けて対応します。
- 環境基準の達成率は、水質に関しては、2018 年度から横ばいの状況が続いていますが、降雨状況等により変動があるため、今後も監視を継続します。大気、DXN 類及び騒音に関しては、計画期間中、目標の達成を維持しています。

柱 5 国際環境協力の推進

■ 指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
国際環境協力の 案件数	累計 7 件 2016(平成 28)年度	累計 19 件 2022 (令和 4)年度	累計 14 件 2020(令和2)年度
国際環境協力に 係る研修参加者 数	累計 179 人 2016(平成 28)年度	累計 263 人 2022 (令和 4)年度	累計 231 人 2020(令和2)年度

■ 主な成果

- 国際環境協力の案件数は、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもオンラインによる協議、助言等を実施し、2020（令和 2）年度までに最終年度目標値の 7 割に達しており、これまでの取組継続により、目標達成が期待できます。
- 国際環境協力に係る研修参加者数は、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、アジア諸地域からの招へいができなくなる等の影響を受けましたが、オンラインで研修を実施することにより、最終年度には目標達成が期待できます。

柱 6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進

■ 指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 105 社 2016(平成 28)年度	累計 200 社 2021(令和 3)年度	累計164社 2020(令和2)年度
エコタウン(北九州市及び大牟田市)事業に関わる事業数	42 事業 2016(平成 28)年度	42 事業 2022 (令和 4)年度	44事業 2020(令和2)年度
福岡県の試験研究機関における環境関連技術の開発件数	累計 54 件 2016(平成 28)年度	累計 97 件 2022 (令和 4)年度	累計 79 件 2020(令和2)年度

■ 主な成果

- 特区制度を活用して設備投資を行った企業数は、2020（令和 2）年度までに、最終年度目標値の約 6 割に到達しています。引き続き、企業等に対し幅広く周知を行うこと等により、活用企業の掘り起こしを行います。
- エコタウン（北九州市及び大牟田市）事業に関わる事業数は、2020（令和 2）年度まで目標値を上回って推移しており、順調に進捗しています。
- 福岡県の試験研究機関における環境関連技術の開発件数は、計画期間中、年平均 5～8 件の環境負荷の低減に寄与する技術が開発されており、堅調に進捗しています。

柱 7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

■ 指標の進捗状況

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
福岡県環境ウェブサイトアクセス数	816,093 件 2016(平成 28)年度	900,000 件 2022 (令和 4)年度	963,018 件 2020(令和2)年度
こどもエコクラブ市町村事務局登録数	13 市 2016(平成 28)年度	30 市町村 2022 (令和 4)年度	22 市町 2020(令和2)年度
環境講座・環境イベント等の開催数	2,013 件 2016(平成 28)年度	2,013 件以上 2022 (令和 4)年度	1,043 件 (2020(令和2)年度) ※参考 2,070 件 2019(令和元)年度

■ 主な成果

- 福岡県環境ウェブサイトアクセス数は、県の環境に関するまとめサイトである「環境ひろば」で適時の情報発信をすること等により、順調に増加しており、2020（令和 2）年度まで最終年度目標値を上回って推移しています。
- こどもエコクラブ市町村事務局登録数は、計画策定時より増加しています。2020（令和 2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市町村を訪問しての説明が困難となっていますが、引き続き登録を働きかけていきます。
- 本県や市町村が主催する、環境講座・環境イベント等の開催数は、2020（令和 2）年度は新型コロナ感染症対策のため大幅に減少しました。2019（令和元）年度までのイベント数は順調に推移しており、今後はオンラインによる開催も実施すること等により、引き続き目標達成に向け創意工夫していきます。

第五次福岡県環境総合基本計画（答申案）に対する 前回環境審議会以降の意見照会等について

1 環境審議会委員からの意見・・・別紙 参考資料 2

（1）意見照会期間

令和3年11月12日（金）から11月26日（金）まで（2週間）

（2）意見照会の結果

- 意見件数：4件
- 意見内容と意見への対応：別紙のとおり

2 パブリックコメント意見・・・別紙 参考資料 3

（1）意見募集期間

令和3年11月22日（月）から12月5日（日）まで（2週間）

（2）周知方法

記者投げ込みによりマスコミへ情報提供、福岡県環境県民会議構成団体へ周知

（3）閲覧方法

県民情報センター（県庁）、地区県民情報コーナー（4か所）において配架を行うとともに、県ホームページに掲載

（4）意見提出方法

所定の様式にて、事務局へ持参、郵送、FAX 又は電子メールにて提出

（5）意見募集の結果

- 意見件数：10件
- 意見内容と意見への対応：別紙のとおり

3 県内市町村、県関係機関からの意見・・・別紙 参考資料 4

（1）意見照会期間

令和3年11月22日（月）から12月5日（日）まで（2週間）

（2）意見照会の結果

- 意見件数：13件
- 意見内容と意見への対応：別紙のとおり

環境審議会委員からの意見及び意見への対応

参考資料2

三つの計画（案）全体について

委員名	該当ページ	意見内容 (※ページ番号は第2回環境審議会時点)	意見の理由 (※ページ番号は第2回環境審議会時点)	意見への対応
井上(眞)委員	全体	とてもよく精査され、図表もよくまとめられており、異存ありません。些少な部分で気になった点を上げていますので、ご検討ください。基本的には、図表をみただけで、何を表しているかをタイトルに示すと、国や他県等がこれらの図表を引用する際にも役立つのでは、と期待しています。	—	左記のとおり修正します。

福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）について

委員名	該当ページ	意見内容 (※ページ番号は第2回環境審議会時点)	意見の理由 (※ページ番号は第2回環境審議会時点)	意見への対応
岩熊委員	33～34	(人づくりの柱の指標の案について) 答申案31pにESDの記載がありますが、「地域ESD活動拠点」は全国に149団体、福岡県内には7団体あります。これを増やして育てていくことを指標としてはいかがでしょうか。	—	国が定めた第2期ESD国内実施計画では、ESD活動支援センター及び地域ESD推進拠点等のネットワークによる全国的なESD支援体制を、国において整備する旨が記載されています。 よって、福岡県環境総合ビジョンにおいては、ESDについての支援を受ける仕組みとして、地域ESD推進拠点が設けられていることを記載します。
阪口委員	48	脱炭素の柱の指標に、家庭や事業所のエネルギー消費量があるが、答申案(のグラフ)ではCO2発生量になっており、どれくらい努力すれば発生量を削減できるのかわかりにくくなっています。	—	CO2発生量は、電力会社の排出係数によって変わり、電気を使う人の努力が反映されないため、消費エネルギーを指標としています。 答申案の脱炭素の柱に示しているグラフがCO2発生量のみであったため、右軸をエネルギー消費量(折れ線グラフ)に修正します。

委員名	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は第2回環境審議会時点)	意見の理由 (※ページ番号は第2回環境審議会時点)	意見への対応
井上(眞) 委員	35、47 ほか	県内→ 福岡県 本県 → 福岡県	図表のみでも伝わるように、基本的には「福岡県」というタイトルは必須だと思います。 ページ数は、一例を示していますので、全体をチェックしてみてください。	左記のとおり修正します。
川崎委員	85	野生生物の適切な保護と管理の項に傷病野生鳥獣保護について記述すべきと思います。	傷病野生鳥獣保護についてです。県民から寄せられた傷病野生鳥獣については、県内8か所の傷病野生鳥獣医療所を設置して対応しています。 福岡県は以前からこの事業に取り組んでおりますが、鳥インフルエンザの影響で受入施設の確保が難しくなって来ております。 しかし、県民が野外で傷病鳥獣を発見し、助けたいとの思いで行政に連絡を入れ、受入先まで運んでいきます。県民の動物愛護精神を醸成する事業でもあります。受入の傷病野生鳥獣医療所も県施設ではなく市施設や民間施設です。受入施設にとっても県環境部の基本計画の中に掲げているものであれば、受入れの励みになると思われます。 また、環境部の基本計画に載っていないと、財政サイドから見れば重要事業でないと判断され、削減対象になるのではないかと危惧されます。	傷病野生鳥獣の救護については、環境総合ビジョンの部門計画である「福岡県生物多様性戦略」に記載します。

パブリックコメント意見及び意見への対応

①積極的な施策への提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
1	42	p40:「ふくおか環境マイスター」の取り組みについても記載するべきではないでしょうか。	p36「人づくりを支える人材・機会等の提供」においては、ふくおか環境マイスターを挙げっていますが、p40ではその記載がありません。どのような活動をしているのか利用促進のためにも、ふくおか環境マイスターを追加するべきではないでしょうか。	当該重点プロジェクトページに「ふくおか環境マイスター」の取組についても記載します。
2	51	○「公共施設における取組」 下から3～4行目 「県有建築物をはじめ公共施設における再生可能エネルギー導入や県有施設等の照明LED 化を推進します。」 ・ 既存建築物についての省エネには限界があります。 今後新設される県有建築物をはじめとする公共施設のうち、その耐用年数が30年を超えるものについては、まずは官が率先してZEB等の仕様で建設、計画することが必要ではないでしょうか。	CN by 2050 を達成するためには、民に先んじて相当踏み込んだ施策が必要であると思われます。	新設する県有建築物の省エネ性能については、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」の規制等の改定状況を注視しながら、関係部署と協議・検討をまいります。

パブリックコメント意見及び意見への対応

①積極的な施策への提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
3	81～	P76～P83に「自然共生社会の推進(柱5) 生物多様性の保全と利用」がありますが、そちらに次のことを入れていただきたいと思います。 遺伝子組み換え作物を作らない。輸入遺伝子組み換えナタネ・大豆の種のこぼれ落ちを防止する。 ゲノム編集作物を作らない。流通させない。	遺伝子組み換え食物は安全性が100%保障されているとは言えません。 海外からの遺伝子組み換え種子が入港する箱崎埠頭では、遺伝子組み換えナタネの種子から自生しています。零れ落ちたナタネの種子の発芽率は100%と言われるほど自生率が高い植物です。箱崎埠頭からの輸送経路と思われる幹線道路沿いでも遺伝子組み換えナタネの自生が見つかっています。遺伝子組み換えナタネと同種の野菜との交雑も心配されます。 ゲノム編集作物は安全審査もなく流通することが決まっています。 生物多様性の観点から、このような外来種(遺伝子組み換えは外来です)が国産種と交雑することは防ぐべきです。また、国産ではない遺伝子組み換えナタネ、大豆が自生することも防ぐべきです。 よろしくお願いします。	遺伝子組換え作物の安全性や生物多様性に関する影響については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」に基づき環境省が実施する「遺伝子組換え生物による影響監視調査」において、2003年度から継続的に調査されています。 2020(令和2)年度の調査では、国内主要輸入港である博多港及び輸送経路と考えられる主要道路沿いで遺伝子組換えナタネとの交雑は確認されず、過年度の調査結果と合わせて生物多様性の影響が生じるおそれはないと評価されています。 引き続き、環境省の影響監視調査の結果を注視しながら、必要に応じて、国と連携・協力をとってまいります。
4	97	p91: 目指す姿の第2項目に対応する施策の方向、重点的に推進するプロジェクト等に関する内容の記載がありません。	p91目指す姿の第2項目については、p96施策の方向の都市計画において触れているだけであり、その他の施策や重点プロジェクトについて関連する記載がありません。どのように「美しいまち並みや景観を保全」することでシビックプライドにつながるのか、その施策等を示すべきではないでしょうか。	p102 都市計画 2つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ 広域景観計画を通じて、広域的な観点から美しい景観の保全形成を推進するとともに、市町村における景観のルールづくりを促進します。また、地域住民、関係団体等に対する啓発、助言、情報提供等を行い、美しいまちづくりへの参画を促します。

パブリックコメント意見及び意見への対応

①積極的な施策への提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
5	99	○「水環境の保全」下から8～10行目 「本県内の一部の海域では、栄養塩の著しい減少や底質の悪化による生態系への影響が懸念されており、海域の生態系バランスを考慮した豊かな海域を目指す取組が求められています。」 栄養塩の著しい減少等による生態系、水産業への影響が課題として挙げられている一方で、これに対する施策はP96、97において記載されていません。 たとえば、「今後、県内の湾や海域ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな順応的な水質管理について検討する」などの記述はできないのでしょうか。 それとも、具体的な記述を敢えて避けて、「保健環境研究所における水環境の保全に関する研究」に含めているのでしょうか。	今後、污水处理が概成することで、「豊かな海」がますます求められることになります。 終末処理場で既に運用されている水質の順応的管理は、瀬戸内海のみならず必要になると思われます。	本県内では、福岡市や大牟田市の下水道終末処理施設において、試験的に季節ごとの栄養塩類濃度の調整運転(季別運転)が行われているところです。 これらの成果や福岡県保健環境研究所における研究の知見等を踏まえて、今後施策として実施していくか検討していくことになるため、現段階では具体の施策としては記載していません。

パブリックコメント意見及び意見への対応

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
6	34	○ 下から1～3行目 「2012(平成 24)年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、環境教育に関する施策との有機的な連携を図る配慮が求められています。」 自らの消費行動が最終的には地球環境にも影響を与えうることから、環境教育は消費者教育の一つの要素とされており、その意味で、消費者教育推進法における「環境教育との連携」は必要であると思います。 しかし、環境教育をなお一層充実させる上では、むしろ、地方公共団体に対して環境教育の促進に必要な措置を講ずることを求めている環境教育等促進法について言及した方がふさわしいのではないのでしょうか。	持続可能な社会を実現するための人づくりのためには、環境教育・学習に対する地方公共団体の意欲的な取組みが問われると思います。	現状・課題の欄にて、環境教育等促進法について言及します。
7	34	○ 中段の表「環境講座・環境イベント等の開催数(本県及び県内市町村主催)」 2019及び2020の「環境講座・環境イベント等の開催数」が、前年に比べて減少している理由について、「主な要因はコロナ禍による開催中止」といった説明を付記した方がわかりやすいのではないのでしょうか。		左記のとおり修正します。

パブリックコメント意見及び意見への対応

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
8	35	○ 下段の表「本県における地域循環共生圏構築に向けた取組の例」 「福岡県南筑後地域におけるプラスチックのリサイクル」の説明欄の5行目 容包装リサイクル協会 → 容器包装リサイクル協会		左記のとおり修正します。
9	47	○ 上から 8～10行目 「2018(平成 30)年度の本県における温室効果ガス排出量は 5,309 万トンであり、国が示した基準年度である 2013(平成 25)年度に比べ、約 83%(約17%の削減)となっています。」 従前の推計方法で算出した数値として正しいが、一方で、推計方法の見直しによる次のような数値があります。 温室効果ガス排出量「4,769 万トン」、基準年度である 25(2013)年度比「23%の削減」 現在策定中の地球温暖化対策実行計画の改定案のように、数字を書き分けて説明した方がわかりやすいと思います。	推計方法の変更があったことについて、何らかの付言が必要ではないでしょうか。	次期温対計画(案)と同様、脚注に以下を追記します。 ・ 環境省が2021(令和3)年3月に改訂した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に基づき、温室効果ガス排出量の推計方法を見直しており、本章の「5,309 万トン」「17.3%減」を、新しい推計方法で算出すると、「4,769 万トン」「23%減」となる。

パブリックコメント意見及び意見への対応

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
10	12ほか 全体	7つの柱ごとに関連するSDGsのアイコンが示されていますが、説明として「関連する主なSDGs」あるいは「関連が深いSDGs」と表記するべきではないでしょうか。	SDGsは17分野のすべてが関連していると言われており、ある事業に特定のSDGだけが関連することはありません。17分野すべてが関連しているように表すために「関連する主なSDGs」あるいは「関連が深いSDGs」と記載するべきではないでしょうか。	左記のとおり修正します。

市町村等からの意見及び意見への対応

①積極的な施策への提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
1	2	国が示す2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すには、再生可能エネルギーの積極的導入普及が極めて必要です。 そのために、県内全市町村に水素ステーションや充電インフラの設置を推進することを環境総合ビジョンに明記する等、県としての積極的な姿勢を示し、実践していくべきであると考えます。	県が重点的に推進するプロジェクト、最重要課題として「水素ステーション、充電インフラの設置推進」や「ワンヘルスの推進」を掲げられるのであれば、それに応じた県内市町村の関りを明確に示すことが不可欠であるため。	2050年カーボンニュートラルを目指すに当たっては、再生可能エネルギーの積極的な導入が重要であることは、御意見のとおりです。 水素ステーションや充電インフラの整備については、答申案に示すとおり、水素の需給バランスを考慮した水素ステーションの整備及び充電インフラ設置における補助金の案内等を行ってまいります。 なお、再生可能エネルギーの導入普及についてのより具体的な施策については、今年度改定する福岡県地球温暖化対策実行計画を参照ください。

市町村等からの意見及び意見への対応

①積極的な施策への提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
2	4	また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、地球温暖化の防止と生物多様性の保全を実現させるために、ワンヘルスの理念を県として重要視するのであれば、県内市町村の関わり(役割、担う事業)等、具体的な推進内容を示す必要があると考えます。	同上	全般的な県内市町村の関わりについては、第4章「推進体制」において記載しているとおり、環境総合ビジョンの推進のために本県や各地域の様々な主体と連携や情報発信の取組をお願いします。 また、環境総合ビジョンの部門計画として、「福岡県地球温暖化対策実行計画」「福岡県生物多様性戦略」を策定しており、各分野における市町村の関わりについて具体的に記載しています。 福岡県地球温暖化対策実行計画の「第8章 計画の推進体制・進行管理」では、市町村の役割として、地域脱炭素ロードマップに基づき、基礎自治体である市町村が地域の特性に応じた脱炭素先行地域を創出すること等が示されています。 また、福岡県生物多様性戦略の「第6章 推進体制と進行管理」では、市町村の役割として、同戦略及び各市町村に特有の生物多様性の特徴・課題を踏まえ、地域密着型の施策を計画的に推進すること等が示されています。

市町村等からの意見及び意見への対応

①積極的な施策への提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
3	113	前回第4次基本計画では福岡市の福岡方式事業も掲載いただいたが、引き続き掲載願いたい。	福岡市では、県と市が支援している国連ハビタット福岡本部と共同で令和元年よりミャンマー国ヤンゴン市において、福岡方式による廃棄物処理緊急改善計画事業を実施している。また福岡方式は福岡大学と福岡市が共同開発した技術であるため。	柱7国際環境の市町村取組(枠囲み記事)として掲載します。(整理番号3と4を合わせて一つの枠囲みとします)
4	113	P106「国連ハビタット福岡本部との連携」において、以下のとおり、説明文を追記願いたい。 【追記希望説明文】 『○ 国連ハビタットは、福岡市と連携して、日本国政府による無償資金協力の資金を活用し、ミャンマー・ヤンゴン市において、福岡市と福岡大学が共同で開発した廃棄物埋立技術である「福岡方式」により、ヤンゴン市最大の廃棄物処分場を整備しました。』 【添付写真】(1枚)	県下の環境分野における「国連ハビタット福岡本部との連携」に関しては、外務省の資金を獲得して実施した当該事業が、国連などにおいて、ハビタット福岡と自治体との連携事業として紹介される事業であるため。	(前項目に同じ)

市町村等からの意見及び意見への対応

①積極的な施策への提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
5	122,51	運輸部門は、県の二酸化炭素排出量の20%を占めるが、物流車はじめ自動車については、圏域レベルの広域ネットワークにおけるインフラ整備が必要と認識している。 その成果指標(P115)を設定し、県の目標と主体的な取組みをお示しいただきたい。 自動車部門からの二酸化炭素排出量削減のためには、電動車の普及促進が効果的な取り組みになると考えられるが、案(P49)においては「購入における補助金の案内や、電動車の展示、試乗会を実施」といった内容しか盛り込まれていない。 同様に充電インフラ導入促進についても「補助金の案内を行い、(以下略)」とあるのみである。 電動車の普及を強力に促進するためには、<u>購入費用や充電インフラ設置経費に対する補助金交付といった県による直接的な支援を行うことについて言及することが不可欠であり、また、県自らが率先して県有施設に充電設備を設置していくことも盛り込むべきと考える。</u>	P47に記載の自動車部門からの二酸化炭素排出量については、他の2部門と異なり、ここ3年間ほど、ほぼ横ばいの状況が続いており、福岡県の脱炭素社会を実現するためには、当該部門における対策に重点的に取り組む必要があるため。	(運輸部門の目標設定について) 運輸部門の二酸化炭素排出量削減の目標は、環境総合ビジョンと同時期に策定する地球温暖化対策実行計画にて設定しています。環境総合ビジョンにおいては、脱炭素に関して、家庭・事業者の削減努力を的確に把握するための指標項目として、電力の排出係数の影響を受けない「エネルギー消費量」を設定しています。 (電動車の購入や充電インフラ設置への補助等、県による直接支援について) (県有施設への充電設備設置について) 現状においては、環境総合ビジョンに記載している各種取組を進めていくことで、運輸部門の二酸化炭素排出量の削減を進めます。

市町村等からの意見及び意見への対応

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
6	4	「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の教訓」の段落について。 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に感染した野生動物が人に感染を広めたとの誤解を与えかねないので、改めたほうが良いと思う。	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、感染した人から家畜へ感染後、その家畜から新たな人へと感染した事例は認められているようだが、野生動物との関係は認められていないため。	以下のように修正します。 「野生生物との接触機会が増加することで人類にとって未知のウイルスへの感染リスクを高める」
7	12,15,27	使用している言葉の注釈を入れた方が良いのではないか(追加) ・グリーン化(P.12) ・サーマルリサイクル(P.15) ・水素EMS(P.25)	一般的に使用されているとは思いますが、理解されていない県民もいると思われるため。	脚注に追記します。
8	15	・文字の誤り P15 中段の表内「大牟田市」の「特色」うち「有明海沿岸道路や三池鉦→三池港の活用～」ではないか。		左記のとおり修正します。
9	74	誤記訂正(下線部) 「食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしま <u>す</u> 食品のことをいい…」	文言整理のため。	左記のとおり修正します。

市町村等からの意見及び意見への対応

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
10	99	・文字の挿入 P91 後段の【水環境の保全】の4つめ「○汚水処理をみなし浄化槽(単独処理浄化槽)やくみ取りに～略～ことから、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換等を促進する必要があります。」→二重下線のとおりに「 <u>処理</u> 」を挿入する。		左記のとおり修正します。
11	119	SDGsゴール・ターゲット関連図について、「福岡方式廃棄物処分場や環境技術の導入により、廃棄物の再利用や削減につながる」とあるが、「福岡方式廃棄物処分場」の記載を削除されたい。【図の修正イメージ別添あり】	福岡方式は廃棄物の好氣的分解を通じて周辺環境への環境負荷の軽減と埋立場の早期安定化を進めるものであり、廃棄物そのものの再利用や削減につながるものでなく、誤解を生むおそれがあるため。 なお、福岡市では福岡方式をSDGsの11に関わる技術として整理している。	左記の指摘に沿って修正します。
12	130、 133	環境総合ビジョン指標(P115～)と各指標の進捗状況(P122～)について、文言や数値が異なるのは？設定条件の相違によるものであれば、条件の明記が必要かと思われる。 ・家庭におけるエネルギー消費量 ・事業所におけるエネルギー消費量 ・農地等の維持・保全に取り組む面積 等	文言整理のため。	脚注に追記します。

市町村等からの意見及び意見への対応

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理 番号	該当 ページ	意見内容 (※ページ番号は意見募集時点)	意見の理由 (※ページ番号は意見募集時点)	意見への対応
13	全般	表・図については、出典を極力明記した方がよい。	表・図について、出典が明記されていないものがみられる(p45～47、p59～62、p91～95、p99、p105)が、どこかのデータを使っているかがわからないと、データの信ぴょう性に疑問を呈せられるおそれがあるため。 ※環境政策課注記 (p45～47)柱3脱炭素 (p59～62)柱4循環型 (p91～95、99)柱6 健康快適 (p105)柱7国際環境	総合計画を参考に、出典については、以下①～③のように記載します。 <出典記載方法> ①他所から引用したもの： 【出典】環境省「令和3年版環境白書」 ②他所データを元に作成したもの： 【出典】環境省「観光客の周遊等の状況に関する調査(令和2年3月)」を基に福岡県作成 ③県の調査に基づくもの： 【出典】福岡県「2017 年就業構造基本調査」 【出典】福岡県による推計値(市町村アンケート等を基に推計) または、【出典】福岡県

第1章 計画の基本的事項

(計画の位置付け)

福岡県総合計画を踏まえるとともに、各部門計画とも整合させて本県の環境の将来像を具現化するもの

(計画の役割)

環境部門における行政推進のための大綱

県民・事業者・行政などの、すべての主体が環境について考え行動する際の指針

(計画期間)

2022(令和4)年度からの5年間

環境の状況変化、国内外の環境政策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うことがある

(策定の背景)

○ 国内外における環境問題に関する大きな動き

- ・地球温暖化(気候変動)問題
- ・プラスチックごみ問題
- ・食品ロス問題
- ・生物多様性の悪化
- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の教訓

このような事項について、本県の取組の方向性を示す。

○ SDGs(持続可能な開発目標)の考え方

本ビジョンの施策を進めるに当たって、直接に関係のある環境に関するSDGsのゴールを達成するだけでなく、複数の経済・社会の課題の同時解決を目指す。



第2章 福岡県の環境の将来像

<環境の将来像>

～環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ～

- ・ 分野横断的に課題に取り組むことにより、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会を目指す。
- ・ 環境の将来像を実現するために7つの柱を設定し、柱ごとに各種施策を推進する。

【7つの柱のイメージ】



第3章 施策の展開方向

① 経済・社会のグリーン化

ー技術・システム・ライフスタイルのイノベーションー

<目指す姿>

- 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

<施策の方向>

- 経済・社会のグリーン化の推進
- グリーンイノベーションの推進

<重点的に推進するプロジェクト>

- ライフスタイル・ビジネススタイルのグリーン化を目指して ～家庭や事業所で二酸化炭素削減のためにできること～
- グリーンアジア国際戦略総合特区の推進 ～環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築を目指して～
- 環境にやさしい水素社会の実現を目指して～水素関連産業の育成・集積と水素エネルギーの利活用促進～
- FC モビリティの普及のために
- リサイクル技術開発によるグリーンイノベーション ～リサイクルシステムの普及に向けて～

<関連する主な SDGs ゴール>



② 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

ー多様な主体による環境啓発活動や環境教育ー

<目指す姿>

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育・環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。

<施策の方向>

- 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- 環境を考えて行動する人づくりの推進

<重点的に推進するプロジェクト>

- 資源を活かした魅力ある地域づくり ～環境に関する様々な体験活動～
- 環境を考えて行動する人づくり ～持続可能な社会を実現するために～

<関連する主な SDGs ゴール>



③ 脱炭素社会への移行

－地球温暖化防止と気候変動への適応－

<目指す姿>

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

<施策の方向>

- 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策（緩和策）
- 気候変動の影響への適応（適応策）

<重点的に推進するプロジェクト>

- 風力発電の導入促進～脱炭素社会の実現に向けて～
- 気候変動の影響と適応策～被害の防止・軽減に向けて～

<関連する主な SDGs ゴール>



④ 循環型社会の推進

－資源の効率的活用と廃棄物の適正処理－

<目指す姿>

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

<施策の方向>

- 限りある資源の効率的な利用
- 資源循環利用の推進
- 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

<重点的に推進するプロジェクト>

- 未来のために、プラごみ削減!!～プラスチック資源循環の促進～
- 「もったいない!」で考える、食品ロス削減～食品ロス削減の推進～
- ICTを活用した産業廃棄物の監視指導強化～ごみの不適正処理の未然防止、早期解決を図る～
- 災害廃棄物処理計画に基づく自治体等との連携

<関連する主な SDGs ゴール>



⑤ 自然共生社会の推進

ー生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現ー

<目指す姿>

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

<施策の方向>

- 生物多様性の保全と自然再生の推進
- 生物多様性の持続可能な利用

<重点的に推進するプロジェクト>

- 人と動物の健康、そして環境の健全性是一つ ～ワンヘルスの推進～・～里地里山における野生動物の生息状況等調査～
- 守ろう、福岡県の希少野生動植物～福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく取組～
- 自然公園等における豊かな自然の保護と利用の推進～自然との共生を目指して～

<関連する主な SDGs ゴール>



⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

ー心地よい空気・水・土・居住環境の保全ー

<目指す姿>

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

<施策の方向>

- 統合的な対策
- 大気環境の保全
- 水環境の保全
- 土壌環境の保全
- 化学物質等による環境・健康影響対策
- その他の生活環境の保全

<重点的に推進するプロジェクト>

- 目に見えない大気汚染や水質汚濁等から県民を守る～常時監視等による安全安心の確保及び発信～
- 海ごみを減らすためにできることって何だろう？～ポイ捨てしない・ごみを分別する等身近な行動からはじめよう～
- 地域の力(ちから)で河川や海岸を美しく!～クリーンリバー・クリーンビーチの推進～

<関連する主な SDGs ゴール>



⑦ 国際環境協力の推進

－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－

<目指す姿>

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

<施策の方向>

- 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- 民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進

<重点的に推進するプロジェクト>

- アジア諸地域との国際環境協力を推進 ～アジア自治体間環境協力推進事業～

<関連する主な SDGs ゴール>



第4章 推進体制・進行管理

【推進体制】

- ・ 福岡県における総合的な計画推進
PDCAサイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である福岡県環境対策協議会（会長：副知事、委員：各部長及び教育長）を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討。
- ・ 県民、事業者、行政など各主体との連携による計画推進
県民団体、事業者団体、行政（市長会、町村会、政令市）が参加する福岡県環境県民会議を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・市町村・県が一体となって計画の推進を図る。
- ・ 地域連携による計画推進
県内市町村等と連携するとともに、本環境総合ビジョンや環境に関する優良事例等の情報発信を行う。
また、市町村等に対しても、地域において様々な主体との連携や情報発信を促す。
さらに、本県の各保健福祉環境事務所に設置されている地域環境協議会を活用し、地域が一体となって計画の推進を図る。
- ・ 広域連携による計画推進
大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策など、県域や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県、熊本県、大分県を始めとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い計画の推進を図る。

【進行管理】

- ・ 進捗状況の点検及び公表
指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、更に環境に関する県民意識調査を実施するなどにより点検を行い、計画の進捗状況についてとりまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により公表する。
- ・ 環境の状況変化に応じた計画の見直し等
環境の状況変化、国内外の環境政策の動向及び次期福岡県総合計画策定の議論などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行う。

【環境総合ビジョン指標一覧】

柱	指標項目	目標値	現状値
1 グ リ ン 化	○ 「エコ事業所」登録事業所数	2,974事業所 2026（令和8）年度	2,374事業所 2021（令和3）年度当初
	○ 新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	累計75社・団体 2026（令和8）年度	9社・団体 2020（令和2）年度
	○ 特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計300社 2026（令和8）年度	累計164社 2020（令和2）年度
	○ リサイクル技術の実用化件数	累計49件 2026（令和8）年度	累計37件 2020（令和2）年度
2 地 域 ・ 人	○ こどもエコクラブ登録団体数	200クラブ 2026（令和8）年度	143クラブ 2020（令和2）年度
	○ 環境講座・環境イベント等の開催数	1,560件 2026（令和8）年度	1,043件 2020（令和2）年度
3 脱 炭 素	○ 再生可能エネルギー発電設備導入容量	405万kW 2026（令和8）年度	269万kW 2020（令和2）年度
	○ 家庭（1世帯当たり）におけるエネルギー消費量	23.3GJ/世帯 2026（令和8）年度	26.9GJ/世帯 2018（平成30）年度
	○ 事業所（床面積当たり）におけるエネルギー消費量	1.04GJ/㎡ 2026（令和8）年度	1.13GJ/㎡ 2018（平成30）年度
	○ 公共建築物等における木材利用量	累計55,000㎡ 2026（令和8）年度までの5年間	累計46,227㎡ 2020（令和2）年度までの5年間
4 循 環 型	○ 一般廃棄物最終処分量	171 千トン以下 2025（令和7）年度	176 千トン※速報値 2020（令和2）年度
	○ 産業廃棄物最終処分量	526 千トン以下 2025（令和7）年度	510 千トン 2019（令和元）年度
	○ 食品ロス削減県民運動協力店（食べもの余らせん隊）登録店舗数	1,500店舗 2026（令和8）年度	1,192店舗 2020（令和2）年度
5 自 然 共 生	○ 生物多様性プラットフォーム（ホームページ）のアクセス数	266,100件 2026（令和8）年度	177,391件 2020（令和2）年度
	○ 平尾台自然観察センターの利用者数	44,000人 2026（令和8）年度	39,980人 2018（平成30）年度
	○ 農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180ha 2026（令和8）年度	41,545ha 2020（令和2）年度
6 生 活 環 境	○ 環境基準の達成率	環境基準達成率の 向上・達成維持を図る 2026（令和8）年度	大気（SPM、NO ₂ ：100%） 水質（BOD、COD：76.1%） DXN類 （大気、公共用水域水質、 公共用水域底質、地下水、土壌： 100%） 騒音（航空機：97.6% 新幹線：70.5% 自動車：96.2%） 2020（令和2）年度
	○ 河川及び海岸愛護団体登録数	700団体 2026（令和8）年度	511団体 2020（令和2）年度
7 国 際	○ 本県が行う国際環境協力の案件数	累計27件 2026（令和8）年度	累計14件 2020（令和2）年度
	○ 本県が行う国際環境協力に係る研修への参加者数	累計315人 2026（令和8）年度	累計231人 2020（令和2）年度